目

次

外) **内閣府** <sup>国立印刷局)</sup>

(号 **発 行** (原稿作成

律

法

O道路法等の一部を改正する法律 〇独立行政法人国際協力機構法の一 を改正する法律(二一) 部

政

報

〇外務省組織令の一部を改正する政令

O 道路法等の一部を改正する法律の 関する政令 (一七九) 部の施行に伴う関係政令の整備等に

O建築物における衛生的環境の確保に 関する法律施行令の一部を改正する

省

仓

〇外務省組織規則の一部を改正する省 (外務一〇)

〇独立行政法人国際協力機構の業務運 の一部を改正する省令 営並びに財務及び会計に関する省令

(外務・財務 |

〇道路整備特別措置法施行規則の一 を改正する省令 (国土交通五六 部

令

二七八

政令 (一八〇)

会社決算公告 会社その他

法規的告示

0

 $\triangleright$ 

0

O事業活動に伴う温室効果ガスの排出 要な指針の一部を改正する件 適切かつ有効な実施を図るために必 業者が講ずべき措置に関して、その 果ガスの排出削減への寄与に係る事 削減等及び日常生活における温室効

〇降水粒子の分布及び状態を測定する 告示 (気象庁三) レーダーの基準等の 一部を改正する

産・経済産業・国土交通・環境・防 務・文部科学・厚生労働・農林水

(内閣府・総務・法務・外務・財

その他告示

〇第十二回特別 弔慰金国庫債券の様式 の要項を定める件 (財務) 一九

公 告

諸 事 項

裁判所

破産、 免責関係

特殊法人等 日本私立学校振興・共済事業団共済

地方公共団体

規程等の

部変更関係

教育職員免許状失効、 特定空家等関

第一三条第一項第三号及び第三五条関係)

二関係)

拡大することとした。(第一三条第一項第四号関 臣が指定する者、 正前に列挙されていた主体に加え、国際協力に に対する技術協力について、その委託先を、 に対する技術協力について、その委託先を、改国際協力機構の委託により行う開発途上地域 独立行政法人及び学校等にも

とすることとした。(第三五条第三項及び第四項り翌事業年度までの贈与等に充てることを可能 る計画に係るもののうち、中断したと認める時 並びに第四二条第一項第三号関係) ならないこととし、また、外務大臣の承認によ 金以外の資金について、国庫に納付しなければ 点で当該計画に必要となることが見込まれる資 ている資金であって外務大臣が中断したと認め

の拡充による民間資金動員の促進 開発途上地域の法人等に対する有償資金協力

資に加え、債務の保証及び債券の取得を追加 第二項並びに第四二条第三項第一号関係) することとした。(第三条、第一三条第 一号、第一四条第一項及び第二項、第 改正前の資金の貸付け及び出 一項第

対する資金の贈与に加え、国際協力機構による 手法として、改正前の開発途上地域の政府等に 財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わっ 国際協力機構の無償資金協力について、その

た。(第一三条第一項第二号及び第一四条第三

に資する計画に係る業務を追加することとし

係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大

ることとした。(第三二条第一項関係) 主務大臣が指定する者からの借入れを可能とす について、改正前の政府からの借入れに加え、 有償資金協力業務の財源に充てる長期借入金

法令のあらまし 公布された

◇独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する 法律(法律第二一号)(外務省)

途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上、改正前の開発事業に係る業務に加え、開発

ての債務の弁済を追加することとした。(第三 項関係)

無償資金協力のために国際協力機構が管理し

6 この法律の施行に関し必要な経過措置を定め ることとした。(附則第二項関係)

た。(附則第三項関係) 関係法律について所要の改正を行うこととし

ととした。 この法律は、 公布の日の翌日から施行するこ

◇道路法等の一部を改正する法律(法律第二二号)

道路法の一部改正関係

路及びその周辺の地域における快適で質の高い 将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道 能の確保、道路の脱炭素化の推進等を通じ、 合理的な利用の促進、道路の防災に関する機 の効率的かつ効果的な実施、道路の適正かつ ものであることに鑑み、道路の整備及び管理 豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たす て行わなければならないこととした。(第一条 い生活環境の創出を図ることを基本理念とし で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性 の活力の向上及び持続的発展、 道路網の整備に関する基本理念の創設 道路網の整備は、道路が我が国の経済社会 安全かつ安心

担の方法を別に定めることができることとし 法及び連携協力道路の管理に関する費用の分 関係道路管理者は、協議によりその管理の方 の よって効率的かつ効果的に行う必要があるも 管理者を除く。) 間における連携及び協力に を関係道路管理者(国土交通大臣である道路 専用道路を除く。)のうち、その維持、修繕等・ 域に存する道路(高速自動車国道及び自動車 た。(第二〇条の二及び第五五条の二関係) 道路啓開計画の策定 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区 連携協力道路の管理の特例制度の創設 (以下「連携協力道路」という。)について、

送の確保を図るための密接関連道路の維持 道路管理者は、協議会における協議の結果、 接関連道路」という。)の管理を行う二以上の 大規模な災害が発生した場合における緊急輸 (道路の啓開のために行うものに限る。)を効 交通上密接な関連を有する道路(以下「密

管理する道路の代行制度の拡充

果的に行うため必要があると認められる場合 した。(第二二条の三及び第二八条の二関係) ついて定めた道路啓開計画を作成することと 密接関連道路の維持の方法に関する事項等に において、当該災害が発生した場合における

とができることとした。(第一七条第七項関 都道府県又は市町村に代わって自ら行うこ 場について、当該都道府県又は市町村にお る工事等の実施のために必要な管理を当該 の実施体制等を勘案して、災害復旧に関す ける道路の維持又は災害復旧に関する工事 基づいて、道路の附属物である自動車駐車 おいて、都道府県又は市町村からの要請に 国土交通大臣は、災害が発生した場合に

とした。(第四八条の二九の五関係) 町村に代わって自ら行うことができること 通上密接に関連する防災拠点自動車駐車場 らの要請に基づいて、重要物流道路等と交 について、その管理の実施体制等を勘案し て、新設及び改築等を当該都道府県又は市 国土交通大臣は、都道府県又は市町村か

5 の占用許可基準の緩和 災害応急対策に資する施設等に係る道路へ

用の許可を与えることができることとした。 場合において防災拠点自動車駐車場その他の 策に資する施設等であって、災害が発生した 用するにふさわしいと認められる災害応急対 得ないものでない場合であっても、 駐車場の合理的な利用の観点から継続して使 (第三三条第二項関係) 所へ移動させることができるものについ 道路管理者は、道路の附属物である自動車 道路の敷地外に余地がないためにやむを 道路の占

道路脱炭素化基本方針の策定

定めることとした。(第四八条の六六関係) 道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針 意義及び目標に関する事項等について定めた (以下 | 道路脱炭素化基本方針」という。)を 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進の 四

国土交通大臣による都道府県又は市町村が 7

施設等として政令で定めるものであって道 成することができることとした。(第四八条 脱炭素化の目標等について定めた計画(以炭素化の推進に関し、その管理する道路の 即して、その管理する道路に係る道路の脱

啓開のために行うものに限る。)及び災害復旧に 制等を勘案して、公社管理道路の維持(道路の 道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体 という。)について、当該地方道路公社における 道路公社が管理する道路(以下「公社管理道路 道路整備特別措置法の一部改正関係 国土交通大臣は、災害が発生した場合におい 地方道路公社からの要請に基づいて、地方 ることとした。(第三三条第二項関係) にやむを得ないものでない場合であって について、道路の敷地外に余地がないため 置に関する事項が定められたものに限る。) のとして政令で定める場所に設けられるも

関する法律の一部改正関係 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に

合において、当該貸付けに必要な資金の一部を 可を受けて一の5の災害応急対策に資する施設 無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付ける ことができることとした。(第一条及び第五条関 する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場 等を設置しようとする者に対し、その設置に要 国は、都道府県又は市町村が道路の占用の許

### 附則

ら起算して六月を超えない範囲内において政令 で定める日から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、公布の日か

道路脱炭素化推進計画の策定

道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に 「道路脱炭素化推進計画」という。)を作 2

路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないも 道路管理者は、道路の脱炭素化に資する (道路脱炭素化推進計画においてその設 道路の占用の許可を与えることができ

のを当該地方道路公社に代わって自ら行うこと 関する工事であって、高度の技術等を要するも ができることとした。(第三二条の二関係)

# ◇外務省組織令の一部を改正する政令(政令第

及び第六九条関係 につき所要の改正を行うこととした。(第一一条 る法律の施行に伴い、国際協力局等の所掌事務 七八号)(外務省) 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正す

の施行の日から施行することとした。 この政令は、独立行政法人国際協力機構法の 部を改正する法律(令和七年法律第二一号)

◇道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に 七九号)(国土交通省) 伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第

道路法施行令の一部改正関係

四第一項関係) とともに、その場合の技術的読替えを定める 繕及び災害復旧以外の管理を行う場合におい 属する自動車駐車場の新設、改築、維持、 区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附 こととした。(第一条の七第一項及び第四条の て、道路管理者に代わって行う権限を定める 国土交通大臣が道路管理者に代わって指定 修

線名等の告示について定めることとした。(第 の権限を代行する場合における当該道路の路 繕及び災害復旧以外の管理に係る道路管理者 属する自動車駐車場の新設、改築、維持、 区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附 国土交通大臣が道路管理者に代わって指定 条関係 修

ら行うことができることとした。(第四条第 両の移動の措置等を道路管理者に代わって自 本法第七六条の六に基づく災害時における車 可等に係る警察署長への協議及び災害対策基 道の災害復旧等を行う場合において、占用許 定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村 国土交通大臣は、道路管理者に代わって指 一項第三号関係 第四条の四第一項第五号及び第五条の

工事を行う場合において、道路管理者に代わっ **通路公社が管理する道路の災害復旧等に関する** 道路整備特別措置法施行令の一部改正関係 国土交通大臣が地方道路公社に代わって地方

び第一一条の三関係 的読替えを定めることとした。(第一一条の二及 て行う権限を定めるとともに、その場合の技術

施行期日

この政令は、 公布の日から施行することとし

◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律 施行令の一部を改正する政令(政令第一八〇号) (厚生労働省)

2 この政令は、 の額を一万七、 五条関係) 建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料 九〇〇円とすることとした。(第 公布の日から施行することとし

法 律

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律をここに公布する

令和七年四月十六日

御

名

御

内閣総理大臣

石破

茂

3

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業」に改め、 に、「「有償資金協力」という」を「同じ」に改め、同号ロ中「又は当該事業」を「当該資金に係る債 この号において「資金の供与等」という。)をすることによって行われる協力をいい、資金の供与等」 付け、債務の保証、社債若しくはこれに準ずる債券(以下「社債等」という。)の取得又は出資(以下 同号に次のように加える。 第十三条第一項第二号中「有償の資金供与による協力(資金の供与」を「有償資金協力(資金の貸 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。 三条中「有償及び無償の資金供与による協力」を「有償資金協力及び無償資金協力」に改める。

される社債等を取得すること。 必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、又は当該資金の調達のために発行 設定する計画であって開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その

条に規定する専修学校をいう。)」に改める。 を「学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第百二十四る者」に改め、「奉仕活動又は」の下に「通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、」を加え、「大学」 他の我が国の民間の団体その他国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定す の他の財産を贈与し、又は開発途上地域の政府等に代わってその債務を弁済する」に、「いい、以下「無 償資金協力」という」を「いう。以下同じ」に改め、同項第四号中「その他民間の団体等」を「その |十三条第一項第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資金協力」に、「を贈与する」を「そ

項中「事業計画又は」を「事業計画、」に改め、「関する計画」の下に「又は同号ハの経済及び社会の持 続可能性の向上に資する計画」を加える。 第十四条第一項及び第二項中「貸付け」の下に「、債務の保証、社債等の取得」を加え、同条第三

第十八条第二項中「利息」の下に「、債務保証料、社債等の利子」を加え、「利子政第十七条第二項第二号中「附則第二条第五項」を「附則第二条第七項」に改める。 社債等の利子」を加え、「利子及び」を

加え、同条第三項ただし書中「贈与」を「贈与等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次め、同条第二項中「贈与」を「贈与等」に改め、「として」の下に「、無償資金協力の計画ごとに」をめ、同条第二項中「贈与」 びに」に改める。 第三十五条第一項中「おける贈与」の下に「又は債務の弁済」を加え、「「贈与」を「「贈与等」に改 第三十二条第一項中「政府」を「政府その他主務大臣が指定する者」に改める。

に次の一項を加える。 の承認を受けたときは、当該計画のために管理している資金の全部又は一部を当該計画が中断した を除き、当該計画のために管理している資金を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣 めるときは、その時点において当該計画の贈与等に充てるために必要となることが見込まれる資金、機構は、第一項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画が中断したと外務大臣が認 と外務大臣が認めた日を含む事業年度の翌事業年度までの贈与等に充てることができる

> 等を取得し、」に、「受ける」を「する」に改める。 書」に改め、同条第三項第一号中「貸付け」を「機構が貸し付け、 第四十二条第一項第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第三項ただし書又は第四項ただし その債務の保証を行い、 その社債

(施行期日)

この法律は、 公布の日の翌日から施行する

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

(外務省設置法の一部改正) なお従前の例による。

外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第二十五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 石破 加藤 岩屋

勝信 毅 茂

道路法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣 石破 茂

## 法律第二十二号

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

るもの」の下に「に限り、第三号に定める管理にあつては当該都道府県又は市町村が自らこれを的 第十七条第七項中「管理(」の下に「第一号及び第二号に定める管理にあつては」を、「認められ

確かつ迅速に行うことが困難であると認められるもの」を加え、同項に次の一号を加える。 修繕及び災害復旧以外の管理(第十三条第三項、この項又は第四十八条の十九第一項の規定に 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場 新設、改築、

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

より道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限る。

(道路啓開計画)

「利子並

第二十二条の三 交通上密接な関連を有する道路(以下「密接関連道路」という。)の管理を行う二 災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画(以下 協議会における協議を行つた結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図る 以上の道路管理者(以下「密接関連道路管理者」という。)は、第二十八条の二第一項に規定する 啓開計画」という。)を定めるものとする。 効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、 ための密接関連道路の維持(道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。)を 「道路 当該

- 2 道路啓開計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 関連道路の維持の実施に関する目標 前号に掲げる災害(以下この条において「対象災害」という。)が発生した場合における密接
- 前号の維持を優先的に実施する必要のある密接関連道路の路線及び区間

調達に関する事項

- 五 四 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項
- 密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項
- 方法に関する事項 対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の
- 前各号に掲げるもののほか、 道路啓開計画の実施に関し必要な事項
- を定めることができる。 理者であるものに限る。)がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができること 前項第四号に掲げる事項には、 対象災害が発生した場合において道路管理者(密接関連道路管
- る防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければなら 道路啓開計画は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定す
- つてはこれを公表するよう努めなければならない。 連道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の密接関連道路管理者にあ 密接関連道路管理者は、 道路啓開計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣である密接関
- 行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。 密接関連道路管理者は、 定期的に、その定めた道路啓開計画について、 調査、分析及び評
- 第二十四条中「第二十二条の二」を「第二十二条の三」に改める。 第一項及び第五項の規定は、道路啓開計画の変更について準用する。

び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整」に改め、「をいう。)」の下に「の改 という。)の管理を行う二以上の道路管理者は」を「密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及 くは指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の管理」を加える。 第二十八条の二第一項中「交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」 第二十七条第三項中「維持若しくは」を「維持、」に改め、「災害復旧に関する工事」の下に「若し の方法に関する協議」を加える。

第三十三条第二項第四号中「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削る。

第五十条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。 県の負担とする。 修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府 第十七条第七項の規定による指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、 維持、

第五十一条に次の一項を加える。

村の負担とする。 車場の新設、改築、 +場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町第十七条第七項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐 維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、

第六項」を「同条第七項」に改める 繕及び災害復旧以外の管理を行う場合に」に、「第六項」を 合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修 設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場 第五十三条第一項中「工事を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新 「第七項」に改め、同条第二項中「同条

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

六四 (第四十八条の六十 十六・第四十八条の六十七)」に改める。十八条の六十五) 十八条の二十九の七」を -第四十八条の六十五)」を 「第四十八条の二十九の八」に、「第十四節 第十 五 節 五 節 道路の脱炭素化の推進(第四十八道路協力団体(第四十八条の六十 道路協力団体 の第

第一条の次に次の一条を加える

心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすもの**第一条の二** 道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安 ればならない。 及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行われなけ 道路の防災に関する機能を確保することにより、 備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて であることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整 将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路

第十九条第一項中「本条及び第五十四条中」を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。)のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道第二十条の二 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路(高速自動車国道及び第 の管理の方法を定めることができる。 路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの(第二十七条第 十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、 五項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。)については、関係道路管理者は、第 (連携協力道路の管理) 協議して別にそ

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、 公示しなければならない。 成立した協議の内容を

条の二十九の五第一項」に改める。 第二十四条中「又は第四十八条の二十二第一項」を「、第四十八条の二十一第二十一条中「前条」を「第二十条」に、「除く外」を「除き」に改める。 二第一 項又は第四十八

める。 定による協議に基づき道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改第二十七条第五項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は第二十条の二第一項の規

第二十九条に次の一項を加える。

2 することを含む。以下同じ。)の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるように配む。)を通じて社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減を促進む。)を通じて社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいい、道びに利用に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以びに利用に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以号)第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、道路の整備及び管理並 第三十三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四十八条の二 慮されたものでなければならない。 道路の構造は、道路の脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七

四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「定めるもの」の下に十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第 号の次に次の一号を加える。 する歩行者利便増進道路」を「の歩行者利便増進道路」に改め、同号を同項第四号とし、 へ移動させることができるものに限る。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定 認められるものであつて、災害が発生した場合において同項の防災拠点自動車駐車場その他の場所 のにあつては、当該自動車駐車場をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと 「(第四十八条の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場以外の自動車駐車場内に設けられるも

る事項としてその設置に関する事項が定められたものに限る。) もの(第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画に同条第二項第二号に掲げ 支障を及ぼすおそれが少ないものとして脱炭素化施設等ごとに政令で定める場所に設けられる 化に資するものとして政令で定めるもの(以下「脱炭素化施設等」という。)で、道路の交通に 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、 道路の脱炭素

第三十三条第六項中「同項第三号」 を 「同項第四号」に、「次条第二項第三号」を「次条第二項第

第三章第九節の二中第四十八条の二十九の七を第四十八条の二十九の八とし、第四十八条の二十 第四十八条の二十九の二第一項中 「第四十八条の二十九の五第一項」を 「第四十八条の二十九の

九の六を第四十八条の二十九の七とする。

改め、同条を第四十八条の二十九の六とし、第四十八条の二十九の四の次に次の一条を加える。第四十八条の二十九の五第一項中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八」 (防災拠点自動車駐車場の管理の特例) に

第四十八条の二十九の五 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道 十三条第一項、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで及び第八十五条第二項の規当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第であるものに限る。)に附属する防災拠点自動車駐車場についてそれぞれ次の各号に定める管理をる道路をいう。以下この項において同じ。)と交通上密接な関連を有するもの又は重要物流道路等しくは都道府県若しくは市町村が管理する重要物流道路等(第四十八条の十九第一項各号に掲げて、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路(国土交通大臣が管理する道路若て、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路(国土交通大臣が管理する道路若 定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。 府県又は市町村における防災拠点自動車駐車場の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案し

指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理

理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該防災拠点自動車駐車場の道路管理者国土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する道路に附属する防災拠点自動車駐車場の管 に代わつてその権限を行うものとする。 都道府県道又は市町村道 新設、改築又は修繕に関する工事

に改め、「定めるもの」の下に「又は脱炭素化施設等」を加える。 第四十八条の六十五の見出しを「(道路の脱炭素化の推進等への協力)」に改め、同条を同条第 第四十八条の六十一第二号中「又は道路」を「若しくは道路」に、「又は施設」を「若しくは施設」等一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 項

ものとする 素化推進計画に基づき道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力する 二項第二号に掲げる事項に道路協力団体の協力が必要な事項が定められたときは、当該道路脱炭道路協力団体は、第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画において同条第 同条に第一項として次の一項を加える。

第三章に次の一節を加える。

第十五節 道路の脱炭素化の推進

第四十八条の六十六 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針 脱炭素化基本方針」という。)を定めるものとする。 以 下 「道路

道路脱炭素化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする

道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項 道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する

道路脱炭素化基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保四 前三号に掲げるもののほか、道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、 環境大

5 臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、

5

を公表するものとする

(道路脱炭素化推進計画)

第四十八条の六十七 道路管理者は、 路の脱炭素化の推進に関する計画(以下この条において「道路脱炭素化推進計画」という。)を定 道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道

道路脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

道路の脱炭素化の目標

前号の目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

るときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。 理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項を定めようとす 道路管理者は、前項第二号に掲げる事項に、道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管 前二号に掲げるもののほか、道路脱炭素化推進計画の実施に関し必要な事項

第五十条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。 あつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。 通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者に 道路管理者は、道路脱炭素化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、 、国土交

理者である都道府県の負担とする。 場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管 第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車

第五十一条に次の一項を加える。

属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府 県又は市町村の負担とする。 第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附

条第四項」に改め、同条第二項中「同条第七項」を の管理を行う場合に」に、「第七項まで又は第五十一条」を「第八項まで、第五十一 合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外 車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場 第五十三条第一項中「管理を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車 「同条第八項」に改める 条又は第八十 Ŧi.

第五十五条の次に次の一条を加える。

(連携協力道路の管理に要する費用)

**第五十五条の二** 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管 理に関する費用で連携協力道路に関するものについては、 すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。 関係道路管理者は、 協議してその分担

第七十三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第七十九条第一項中「道路整備計画」の下に「、道路脱炭素化基本方針」 を加える。

第八十五条第三項中「の場合においては」の下に「、次項の場合を除き」 を加え、同条に次の

当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担す 属する防災拠点自動車駐車場の新設又は改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都 府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、 道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道 第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附

第九十七条第一項第一号中「第五十八条第一項」を 「第五十五条の二、第五十八条第一項」 に改

六号を同条第五号とし、同条に次の一項を加える。 第百二条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、 同号を同条第四号とし、 又は自 同

第百四条第三号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改める。 己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、

第百七条中 「第百二条第四号」を「第百二条第二項」に改める。

の二十九の五第二項」に改める。 第百九条中「又は第四十八条の二十二第三項」を「、第四十八条の二十二第三項又は第四十八条

3

2

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。 第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。 第四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「、第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

六の二 道路法第二十二条の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により 道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項(同条第七項において準用する場合 を含む。)の規定によりこれを公表すること。

第九条第一項第七号の次に次の一号を加える。

第九条第一項第十二号の次に次の一号を加える。 七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関す る協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。)を組織すること。

十二の二 道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、 同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。 並びに

第九条第十一項中「まで」の下に「、第十二号の二」を加える。

第十七条第一項第五号の次に次の一号を加える。 第十四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「、第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

官

五の二 道路法第二十二条の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により 道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項 を含む。)の規定によりこれを公表すること。 (同条第七項において準用する場合

第十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

第十七条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。 る協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。)を組織すること。 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関す 並び

二十三の二 道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、 に同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。)」を加える。第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「協議会」の下に「〈道路啓開計画の作成及 第三十二条の次に次の一条を加える。

(災害が発生した場合における公社管理道路の管理の特例

第三十二条の二 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社から要請があり、 わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十四条及び第十五条第一項の規定にか他の地域の実情を勘案して、当該公社管理道路について次に掲げる管理を当該地方道路公社に代かつ、当該地方道路公社における公社管理道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その つ、当該地方道路公社における公社管理道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの 維持(道路の啓開のために行うものに限る。)及び災害復旧に関する工事であつて、高度の技

- 管理であつて、当該公社管理道路について前号に掲げる管理を行うために必要と認められ、か つ、当該地方道路公社が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに 公社管理道路に附属する自動車駐車場の管理(新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の
- ばならない 路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。次項において同じ。)の同意を得なけ 地方道路公社は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る公社管理道限る。)
- 省令で定めるところにより、その旨を、当該地方道路公社及び当該公社管理道路の道路管理者に 通知するとともに、公示しなければならない。当該管理の全部又は一部を完了したときも、 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、 国土交通 同様
- めるところにより、当該地方道路公社に代わつてその権限を行うものとする。 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行う場合においては、 政令で定
- の必要な技術的読替えは、政令で定める。 第一項の場合におけるこの法律の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用について
- 百九条を除く。)の規定の適用については、 第四項の規定により地方道路公社に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章(第 道路管理者とみなす。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣が行う公社管理道路に係る工事に関する費用負担の特例

第三十七条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧 きる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要 する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。 た場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することがで に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととし

第三十八条第一項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

整備特別措置法第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号」を「同法第八条第一項第第五十四条第一項中 | が道路整備特別措置法」の下に「(昭和三十一年法律第七号) ] を加え、「道路 三十九号又は第十七条第一項第三十五号」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号) 部を次のように改正する。 の

又は施設」を加え、「単に「自動運行補助施設」を「「自動運行補助施設等」に改める。 第一条中「掲げる自動運行補助施設」の下に「及び同法第三十三条第二項第五号に掲げる工作物

車駐車場の新設、改築又は修繕に関する工事」を加え、「当該工事」を「これらの工事」 大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する同法第四十八条の二十九の二第一項の防災拠点自動 一項」を「、第二項及び第五項並びに第八十五条第四項」に改める。 第三条中「関する工事」の下に「及び同法第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通 に、「及び第

第五条の見出し及び同条第一項中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改める。

附則

する。ただし、第一条及び第三条(道路整備特別措置法第四条の改正規定、同法第九条第一項第十第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 及び第八条の規定は、 十七条第一項第三十三号の次に一号を加える改正規定を除く。) の規定並びに次条並びに附則第四条 一号の次に一号を加える改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第十四条の改正規定及び同法第 公布の日から施行する。

る。

第二条 する道路脱炭素化基本方針の案について環境大臣その他の関係行政機関の長に協議することができ二条の規定による改正後の道路法第四十八条の六十六第四項の規定の例により、同条第一項に規定7.1条 国土交通大臣は、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)前においても、第 (道路脱炭素化基本方針に関する準備行為)

(負担金等の強制徴収に関する経過措置)

施行日前に徴収した当該負担金等並びに当該手数料及び延滞金については、なお従前の例による。十三条第一項に規定する負担金等並びに同条第二項に規定する手数料及び延滞金について適用し、 (政令への委任) 二条の規定による改正後の道路法第七十三条の規定は、施行日以後に徴収する道路法第七

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規

づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正) の項第一号イ中「第五十八条第一の一部を次のように改正する。 項

五条の二、第五十八条第一項」に改める。

第七条 四十八条の二十九の五第二項」に改める。 第二十五条第一項中「又は第四十八条の二十二第三項」9条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)(高速自動車国道法の一部改正) をの 「、第四十八条の二十二第三項又は第一部を次のように改正する。

第八条 (特別会計に関する法律の一部改正)

第二百二十四条第一号ホ中「第七項」を ||百二十四条第一号ホ中「第六項」を「第七項」に改める。特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。 「第八項」に改める。 部を次のように改正する

官

財務大臣 石破 中加藤 游信 茂昌

令 内閣総理大臣国土交通大臣

政

外務省組織令の一 部を改正する政令をここに公布する

名 御 璽

御

令和七年四月十六日

閣総理大臣

石破

茂

# 政令第百七十八号

内閣は、国家行政組織法 外務省組織令の一部を改正する政令 (昭和二十三年法律第百二十号)第七条第四項及び第五項の規定に基づき

この政令を制定する。 第十一条第六号及び第六十九条第八号中「有償の資金供与による協力」を「有偿外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)の一部を次のように改正する。 「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」

に改め

六

行の日から施行する。 この政令は、 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律 (令和七年法律第二十一号) の

外務大臣 岩屋 茂 毅

施

内閣総理大臣 石破

道路法等の一部を改正する法律の 部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布す

名 御 璽

御

る

令和七年四月十六日

内閣総理大臣

石破

茂

# 政令第百七十九号

を

第五

法律第百二号)第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定す 三十二年法律第七十九号)第二十五条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年 年法律第七号)第三十二条の二第四項及び第五項並びに第五十四条第一項、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十七条第九項、第二十七条第一項から第三項まで及び第五 内閣は、道路法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十二号)の一部の施行に伴い、 第四十八条の十九第二項及び第三項並びに第五十三条第一項、 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 道路整備特別措置法(昭和三十一 高速自動車国道法(昭和

(道路法施行令の一部改正)

第 五の項の次に次のように加える。 項を十四の項とし、 項及び第七項」を 第六項」を「第五十条第七項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項中「第五十条第六 十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、 の項を二十九の項とし、十七の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十六の項中「第五 十条第八項」に改め、 同表九の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同表十の項 条 「第五十条第六項」を 第四十八条の六十第二項、 一条の七第一項の表一の項中「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。 「第五十条第七項及び第八項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表中十三の 七の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、 同条第三項の表四の項中「、第二十八条の二第一項」を削り、同表中二十八 「第五十条第七項」に改め、同表十一の項中 第四十八条の六十 同項を同表十七の項とし、同表十五の項中「第五十条 |第四項| を加え、 同表六の項中「第三項」の下に 同項を同表七の項とし、 「第五十条第七項」を 第五 同表

第二十八条の二第一項
る連絡調整 道路啓開計画の実施に係 道路啓開計画の実施に係 を接関連道路管理者は、
はう二以上の道路管理者等密接関連道路の管理を行

「十二の項、十九の項及び二十一の項」を「十三の項、二十の項及び二十二の項」に改め、同項の十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同条第八項中「第三十三条第二項第三号」の下に「及び第三項」を加え、第三十九条の四第一項及び第三項から第三項まで」と、「第四十八条の二十五第一項及び第三号」の下に「及び第三項」を加え、「第三十九条の四第一項及び第三項から、同表十一の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第七項め、同表十一の項中「第三十三条第三項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改 九条の四」に、「第三十九条の六第一項及び第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、 び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表四の項中「第三十三条第三項及 表七の項中「第六項」を「第七項」に改める。 「、第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十 第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項及 一条の七第四項の表三の項中「及び第二項第三号」を「、第二項第三号及び第三項」に、「第三 「第三十三条第四項」に改め、同条第六項の表九の項中「及び第二項第三号」を

市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同号中「又は」を「若しくは」に改め、「工事」の下に「又は指定区間外の国道、都道府県道若しくは事又は維持をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「工事の」を「管理の」に改め、同項第五第二条の見出し中「工事等」を「管理」に改め、同条第一項中「工事等」を「管理」に改め、「(工 条第二項中「工事等」を「管理」に改める。 町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、

定により協議し」を加え、同項第十五号中「をする」を「をし、及び法第三十九条の六第二項(法し」の下に「、法第三十九条の四第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規 第三十三条第三項(同条第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)及び法第九十用する場合を含む。)の規定により協議し」を加え、同項第七号中「指定する」を「指定し、及び法第四条第一項第六号中「与え」の下に「、法第三十二条第五項(法第九十一条第二項において準 中「行い」の下に「、同条第三項の規定により協議し」を加え、同条第二項中「工事」を 第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議する」に改め、同項第二十六号 条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議する」に改め、同項第十三号中「通知 管理」

のを除く。)」を加え、同項中第七号を削り、 号ずつ繰り上げる。 のを除く。)」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十九号までを一「(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うも 第四条の二第一項第五号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同項第六号中「協議会」の下に

第四条の三第三項中「工事」を「管理」に改める

水曜日

附属物である自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同項第二第四条の四第一項中「維持又は」を「道路の維持若しくは」に改め、「工事」の下に「又は道路の 「第十四号」を「第十三号」に改め、同項に次の一号を加える。

を破損し、並びに同条第四項の規定により他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物知させる措置をとり、同条第三項の規定により自ら必要な措置をとり、及び車両その他の物件 路の区間を指定し、及び必要な措置をとることを命じ、同条第二項の規定により当該区間を周一、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十六条の六第一項の規定により道 を処分すること。 第

令和 **7** 年 **4** 月 **16** 日

|号の次に次の一号を加える。 第五条の二第一項第二号中「第十四号」を「第十三号」に改め、第四条の四第三項中「維持又は工事」を「管理」に改める。 同項中第三号を第四号とし、 第

第四条の四第一項第五号に掲げる権限

第五条の二第三項中 「維持」を「管理」に改める。

十九号」を 第五条の三第一項第二号中「第七号、 「第九号から第十四号まで、 第十七号及び第十九号から第二十八号」に改める。第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から

> を削り、同項中第九号を第十号とし、 啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。)」を加え、同条第五項第一号中「又は第七号第六条第二項第二号中「協議会」の下に「(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道 第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、 第二号の次に次 「又は第七号」

三 法第三十三条第二項第三号(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ り利便増進誘導区域を指定すること。

各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。 号まで」に改め、同条第八項中「第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項 第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十 九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号まで」を「第十 第六条第六項第一号中「、第七号」を削り、「第八号、 第九号、 第十一号」 を 第 七号、

第四条の二第一項第三号に掲げる権限

法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。第五項各号に掲げる権限

二十八号」に、「第九号」を「第十号」に改める。 十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、 || こうれら第二十五号にで支がらこ。|| L号|| ・・「多・「号」、「第二十号」に「第二十号」を「第十号」を「第十一号」を「第十一号」に「第二十号」を「第十一号」にで第二十号」を「第四号及び第八号」に改め、同条第十項中 第六条第九項第一号中「第三号及び第七号」を「第四号及び第八号」に改め、同条第十 第二十一号から第二十四号まで及び第

第七条第十四号中「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削る。

第二十条中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改める。

旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改める。合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、 中「又は市町村道」を「若しくは市町村道」に、「維持又は」を「維持若しくは」に、「場合」を「場及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改め、同条第三項は」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕 第二十一条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中 |又は| を 修繕及び災害復

属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「当該」 を「若しくは市町村道の維持若しくは」に、「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附 持、 「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、 第二十三条第二項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同条第三項中 修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に改め、同条第四項中「又は市町村道の維持又は」 を 維 を

「これらの」に改める。

条第八項」に改める。 第四十一条第二項第十四号中 第三十九条第二項中「第十七号」を「第十六号」に改める。 「第五十条第六項」を「第五十条第七項」 に、 「同条第七項」 を 同

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

一条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。 第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 法第三十二条の二第四項の規定により国土交通大臣が地方道路公社に代わつて行う (地方道路公社の権限の代行) |限(第五項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、 玉

土交通大臣が地方道路公社と協議して定めるものとする。 法第十七条第一項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う権限のうち、

掲げるもの 第二十号、第二十四号、 法第十七条第一項第一号、 第二十八号、 第三号、 第四号、第六号、第七号、第九号から第十八号まで、 第三十一号の二から第三十四号まで及び第三十六号に

掲げる権限

- 条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

  、法第十七条第一項第二十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十六条第一項及び第四十七の十五及び第四十八条の二十九の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

  、法第十七条第一項第二十一号に掲げる権限のうち、道路法第四十五条第一項、第四十七条件、法第十七条第一項第二十一号に掲げる権限のうち、道路法第四十五条第一項、第四十七条件、
- 必要な措置をすることを命ずること。
  ・ 法第十七条第一項第二十七号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十四の規定により
- 除く。 「は第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものをだし、同法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものをより意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知し、及び同条第二項の規定に、法第十七条第一項第三十八号に掲げる権限のうち、道路法第九十五条の二第一項の規定に必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることを除く。
- 国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて第一項第一号ればならない。国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなけ

- 一 第一項第一号イに掲げる権限のうち、次に掲げるもの限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を地方道路公社に通知しなければならない。国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて次に掲げる権
- 法第十七条第一項第一号又は第十号に掲げる権限
- と。 らの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可するこらの規定を同法第一項第九号に掲げる権限のうち、道路法第三十二条第一項又は第三項(これ
- 許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。 る協議(当該協議が成立することをもつて、同法第三十二条第一項又は第三項の規定による 法第十七条第一項第三十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十八条の六十四の規定によ
- くは第三項(これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同法第三十二条第一項若し一 第一項第一号へに掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項(これらの規定を

- ずること。 停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を取り消し、その効力をる許可若しくは同法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を同
- 了の日までの間に限り行うことができるものとする。第一項各号に掲げる管理の開始の日から同条第三項後段の規定に基づき公示された当該管理の完国土交通大臣が代行する権限は、法第三十二条の二第三項前段の規定に基づき公示された同条

5

(管理の特例の場合の読替規定)

**第十一条の三** 法第三十二条の二第一項の場合における同条第五項の規定による法の規定により読 第四十条第二項又は第五十四条第一項の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、 方道路公社等は」と、「、道路管理者」とあるのは「、地方道路公社等」 者は、第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、「場合においては」とあるのは「地 わつてこれらの権限を行う者又は国土交通大臣」と、同法第四十七条の十五第一項中 は同法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代 該道路以外の道路に係るものであるとき」と、「の道路管理者」とあるのは「の道路管理者若しく 三十一年法律第七号)第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う道路及び当 ものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)」とあるのは「道路整備特別措置法(昭和 方道路公社等は」 とあるのは「国土交通大臣」と、同法第三十九条の二第一項中「道路管理者は」とあるのは「地 臣及び当該他の道路の道路管理者」と、同法第二十条第二項中[国土交通大臣である道路管理者] 係道路管理者」という。)」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」という。)又は国土交通大 み替えて適用する道路法の規定の適用については、同法第十九条の二第一項中「共用管理施設関 れぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。 欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を法第三十三条、 | と、同法第四十七条の二第二項中「道路管理者を異にする二以上の道路に係る とするほか、次の表の第

三	二	1	項
第十八条第一項	び第八号 五号、第七号及 第二条第二項第	二号二条第二項第	法の規定る道路
う「区国内理定から、項第十二条 で区国内理定から条、第十二条 では間土のるようでは新外の通道者では一方でがある。 では一方では一方では一方では一方ででは一方ででは一方ででは一方ででは一方ででは	定する道路管理者第十八条第一項に規	定する道路管理者第十八条第一項に規	読み替えられる字句
地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	た字句 規第五十四条第一項の 第四十条第二項又は 大字により読み替え が第三十三条、第三十一条、第三十一の条第三十一の条第二項のは は第三十三条、第三十一の条の第三十一の条の第三十一の条の第三十一の条の第三十一の第三十一の第三十一の第三十一の第三十一の第三十一の第三十一の第三十一
地方道路公社等	地方道路公社等	う。) 大道路公社等」とい 大道路公社等」とい 地方道路公社又は国	読み替える字句

六	五	四
の号の三十の四条の十八第の項七の項第第十び十条ま一四十条条二三第の項九第第の項十三十十条二第項第項第六、四、八三、の三八第四十、条十、一四七第六第で項十三第の項十三六、条五三四、九十六四第条一、二第二十第十第条十第一、条一十七第の四第項十条二条一、か四条二九、九項第第の項項第第条八条条一、項第十二十四四十四十四十二十十四十二十四十二十四十二十十二十十二十二十十二十二十	第二十条第五項	項、第二十条第 十条第一
道路管理者	二項 成立した場合アは前が 主務大臣との協議が 国土交通人臣とり関する 関する 第二項の規定による	当該道路の道路管理
地方道路公社	前二項	地方道路公社
地方道路公社等	二項 成立した場との協議が 国土で通り大臣との協議が 大臣との協議が を以ばが は前が に関する は前が による	地方道路公社等

L.	1.	1			1.	1.	1.			-		
十六	十 五	世四	十三		<del> </del>	+ -	+		九	八	七	
第二項第四十五条の二	第八項第四十四条の三	第四十一条	第四項第三十九条の七		第三十九条の四	の十八第二十九条 の十八第二十九条の五第三十七十二 第三十九条の五第三十 第三十九条の二	第三十九条の二		第二十四条	第二十一条	第二十条第六項	項第九二第の項第項項第項第二第十 前九十条二二 第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、六条四、一七及七及か七九十十七一条の項第項十び5十条八条、第二、九及二第二第第一第条、の、第十び条三条五三条一、第十び条三条五三条一、第十び条三条五三条一、第十び条三条五三条一、第十
道路管理者は、	道路管理者	道路管理者	道路管理者	当該道路管理者	道路管理者は	道路管理者は、	除く。) である道路管理者を 道路管理者(市町村	道路管理者の	道路管理者以外	協議	道路管理者と	
地方道路公社は、	機構等又は会社	道路公社	機構等	当該地方道路公社	地方道路公社は	道路管理者は、地方	地方道路公社	地方道路公社の	道路公社以外道路管理者及び地方	地方道路公社が協議	地方道路公社と	
方道路公社等が地方道路公社は、地	地方道路公社等	道路公社等道路管理者及び地方	地方道路公社等	当該地方道路公社等	地方道路公社等は	道路管理者は、地方	地方道路公社等	地方道路公社等の	道路公社等以外道路管理者及び地方	議地方道路公社等が協	地方道路公社等と	

	十 九	† 八		十七七	
			第五十七条	第四十七条の二	
者の処分 規定による道路管理 現では第二項の	基づく処分	を命ちいた。 一定の でかりは、その での での での での での での での での での で	けた者 お管理者の承認を受 がある。 で が が が が が が が が が が り が り が り が り が り	道路管理者以外の者	道路管理者が
理者に代わつて行う開法第八条第一項第三十五号の規定により道路管三十五号のは第十七十分のでは、日本	者し路機路九七第第項しし七第二四年第 がく公構管号号二十第一位 行は社若理の若十七七は第第第一十 行は社若理の若十七七は第第三十十 う有行くは発第三号二十十 の道うは代には、十九条三十二号第 路地わよ第二十十二第一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	監理員のうちから 選員のうちから が下同じ。)は、その がいる名等特 をいうの がいる。 がい。 がいる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし。 がし。 がしる。 がし。 がし。 がし。 は、 がしる。 がしる。 は、 がし。 は、 がし。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	受ける場合では、 一時の表示では、 一時の表示では、 一時の表示では、 一時の表示では、 一時の表示では、 一時では、 一時では、 一時では、 一時では、 一時では、 一時では、 一時では、 一時では、 一時では、 でいるできる。 でいるでは、	道路公社以外の者道路管理者及び地方	権に代より を開いている。 を開いている。 を開いている。 を開いている。 を開いている。 を開いている。 を開いている。 を開いている。 を開いている。 を開いている。 を関いている。 ではいる。 でいる。
しくは第二項の規定第三十五号の規定に第三十五号の規定に第三十五号の規定に第三十五号の規定に	行つ地第同がわよ第第十九条備基 うて方四法行つり第二九号第特づ も国道項第うて道十十号、一別 の土路の三も地路九七号、第項 で公規十の方管号号ニー七七宗 通社定二若道理の若二七号等、 大にに条し路者に三一号、 近代よのく公に定く がわり二は社代には	地方道路監理員を命じられいら	を国公当第同方限よ十号第道 受土社該四法道をる四の十路 け交に権項第路代道条規七整 た通代限の三公和20 大通代限の主社で度のよう でである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である	道路公社等以外の者道路管理者及び地方	道路管理 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の

	<b>-</b>						4B		
九		<u>=</u> + -	= +	十 九	第十五条	二 十 四	繰り下げ、第十五条	二十	
第二十二条の三笠	項の次に次のよう第二項の表中三十	第二十二条の三	一 一 不 不 で の で の で の の に の の に の の に の の に の の に 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	第二 一項二 条 の 三	一項の表中	第第 一項 八条 の二		第九十三条	
一項	加える。	連道路管理者	密接関連道路	二以上の道路	の項を二十二	要果関るの接に五十改接連な的連協改関規号六良関絡協に道議良連定年促連調議行路その道す第法進道整 うのの方路る三律法路 かた答他注を整条策	項とし	当該道路管理	
二以上の	の		管理者		の項とし	た日のにい切第百昭路切にを密関う道一九和切道 必効接すご密項十三道密	次項にと	者	
9道路管理者	し、九の項	者等 (密接関連道路管理 会社及び道路管理	等審接関連道路管理	三は社第社つ社第法る。(他社第社の社第十二年間で一年の世界の主義の主義の主義の主義の主義の主義を主義を主義を主義を主義を主義を主義を主義を主義を主義を主義を主義を主義を主	・十八の項の次に	連絡調整	次のように加し、二十一の	当該地方道路公社	理者の処対 等項の規定による 着上 くは分 とは分 とは 分 料 道 路 で 規 の 規 た に 、 は の 規 に に 第 二 項 の 現 の 現 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り
管有 理料	_	理者	者	プ第て公条会あ会項置す者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の		。 ら三:-	11.	
4者 27 27 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3	項までを二項ず	道路管理者等 路管理者(密接関連 地方道路公社及び道	等密接関連道路管理者	項地に定三社社道定条特路地 に定三社社道定条特路地 に方ある一管他に等第別理者 い路には管のの一項置者(道路の い路には発する一項 では発育する一項 で対策の で理明に で 等項に が 等の が が が が が が が が が が が が が が が が が	ように加える。	連絡調整	十七の項までを四項ず	当該地方道路公社等	交項第一次 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 大臣により 東京 大日 東京 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大日
	第二十二条の三第一項    二以上の道路管理者   管理者   管理者	第二十二条の三第一項 二以上の道路管理者 管理者 不利道路管理者及所の項の次に次のように加える。 二以上の道路管理者 有料道路管理者及	第二十二条の三       道路管理者       三以上の道路管理者       管理者       世道路管理者       一五条第二項の表中三十二の項を三十四の項とし、九の項から三十一の項までを二項ずつ繰道路管理者         一五条第二項の表中三十二の項を三十四の項とし、九の項から三十一の項までを二項ずつ繰道路管理者       一項書でを二項ずつ繰過路管理者       一項書でを二項ずつ繰過路管理者	第二十二条の三第一項	九 第二十二条の三 二以上の道路管理者 会社及び道路管理者 地方道路公社及び道路管理者 (密接関連道路管理者 と 大の項の次に次のように加える。	五条第一項の表中十九の項を二十二の項とし、十八の項の次に次のように加える。	第二十八条の二 連絡調整、踏切道密 連絡調整 (密接関連道路管理者 会社及び道路管理者 (密接関連道路管理者 と	- 五条第一項の表中三十八の項を四十二の項とし、二十一の項から三十七の項までを四項ず ・ 「パ、二十の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。 第二十二条の二 連絡調整	十四 第二十二条 当該道路管理者 当該地方道路公社 当 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

ら二十四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。 な協議」とあるのは 連道路をいう。)の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要 第十六条中「が協議」と」の下に「、同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連 (踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項に規定する踏切道密接関 「連絡調整」と」を加え、同条の表中二十五の項を二十七の項とし、

八	七
第三項第二十二条の三	第二十二条の三
連道路管理者(密接関	二以上の道路管理者
道路管理者等 路管理者(密接関連 国土交通大臣及び道	路管理者国土交通大臣及び道
者等 (密接関連道路管理 会社及び道路管理者	会社及び道路管理者

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第三条 の項を削り、 第十二条の表中三十一の項を三十四の項とし、八の項から三十の項までを三項ずつ繰り下げ、 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。 六の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。 七

+	
第二十八条の二第一項	
の方法に関する協議では関する協議では関する協権に関する路切道密接項に規定する路切道密接項に規定する路切道密接項に規定する路切道密接頭をいう。の改良保護をは、路の、路切道改良促進連絡調整、路切道密長限進	
連絡調整	

第十二条の表五の項を同表八の項とし、同表四の項中「第二十二条の二」 同項を同表七の項とし、 同表三の項の次に次のように加える。 を 「第二十二条の三」

六	五	Д	Ц
第二十二条の三第三項	二第一項 第二十八条の第二十二条の三第一項、第五		第二十二条の三第一項
路管理者(密接関連道	密接関連道路管理者	二以上の道路管理者	道路(
者等 理者(密接関連道路管理 国土交通大臣及び道路管	密接関連道路管理者等	理者国土交通大臣及び道路管	自動車国道以外の道路(高速自動車国道及び高速

(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正) 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政

令第二百三号)の一部を次のように改正する。 第六条第二項の表第二十二条の二、第二十四条の項の次に次のように加える

第二十二条の三第一項
二以上の道路管理者
同継のでは、 は で で で で で で で で で で で で で

第二十八条の二第一項	第二十二条の三第三項	第二十二条の三第一項、第五項及び
に必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議 で必要な協議	管理者 (密接関連道路	密接関連道路管理者
連絡調整	関連道路管理者等社及び道路管理者(密接管理有料高速道路承継会	密接関連道路管理者等

### 則

(施行期日)

この政令は、 公布の日から施行する。

1

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

2 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のよう

に改正する。 第四条中「(同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。)」を削る。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

3

都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第十四号」を「第十三号」に改める。 内閣総理大臣国土交通大臣 石中破野 洋 茂 昌

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

### 名 御 璽

御

令和七年四月十六日

内閣総理大臣

石破

茂

# 政令第百八十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和四十五年法律第二十号) 第九条の十

のように改正する。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 (昭和四十五年政令第三百四号)の一部を次

第五条に見出しとして「(受験手数料)」を付し、 同条中「一万三千九百円」を「一万七千九百円」 に

この政令は、 公布の日から施行する。

厚生労働大臣 内閣総理大臣 石破 福岡 資 茂 麿

〇外務省令第十号

を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十一号) の施行に伴い、 並びに外務省設置法 (平成十一年法律第九十四号)及び外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)

外務大臣

岩屋

毅

省

令和七年四月十六日

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)の一部を次のように改正する

第三十九条第四項第五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

○財務省令第一号 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十一号)の施行に伴い、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のよう

この省令は、 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

に定める。

令和七年四月十六日

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

第一条の二第二号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改め、同条第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資処独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年外務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。 一条の二第二号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改め、同条第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資金協力」に改める。

この省令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

〇国土交通省令第五十六号

令和七年四月十六日

官

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三十二条の二第三項及び第五十六条の規定に基づき、道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣

中野

洋昌

財務大臣 外務大臣

勝信 毅

岩屋 加

道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)の一部を次のように改正する。

れを加える 付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を

第十八条 第十七条 法第三十二条の二第三項の規定による通知及び公示は、次に掲げる事項について行う 几 ものとする。 二 管理(法第三十二条の二第一項各号に掲げる管理をいう。 (証票の様式) (国土交通大臣の行う管理の公示等) 日 道路の路線名 管理の種類 管理の開始の日 (略) (当該管理の全部又は一部を完了したときにあつては、 改 正 後 以下この条において同じ。)の区 、当該管理の完了の 第十七条 (新設) (証票の様式) 略) 改 正 前

令和七年四月十六日

(表)・(裏)

(略)

(権限の委任)

第十九条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道 開発局長に委任する。

~ 十 一 法第三十二条の二第三項の規定により通知し、及び公示すること。

様式 十四~十八 (第十八条関係) 法第三十二条の二第四項の規定による権限を行うこと。 略)

### 附 則

この省令は、 公布の日から施行する。

### 法 規 的 告 示

告示第一号

する件を次のように定める。 係る事業者が講ずべき措置に関して、 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第五十六号)の施行に伴 及び地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成十年法律第百十七号)第二十五条の規定に基づき その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正

内閣総理大臣 総務大臣 村上誠一郎 茂

文部科学大臣 外務大臣 財務大臣 法務大臣 阿部 加藤 岩屋 鈴木 馨 祐

国土交通大臣 経済産業大臣 農林水産大臣 中野 武藤 江藤 容 資治 拓 麿

厚生労働大臣

福岡

防衛大臣 環境大臣 中谷 元 元

の一部を改正する件 寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への

三月 に係る事業者が講ずべき措置に関して、 1保る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和五年事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与 国生 務 省、 、環 株 務 境 省、、総 務 省、 告示第一号)の一部を次のように改正する。

び関係法令の定義に従うものとする。

び関係法令の定義に従うものとする。

(権限の委任)

第十八条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道 開発局長に委任する。

~ 十 一 (略)

(新設)

十二~十六 (新設) 略

(表)・(裏)

(略)

様式(第十六条関係)

規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改 正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

「4で図りで、でク週ッパ・Jr が4大声で図してするために必要な事項を定めるものである。 るた		報の提供を行うよう努めなければならないこ   報の	室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情   室効	もに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温   もに	出の量がより少ないものの製造等を行うとと   出の	たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排 🏻 たっ	は提供(以下「製造等」という。)を行うに当   は提	品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又 日等	利用する製品又は役務(以下「日常生活用製   利用	らないこと、また、国民が日常生活において   らな	なくする方法で使用するよう努めなければな 🏻 なく	に、できる限り温室効果ガスの排出の量を少 に、	の排出削減等に資するものを選択するととも の排	を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガス 📗 を取	いう。)のための技術の進歩その他の事業活動   いう	の排出の量の削減等(以下「排出削減等」と の排	業の用に供する設備について、温室効果ガス   業の	いう。)第25条の規定に基づき、事業者が、事   いう	法律(平成10年法律第117号。以下「法」と / 法律	本指針は、地球温暖化対策の推進に関する   本	改正後
るために必要な事項を定めるものである。	と等に関して、その適切かつ有効な実施を図	報の提供を行うよう努めなければならないこ	室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情	もに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温	出の量がより少ないものの製造等を行うとと	たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排	は提供(以下「製造等」という。)を行うに当	品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又	利用する製品又は役務(以下「日常生活用製	らないこと、また、国民が日常生活において	なくする方法で使用するよう努めなければな	に、できる限り温室効果ガスの排出の量を少	の排出削減等に資するものを選択するととも	を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガス	いう。)のための技術の進歩その他の事業活動	の排出の量の削減等(以下「排出削減等」と	業の用に供する設備について、温室効果ガス	いう。)第25条の規定に基づき、事業者が、事	法律(平成10年法律第117号。以下「法」と	本指針は、地球温暖化対策の推進に関する	改正前

- 第1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削 減等に関する事項
- 1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的 取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

(1)・(2) (略)

- (3) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。
- (4) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。
- (5) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出削減等について第2に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。
- (6) (7) (略)

- 第1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削 減等に関する事項
- 1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的 取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

(1)・(2) (略)

- (3) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。
- (4) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。
- (5) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出削減等について第2に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。

(6) • (7) (略)

(8) (5)の措置の検討に当たっては、温室 効果ガスの排出削減等のほか、資源の 持続可能な利用、廃棄物等の発生抑 制、資源循環の促進、汚染の防止、生 物多様性の保全等にも資するものとす ることが望ましい。

(9)~(11) (略)

- (12) 資材、原材料及び部品の調達に当たっては、カーボンフットプリント(製品等のライフサイクルを考慮した温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。)が算定、削減及び開示されているもの又は温室効果ガスの排出の量の削減に資する投資によって生み出された製品単位の排出削減量が大きいものを選択することが望ましい。
- (13) 製品の設計及び製造においては、自 ら製造する製品が事業の下流工程にお ける温室効果ガスの排出の量の削減に 貢献することが望ましい。
- (1)から(13)までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。

2 (略)

3 事業活動に伴い特定の業種において主 に使用される設備に関する温室効果ガス の排出削減等に係る措置

事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第1の1及び2に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。

(8) (5)の措置の検討に当たっては、温室 効果ガスの排出削減等のほか、資源の 持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制 及び資源循環の促進にも資するものと することが望ましい。

(9)~(11) (略)

(新設)

(新設)

- (1)から(1)までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。
- 2 (略)
- 3 事業活動に伴い特定の業種において主 に使用される設備に関する温室効果ガス の排出削減等に係る措置

事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第1の1及び2に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。

また、地域における複数の事業者による エネルギーの面的な利用、ESCO事業 者等を積極的に活用することによるエネ ルギー消費効率の改善についても検討す ることが望ましい。

(1) • (2) (略)

- (3) 建設業
  - ① (略)
  - ② 温室効果ガスの排出削減等に資す る設備の使用方法
  - ア 発注者の意向に沿った建設時 (建設機械の稼働等)のバイオマ ス等の排出係数が小さい燃料・再 生可能エネルギー等の排出係数が 小さい電力の活用
  - イ 発注者の意向に沿った製品単位 の排出削減量が大きい建材等の活 用

(4)~(12) (略)

4 (略)

- 第2 日常生活における温室効果ガスの排出 削減への寄与に係る措置に関する事項
  - 1 日常生活用製品等の製造等を行う事業 者が講ずべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

- (1) その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等
  - ① 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費 効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用等に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

また、地域における複数の事業者による エネルギーの面的な利用、ESCO事業 者等を積極的に活用することによるエネ ルギー消費効率の改善についても検討す ることが望ましい。

(1) • (2) (略)

(3) 建設業

① (略)

(新設)

(4)~(12) (略)

4 (略)

- 第2 日常生活における温室効果ガスの排出 削減への寄与に係る措置に関する事項
  - 1 日常生活用製品等の製造等を行う事業 者が講ずべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

- (1) その<u>利用</u>に伴う温室効果ガスの排出 の量がより少ない日常生活用製品等の 製造等
  - ① 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費 効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

- ② 事業者は、日常生活用製品等の製 告等に当たっては、その利用等に伴 う温室効果ガスの排出の量が少なく なるよう、カーボン・オフセット(自 らの温室効果ガスの排出の量を認識 し、主体的にこれを削減する努力を 行うとともに、削減が困難な部分の 排出量について、他の場所で実現し た温室効果ガスの排出削減量・吸収 量を購入すること等によりその排出 量の全部又は一部を埋め合わせる活 動をいう。以下同じ。)や、環境配慮 行動へのポイント制度(温室効果ガ スの排出削減等に資する製品又は役 務の利用に基づき経済的価値を有す る点数が消費者に付与され、当該点 数が製品等と交換できる仕組みをい う。)等を活用することが望ましい。
- (2) 日常生活用製品等の温室効果ガスの 排出に関する正確かつ適切な情報の提 供等
  - ① 事業者は、日常生活用製品等につ いて、当該日常生活用製品等の環境 性能若しくはその認証等を表示する 標章又はカーボンフットプリント、 削減実績量、削減貢献量等の「見え る化 の活用により、その利用等に 伴う温室効果ガスの排出の量及び排 出の量の削減効果、温室効果ガスの 排出の量の少ない利用方法等につい て、当該日常生活用製品等への貼付、 陳列棚やレシートにおける表示、イ ンターネット等を通じた情報の提供 を行うよう努めること。事業者は、 カーボンフットプリント等の算定及 び表示に当たっては、カーボンフッ トプリント等の算定及び表示に係る 国内外のガイドライン、業界ルール 等や取組動向に留意しつつ、消費者 による温室効果ガスの排出削減等に 資する製品等の積極的な選択に資す るよう、正確かつ適切な情報の把握 及び提供に努めること。
- ② 事業者は、日常生活用製品等の製 告等に当たっては、その利用に伴う 温室効果ガスの排出の量が少なくな るよう、カーボン・オフセット(自 らの温室効果ガスの排出の量を認識 し、主体的にこれを削減する努力を 行うとともに、削減が困難な部分の 排出量について、他の場所で実現し た温室効果ガスの排出削減量・吸収 量を購入すること等によりその排出 量の全部又は一部を埋め合わせる活 動をいう。以下同じ。)や、環境配慮 行動へのポイント制度(温室効果ガ スの排出削減等に資する製品又は役 務の利用に基づき経済的価値を有す る点数が消費者に付与され、当該点 数が製品等と交換できる仕組みをい う。)等を活用することが望ましい。
- (2) 日常生活用製品等の温室効果ガスの 排出に関する正確かつ適切な情報の提 供等
- ① 事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、カーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

**\** 

- ② 事業者は、日常生活用製品等<u>の利用等に伴う</u>温室効果ガスの排出に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。
- 2 日常生活用製品等の製造等を行う事業 者が講ずべき具体的な措置

事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報

- ② 事業者は、日常生活用製品等<u>に関する</u>情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。
- 2 日常生活用製品等の製造等を行う事業 者が講ずべき具体的な措置

事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供

の提供について、当該日常生活用製品等 の環境性能や温室効果ガスの排出の量の より少ない利用方法等に関する情報を提 供することが望ましい。

(1)~(6) (略)

- (7) その他の消費行動及び投資に関する 事項
- ① カーボンフットプリント、カーボン・オフセット等その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進
- ② 国や地方公共団体が促進する日常 生活に関する温室効果ガスの排出の 量の削減等に資する生活様式の転換 等を図るための活動との連携

③ • ④ (略)

(8) (略)

別表第一~第四 (略)

について、当該日常生活用製品等の環境 性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供することが望ましい。

(1)~(6) (略)

- (7) その他の消費行動及び投資に関する 事項
- ① カーボン・フットプリント、カーボン・オフセット等その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進

(新設)

②・③ (略)

(8) (略)

別表第一~第四 (略)

### 密 副

この告示は、公布の日から適用する。

### ○気象庁告示第三号

| 名称七年四月十六日|| 気象宇教は施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第一条の四第二号ルの規定に基づき、降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等(令和六年気象庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

### 攻 正 後

2 気象業務法施行規則第1条の4第2号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する降水粒子の分布及び状態とする。

国土交通省	(明各)
	熊山レーダ雨量計
,	(略)

### 改 正 前

2 気象業務法施行規則第1条の4第2号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する隆水粒子の分布及び状態とする。

国土交通省	(略)
	熊山レーダ雨量計
	常山レーダ雨量計
	(略)

### 当 美

この告示は、令和七年四月十六日から施行する。

賦札

官

用

紙

「財務省印」の白すきちらし

すき入れ

彩紋、

唐草模様及び

|賦札|

の文字

こい赤色

異古 ( ) ( 目 本 以 ) ( )

表

面

渡し期を表わす文字、「記名」、記号の文字、

財務大臣の印章及び

赤色

んだ黄緑色 明るい灰青色、

明るい灰紫色及びくす

令和11年4月15日渡し4 (い号)

續過金 55,000円 第十门回物別馬戲剣圖編演祭

そ

の

他

告

示

# 〇財務省告示第百十九号

弔慰金支給法 国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別 (昭和四十年法律第百号)第五条第二項の規定により発行する第十二回特別弔慰金国庫

令和七年四月十六日

債券の様式の要項を次のように定める。

全体

財務大臣 加藤 勝信

縦百ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横二百十三ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦二百六十八ミリメートル

TITITITI TITITI

4

法

本券

横七十一ミリメートル

(保証券) この証券の製札は、直接機製にかけるので、表面の番号を印刷してある素地の部分を汚したり、ミシン目 以外のところで折り曲げたりしないでください。また、製札はミシン目とおり切り取ってください。

展书 C 4 (日本以序)。 TITITITI TITITITI 令和12年4月15日波し $\frac{12}{4}$ (い号) **資選金 55,000円** 

**續過金 55,000円** 

11111111 11111111 9 令和 9 年 4 月 1 5 日波し 4(い 号) **演選金 55,000円** 

ただし、最終な地域の企業間、日曜日文は間中の間日間する法律に接受する映画にあたるとは、これらの日の間日に扱います。 この間面の情報は、記者者があらかじめ環想を支払網をして毎け出てお いた日を集行の手机、技術、代理の以間側が関係において、このは美に開発しておりませる。 発行するものであり、無利子であります。 この国情は、今和12年4月15日までに、朝西全額を均等廣道5回私の 方法で、5万5千円ずつ毎年4月15日に債道します。 この国債は、戦決者等の遺族に対する特別事態金支給法第5条の規定により

型

令和7年9月1日総行

代理店又は国債代理店において取り扱 ただし、償還全支払場所の変更の基 るい 111111

金支給法施行令第1条に定め 者が新たに指定しようとする

贵 世

い四代反応

その

他

各賦札に切取り用刷り目打ち

(備考)

第十二回特別弔慰金国庫債券のひな形は、

次図のとおりである。

裏

面

彩紋、

唐草模様及び文字

こい赤色

番号及びその他の文字

黒色 白抜き

異れていく目を見与して ・

第十二回特別弔慰金国庫債券

11111111 11111111

11111111 11111111

「日本政府」の文字

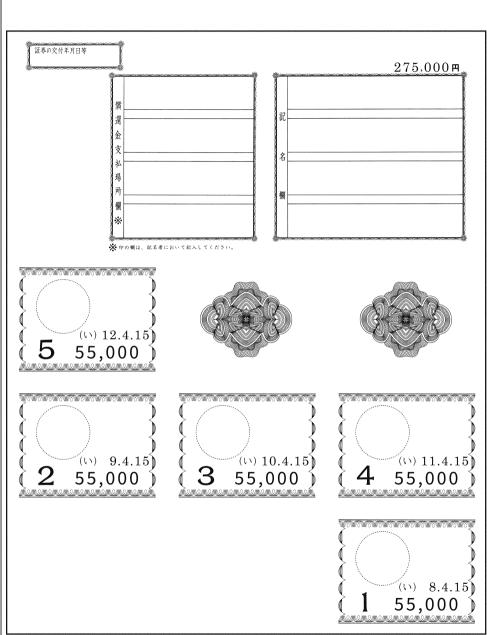
令和 8 年 4 月 1 5 日波し <u>4</u> ( 10 명) **貧減余** 55,000円

TITITITI TITITI



#

令和



### 公 告

### 相 申 四

### 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

### 令和6年(フ)第1978号

札幌市北区東茨戸1条1丁目1番1-501号 債務者 池内 暢宏

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2431号

札幌市中央区南10条西7丁目6番12-402号 債務者 髙田 純也

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第87号

札幌市白石区北郷 5 条 6 丁目 3 番12—202号 債務者 西村 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第220号

札幌市清田区美しが丘2条7丁目6番7号 債務者 山口 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第274号

札幌市北区北39条西3丁目1番14—303号 債務者 金川 文彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第281号

札幌市東区北19条東19丁目4番2-105号 債務者 田中 玲子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第293号

札幌市中央区北7条西27丁目3番18-303号 債務者 草野 彩夏(旧姓岡澤)

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第301号

北海道千歳市信濃3丁目7番14-401号 ウ イング信濃

債務者 佐藤 菜苗

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第311号

札幌市白石区北郷2条11丁目4番11号 コー ポゆき302号

債務者 瀬尾 友美

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第317号

札幌市東区北42条東1丁目1番5号 メゾン 栄205号

債務者 嘉瀬 綾乃

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第331号

札幌市豊平区月寒西1条4丁目3番27-302

債務者 髙橋亜夕香

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 合和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第336号

札幌市白石区栄通19丁目10番37号 栄通旭レ ジデンスF号

債務者 新海千恵美(旧姓馬場)

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第341号

札幌市中央区大通西26丁目3番35-203号 債務者 本島そのみ(旧姓伊藤)

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第350号

札幌市清田区平岡4条1丁目3番1号 マ・ メゾン平岡B一2号

債務者 鵜沢あけみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第359号

札幌市清田区真栄331番地 医療法人尚仁会 真栄病院、住民票上の住所札幌市豊平区美園 7条3丁目3番13号 U-BOX201号

### 債務者 森 純一

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 令和7年(フ)第473号 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第366号

札幌市西区琴似4条2丁目3番25号 Κハイ 人203号

債務者 谷地元武雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第379号

北海道江別市大麻宮町 4 番地 13棟202号 債務者 藤村 洋二

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第460号

札幌市南区澄川3条5丁目3番20-201号 債務者 和田 匠

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第466号

札幌市豊平区平岸2条9丁目1番17号 債務者 野村 光則

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

札幌市清田区平岡2条6丁目5番26号 鈴蘭 平岡102号

### 債務者 本望 勝

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第10号

北海道空知郡南幌町稲穂2丁目4番6-102

### 債務者 岩本 真理

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部

### 令和7年(フ)第17号

北海道美唄市大通東1条北2丁目2番5号、 住民票上の住所北海道岩見沢市6条東12丁目 25番地1 あさひ荘

### 債務者 伊貝 茂子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部

### 令和7年(フ)第36号

千葉県東金市小沼田650番地44 債務者 矢吹 孝明

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

### 令和7年(フ)第81号

静岡県伊豆の国市長岡1198番地 エステート ピア十屋C 202号

債務者 狩野 奈保

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

### 令和7年(フ)第101号

静岡県御殿場市駒門80番地の10 債務者 渡邉美津子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

### 令和7年(フ)第98号

静岡県磐田市福田中島3589番地1 ビレッジ ハウス福田1-502、前住所静岡県磐田市東 新町1丁目3番B-507号

債務者 リマ アンデルソンこと リマ アン デルソン ヒデキ(LIMA ANDERS ON HIDEKI)

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

### 令和7年(フ)第6号

能本県阿蘇市一の宮町宮地2021番地 債務者 高田 豊和

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

### 令和7年(フ)第7号

熊本県阿蘇市内牧346番地2

債務者 仲道 文代

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後3時30 分

能本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

### 令和7年(フ)第815号

大阪市中央区材木町2番16-603号 **債務者** 堤 淳一

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第822号

大阪府四條畷市砂2丁目11番17号 アスピリ ア砂Ⅱ 102

債務者 田村 博希

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 令和7年(フ)第989号 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 会和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第852号

大阪府東大阪市寺前町2丁目5番12号 債務者 田辺奈枝こと 鄭 奈枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第858号

大阪市東淀川区大桐1丁目8番12号 セント ポーリア 303号

債務者 河野竜之介

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後1時30

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第962号

大阪市浪速区敷津東2丁目6番14-1208号 債務者 三保 利允

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

大阪市住吉区長居1丁目3番38号 パレスハ イツ 502号

債務者 川﨑 健史

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第994号

大阪府交野市星田8-19-12、住民票上の住 所大阪府交野市妙見坂1丁目24番4号

債務者 澤 リサ(旧姓小畑)

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 会和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第8号

熊本県山鹿市方保田1246番地11、前住所京都 市左京区田中古川町19番地1 マンション茶 rH:303

債務者 宮田千帆里

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時30

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

### | 令和7年(フ)第2号

熊本県阿蘇市狩尾867番地1

倩務者 井上 千春

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30

能本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

### 破産手続廃止及び免責許可決定

### 令和6年(フ)第985号

名古屋市東区葵2丁目14-27 エステムコー ト名古屋葵904号、住民票上の住所名古屋市 南区北内町4丁目7番地 ラポール七宝302

破産者 知念いづみ

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第1016号

名古屋市中区正木1丁目2番5号 ステージ グランデ山王1401号、従前の住所名古屋市中 区伊勢山2丁目11番2 LiveCasa金 山1202号

破産者 長瀬 忠弘

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第1616号

名古屋市名東区豊が丘1809番地 破産者 森川真理子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 令和6年(フ)第2757号 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2152号

名古屋市中村区竹橋町37番18号 ヴィー・ク オレ レジデンス名古屋駅601号 破産者 砂川 匠

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2526号

愛知県半田市亀崎町7丁目85番地 破産者 井上幸太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2608号

愛知県東海市富貴ノ台6丁目11番地 グラン ドール・富貴1一C

破産者 天久 勝利

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2734号

愛知県春日井市大留町5丁目12番地14 破産者 野田 将司

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

愛知県春日井市藤山台3丁目1番地8 373 号棟101号室、従前の住所愛知県春日井市西 屋町字西屋敷10番地5

破産者 太崎眞由美

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2793号

愛知県北名古屋市高田寺出口71番地、従前の 住所名古屋市中川区高畑5丁目244番地 破産者 谷居 幹生

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2839号

名古屋市千種区若水3丁目12番18号 破産者 林 広志

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2878号

愛知県清須市助七東山中37番地3 破産者 三木 大樹

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

### 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第16号

佐賀県神埼市千代田町直鳥810番地1、前住 所佐賀市川副町大字南里382番地11 破産者 平尾 勝也

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和6年(フ)第261号

佐賀県神埼市神埼町永歌1920番地1アドバン ス・ピアⅡ101、前住所福岡県小郡市大板井 311番地2

破産者 渡辺 敬治(旧姓安陪)

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和6年(フ)第289号

佐賀市北川副町大字光法1656番地1 林コー ポA101、開始決定時の住所佐賀市大財5丁 月8番61号

破産者 田中 克典

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和6年(フ)第15号

態本県阿蘇市一の宮町宮地4555番地86 パ ティオ山ノ下203、前住所熊本県阿蘇市一の 宮町宮地4555番地14 レジデンス平成1-1 破産者 荒金 孝輔

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

### 令和6年(フ)第654号

広島市安佐南区伴中央1丁目4番7-202号 破産者 松本電気工業こと 松本 浩志

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第277号

宮崎県東諸県郡国富町大字伊左生226番地 破産者 日髙 千晴

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係

### 免責許可決定

### 令和6年(フ)第2918号

愛知県あま市坂牧北浦12番地1 東海荘201 号

破産者 山下 和吉

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2972号

名古屋市南区要町5丁目46番地の1 ツルタビル104号

破産者 濱﨑 文惠

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2990号

名古屋市南区元塩町 4 丁目 1 番地 元塩荘 3 棟 706号

破産者 福増 祐子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2995号

愛知県豊明市三崎町ゆたか台1番地 ゆたか台住宅5棟305号

破産者 近藤 美公

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部 破産

### 令和6年(フ)第3009号

愛知県瀬戸市池田町214番地の2 破産者 姉崎 修平

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第3060号

愛知県半田市栄町2丁目22番地 半田同胞園 破産者 平松真由美

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第4号

名古屋市港区品川町2丁目45番地の8 たいよう

破産者 上田真由美

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第26号

愛知県小牧市大字本庄2597番地230 エムズ マンション本庄302号

破産者 竹内亜耶美(旧姓石原)

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第28号

名古屋市熱田区四番2丁目11番17号 エステート・オー・エス・エム四番103号 破産者 伊藤 美希

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第37号

愛知県春日井市鳥居松町1丁目227番地 破産者 中村 健太

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

### 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第45号

愛知県瀬戸市東山町8番地 松ケ丘住宅 2-4-301

破産者 吉田 恭助

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第47号

名古屋市南区浜田町3丁目101番地の1 浜 田町ハウス201号

破産者 及川まゆみ

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第2041号

札幌市豊平区月寒東1条6丁目6番29号 エトワール養島102号

破産者 古川 正憲

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2089号

札幌市手稲区稲穂1条1丁目12番15-103号 破産者 八幡 渚晴

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2095号

札幌市白石区南郷通15丁目南8番1-201号 破産者 岡村 美紀

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2135号

札幌市白石区本郷通4丁目北3番1-205号 破産者 山﨑 陸

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2221号

札幌市中央区南4条西11丁目1291番地1 パークヒルズ中央411ー607号

破産者 土門 陽介

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2235号

札幌市中央区南15条西5丁目4番6-301号 破産者 半澤 一泰

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2252号

札幌市手稲区曙1条1丁目4番7-103号 破産者 奥 豊夏

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2272号

札幌市中央区北6条西26丁目2番16—402号 破産者 成田 一博

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2314号

札幌市中央区南4条東3丁目9番地2 ピープルⅢ707号

破産者 原田 壽子

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2342号

札幌市厚別区厚別中央1条2丁目1番40-303号

破産者 八木 あみ(旧姓福田)

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2358号

札幌市白石区南郷通3丁目南5番16号 白石 グリーンハイツ603号、住民票上の住所札幌 市白石区菊水元町6条1丁目6番25-202号 破産者 菊地 風友

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2363号

北海道千歳市住吉3丁目17番3号 パレス住吉201号、開始決定時の住所北海道千歳市花園7丁目2番10号 佐々木ハイツ花園Ⅱ202号

破産者 武藤 圭音 (開始決定時の姓筒渕 (旧 姓武藤))

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2404号

札幌市厚別区もみじ台西 2 丁目 1 番 4-108 号

破産者 藤井 敏春

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2409号

札幌市白石区平和通2丁目北4番45—205号 破産者 川森 由紀

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第2415号

札幌市東区北27条東17丁目2番5-306号 破産者 須貝しのぶ

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### | 令和7年(フ)第6号

札幌市豊平区平岸3条17丁目1番1-103号 破産者 日置 勇斗

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第52号

札幌市東区北16条東5丁目1番8-103号 破産者 中田 裕貴

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(フ)第115号

岩手県花巻市桜台2丁目11番9号 マ・メゾンY101号

破産者 佐藤 澪太

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所花巻支部

### 令和6年(フ)第763号

栃木県大田原市中田原512番地 1 東雲202 号、前住所栃木県大田原市宇田川1787番地55 破産者 阿曽 仁

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### | 令和6年(フ)第773号

栃木県大田原市北野上943番地5

破産者 クリスタルデザインこと 李 俊明

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和6年(フ)第779号

栃木県宇都宮市雀の宮4丁目9番4号 メイ プルハイツ1-1

破産者 日向野友理子(旧姓小川)

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和5年(フ)第23号

栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生125番地 破産者 板橋 勝房

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

### 宇都宮地方裁判所真岡支部

### 令和6年(フ)第2100号

さいたま市中央区新中里2丁目9番18号 破産者 髙柳 加洋

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第17号

埼玉県戸田市大字新曽1535番地 サンウェル ティ308号室

破産者 間瀬きよ子

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第21号

さいたま市緑区大字三室2180番地2 破産者 髙橋 舞子

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第46号

埼玉県蕨市中央2丁目33番8号 メゾンド・ファル202号

破産者 大河原睦美

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第68号

埼玉県蓮田市藤ノ木1丁目41番地 (株池田工 業蓮田寮

破産者 新垣 順治

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第9号

名古屋市港区小碓2丁目249番地 レジデン ス小碓3-A号

破産者 中野 正敏

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第14号

名古屋市天白区植田西2丁目306番地 カル ダモモ八事タワー1002号

破産者 渡邉喜実隆

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第42号

名古屋市天白区井口1丁目807番地 エービック浅井3D、従前の住所名古屋市天白区島田4丁目2401番地 レアール島田402号 破産者 成宮 佳里

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第73号

愛知県東海市高横須賀町真光寺2番地の1 NH横須賀202、従前の住所愛知県東海市大 田町畑間18番地の1 カーサJIN401号 破産者 松瀬千津子

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第105号

名古屋市守山区元郷2丁目501番地 パーク ハイツ丸三101号

破産者 林 大輔

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第42号

徳島県美馬市脇町大字北庄444番地 1 北庄 団地 3 棟 206号

破産者 近藤 正江

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所美馬支部

### 令和6年(フ)第94号

香川県丸亀市浜町310番地、前住所香川県丸 亀市郡家町768番地7

破産者 山本 英和

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

### 令和5年(フ)第324号

鹿児島市中山町5025番地 3 ブライト I 101号、前住所鹿児島市坂之上 8 丁目35番 6 ー 2号

破産者 薗田 和治

- 1 決定年月日 令和7年3月28日

### 令和6年(フ)第510号

鹿児島市堀江町14番14号、前住所鹿児島市新 屋敷町10番22号 サンロイヤルシンヤシキ 407号

破産者 山下 大輔

- 1 決定年月日 令和7年3月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

### 令和6年(フ)第231号

北海道釧路郡釧路町東陽西2丁目10番地17 プレゼンテD号室

破産者 笹原 雄輝

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部

### 令和6年(フ)第108号

青森県北津軽郡板柳町いたや町3丁目96番地 青山アパート51号室、前住所青森県北津軽郡 板柳町大字柏木字片田野241番地3、(前々住 所) 千葉市稲毛区宮野木町1498 破産者 髙谷 敏光

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所五所川原支部破産係

### 令和6年(フ) 第161号

青森県黒石市青山127番地9、旧住所青森県 青森市大字小橋字田川26番地27

破産者 笹谷 公正

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

### 令和6年(フ)第365号

盛岡市月が丘2丁目6番23号 パレホワイト 103号

破産者 熊谷 節子

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

### 令和7年(フ)第4号

秋田県山本郡三種町森岳字岩瀬44番地、前住 所秋田県山本郡三種町外岡字中嶋135番地99 破産者 若狹 寿里(旧姓笹村)

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所能代支部

### 令和7年(フ)第3号

福島県南相馬市原町区国見町3丁目5番地の 142 国見町団地 1 号棟306号室 破産者 小野田里美(旧姓松谷)

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- □ 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所相馬支部

### 令和6年(フ)第228号

茨城県古河市女沼284番地14 セキビル205号 破産者 里川 幹也

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部

### 令和6年(フ)第229号

茨城県古河市女沼284番地14 セキビル205号 破産者 黒川 莉奈

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

### 令和6年(フ)第679号

栃木県鹿沼市緑町1丁目8番15号 メゾン・ ド・アベイユ103号室

破産者 高橋 重樹

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和6年(フ)第752号

栃木県宇都宮市滝の原3丁目1番9号 プラ チナパレス宇都宮202号室

破産者 崎田 和男

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和6年(フ)第757号

栃木県宇都宮市越戸3丁目2番3号 ストー クハイツ101

破産者 YUKA UMEDAこと 岸本 友 香(旧姓梅田)

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和6年(フ)第788号

栃木県鹿沼市下南摩町51番地3 破産者 川田 有香

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和6年(フ)第792号

栃木県大田原市上奥沢415番地26 フロー リッシュ C棟102号室、開始決定時の住所栃 木県大田原市上石上1559番地6 ブルースカ イラインⅡ B103

破産者 室井 愛美

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第21号

栃木県大田原市浅香4丁目3752番地32 破産者 戸辺こと 戸邉 謙治

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第14号

群馬県太田市台之郷町1429番地9 高原市営 住宅7-22号

破産者 山城ラムセス

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

### 令和6年(フ)第841号

川崎市多摩区菅北浦2丁目4番25号 マリー ズガーデンB 103

破産者 木村梨花子

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和6年(フ)第859号

川崎市川崎区浜町1丁目18番5号 Mコーポ 105

破産者 多賀谷 實

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和6年(フ)第920号

川崎市麻生区細山5丁目14番5-3号 破産者 山口 夏実

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和6年(フ)第928号

川崎市中原区木月3丁目41番12号 ハイツハ ピネス A 棟202

破産者 後藤由紀子

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和6年(フ)第932号

川崎市多摩区長沢1丁目24番5号 カーサヒ □ I 101

破産者 佐藤 悠

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和6年(フ)第951号

川崎市多摩区西生田5丁目2番8号 ヒルハ イツベルI 105

破産者 松浦 歩

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和7年(フ)第23号

川崎市川崎区塩浜2丁目24番26号 塩浜第一

破產者 赤羽根法保

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

### 令和6年(フ)第620号

神奈川県小田原市中村原33番地の5 破産者 松本 弘

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

### 令和6年(フ)第693号

神奈川県厚木市妻田東1丁目21番1-504号 破産者 姫野 美樹

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

### 令和6年(フ)第437号

新潟市北区木崎2878番地9 サンパティーク 101号

破産者 廣瀬 貴史

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

### 令和6年(フ)第175号

新潟県長岡市土合5丁目6番6号 土合団地 県営住宅1号棟143号室

破産者 菅沼 悟志

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係

### 令和6年(フ)第192号

新潟県十日町市新座甲433番地5 破産者 金澤 美和

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係

### 令和7年(フ)第1号

新潟県長岡市松葉1丁目14番16号 松葉市営 住宅212号室

破産者 長谷川和子

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係

### 令和6年(フ)第158号

富山県射水市殿村196番地

破産者 江川 謙一

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

### 令和6年(フ)第102号

岐阜県加茂郡川辺町中川辺1178番地2 破産者 小林 淑恵

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

### 令和6年(フ)第104号

岐阜県可児市徳野南1丁目38番地2 破産者 有賀 龍矢

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部

### 令和7年(フ)第10号

静岡県島田市大柳556番地の1 サンライト スペースB棟101号室

破産者 加藤 花保(旧姓字佐美)

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第17号

静岡市駿河区東新田4丁目1番2-606号 破産者 飯島 勝恵

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第21号

静岡市清水区折戸3丁目19番40号 清水松風 荘、旧住所静岡市清水区三保松原町9番地の

破産者 柴田 弘美

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第442号

静岡県沼津市東椎路1718番地の11 コーポた かとうA202号

破産者 髙根 政美

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

### 令和7年(フ)第11号

静岡県御殿場市西田中21番地 リヴニュース ミスB210

破産者 中村 良広

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

### 令和6年(フ)第26号

静岡県下田市立野58番地の2

破産者 鈴木 翔

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所下田支部

### 令和7年(フ)第3号

愛知県一宮市浅野字内浦54番地1 コーポラ ス浅野2-2号

破産者 木村 麻美

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和7年(フ)第5号

愛知県一宮市古金町1丁目31番地2 破産者 木曽原葉子

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和7年(フ)第7号

愛知県稲沢市祖父江町本甲宮東30番地1 サ ニーサイドハイツB202

破産者 成田 賢矢

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和6年(フ)第289号

三重県四日市市小古曽東1丁目3番48号 ウィステリアA-102

破産者 打田麻衣子

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係

### 令和6年(フ)第55号

京都府亀岡市大井町並河2丁目19番14号 西 台ハイツⅢ221号

破産者 畑 和生

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係

### 令和6年(フ)第58号

京都府亀岡市大井町並河坂井54番地8 破産者 岸本 知佳

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係

### 令和6年(フ)第60号

京都府南丹市園部町木崎町川端3番地 破産者 中村 哲也

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係

### 令和7年(フ)第4号

京都府舞鶴市愛宕中町10番地2-Ⅱ棟201号 破産者 田邉魅穂乃

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所舞鶴支部破産係

### 令和6年(フ)第223号

兵庫県明石市大久保町高丘5丁目3番地の2 49棟403号、前住所神戸市中央区能内町5丁 月12番6号 108

破産者 稲崎由香里(旧姓武本)

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係

### 令和6年(フ)第278号

大阪市浪速区芦原2丁目1番13号 クレイノ オーシャンパル 102号、開始決定時の住所 神戸市西区天が岡679番地の65 102号

破産者 粟田 賢一

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

### 令和6年(フ)第279号

兵庫県明石市大久保町高丘3丁目1番地の2 公団住宅30棟408号

破産者 伊東 英高

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

### 令和6年(フ)第311号

兵庫県明石市大久保町森田48番地の9 破産者 峯松未有希

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係

### 令和7年(フ)第4号

神戸市西区中野1丁目14番地の1 タウンハ ウス出合E-1号

破産者 関

- 1 決定年月日 令和7年3月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

Ø

# 令和7年(フ)第5号

破産者 関 いづみ ウス出合E-1号 神戸市西区中野1丁目14番地の1 タウンハ

決定年月日 令和7年3月31日

主文 破産者について免責を許可する。

# 令和7年(フ)第8号 神戸地方裁判所明石支部破産係

市二見町西二見1225番地の1 ルミナスグラ 兵庫県明石市二見町東二見1157番地の3 破産者 筒井小裕奈 フェリス・FⅡ-102号、前住所兵庫県明石

# 决定年月日 令和7年3月31日 主文 破産者について免責を許可する

 $\circ$ 

破産者 井筒みどり 神戸市西区桜が丘東町4丁目20番地の3

令和7年 (フ) 第14号

神戸地方裁判所明石支部破産係

# 決定年月日 令和7年3月31日

主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係

官

令和6年(フ)第83号

兵庫県豊岡市森津280番地の1 破産者 内芝健太郎 ウェイ森津203 決定年月日 令和7年3月31日 主文 破産者について免責を許可する ミルキー

# 令和6年 (フ) 第304号

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

香川県高松市高松町67番地 HALS21

# 破産者 櫻井

决定年月日 令和7年3月31日 主文 破産者について免責を許可する

Ø

### 令和6年 (フ) 第409号 高松地方裁判所民事部破産・再生係

県住11—

27

破産者 香川県高松市香川町大野2200番地 106 者因 参中

# 決定年月日 令和7年3月31日

 $\circ$ 

 $\not \exists \not$ 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年 (フ) 第5号

A102号 香川県高松市仏生山町甲1006番地

# 破産者 小倉

**₩** 破産者について免責を許可する。

 $\circ$ 

### 令和6年 (フ) 第363号

中村202号

### 破産者 岡田 沙船

決定年月日 令和7年3月31日

# 令和6年 (フ) 第375号

破産者 高野

決定年月日 令和7年3月31日

主文 破産者について免責を許可する。

# 令和7年(フ)第1号

熊本県天草市南町4番30号

破産者 抗木 适入

决定年月日 令和7年3月31日

主文 破産者について免責を許可する。

Ø

# 令和6年(フ)第44号

決定年月日 令和7年3月31日

O

第一条

フローラ

决定年月日 令和7年3月31日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

愛媛県松山市中村2丁目3番26号 ボナール

主文 破産者について免責を許可する。

# 松山地方裁判所民事部

愛媛県松山市石風呂町3番34号

松山地方裁判所民事部

南公荘7号

# 熊本地方裁判所天草支部

沖縄県国頭郡今帰仁村字謝名201番地 松本

### 破産者 国量沿

H X 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所名護支部

2

第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、 この変更は、令和七年四月一日から実施する。

七年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、 令和七年四月十六日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

なお従前の例による。

令和

# 本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更について

六の二号)の一部を次のように変更する。 日本私立学校振興・共済事業団共済規程(平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十 (令和七年三月十四日文部科学大臣認可六文科高第二一一二号)

目次中 第第 十九 章章 雑参 則与 (第四十三条―第四十五条)」を(第四十二条) 第十一章 雜則(第四十四条—第四十六第十章 参与(第四十三条)「第九章 運用担当責任者(第四十二条)

### に改める。

第二項第六号中「第二項の」を「第三項の」に改める。 第十二条第一項各号列記以外の部分中「第六十四条第四項」を 「第百五十二条第五項」 に、

分の十五・六」に改め、同条第七項の表を次のように改める。 め、同条第五項の表中「千分の百五・八八」を「千分の百四・五六」に、「千分の十六・九二」を「千 を「千分の十五・六」に、「千分の百六・五八」を「千分の百五・二六」に改め、同条第三項の表中 「千分の百六·五八」を「千分の百五·二六」に、「千分の十六·九二」を「千分の十五·六」に改 第二十六条第二項の表中「千分の百七・一三」を「千分の百五・八一」に、「千分の十六・九二」

令和七年四月から同年八月までの月分	千分の百六十七・四三
令和七年九月から令和八年八月までの月分	千分の百七十・九七
令和八年九月から令和九年八月までの月分	千分の百七十四・五一
令和九年九月から令和十年八月までの月分	千分の百七十八・○五
令和十年九月から令和十一年八月までの月分	千分の百八十一・五九
	上は火いし、毎日上に火が毎日上日火

とし、同章を第十一章とする。 第十章中第四十五条を第四十六条とし 第四十四条を第四十五条とし 第四十三条を第四十四条

第九章中第四十二条を第四十三条とし、 同章を第十章とする。

第八章の次に次の一章を加える

(運用担当責任者) 第九章 運用担当責任者

第四十二条 事業団に運用担当責任者一人を置く。

運用担当責任者は、理事長がこれを委嘱する。

2

3 運用担当責任者は、共済業務に係る資産の運用に関する事務を統括する。

運用担当責任者に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 科学大臣認可一九諸文科高第四百七号)の一部を次のように変更する。 日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について(平成二十年三月三十一日文部

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、 附則第四項を附則第三項とする。

### 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。 令和7年4月16日 秋田県教育委員会

- 1 失効の対象となった者の氏名及び本籍地 大嶋 靖 秋田県
- 2 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権 者
- (1) 中学校教諭一種免許状(国語) 平4中一第111号、平成5年3月15日 秋田県教育委員会
- (2) 中学校教諭一種免許状(技術) 平4中一第112号、平成5年3月15日 秋田県教育委員会
- (3) 高等学校教諭一種免許状(国語) 平4高一第153号、平成5年3月15日 秋田県教育委員会
- (4) 高等学校教諭一種免許状(工業) 平4高一第154号、平成5年3月15日 秋田県教育委員会
- 3 失効年月日 令和7年3月28日
- 4 失効事由 教育職員免許法第10条第1項(同法施行規則第74条の2第8号ロ、ハ、二)該当

### 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10 条第1項の規定により、次の免許状は失効した。 令和7年4月16日 長野県教育委員会

- 1 失効した免許状
  - (1) 本籍地、氏名 長野県、川上雄太郎
  - (2) 免許状の種類(教科)、番号、授与年月日、 授与権者

ア 小学校教諭一種免許状、平29小一第 110号、平成30年3月31日、長野県教育委員 会、イ 中学校教諭一種免許状 (数学)、平 29中一第215号、平成30年3月31日、長野県 教育委員会、ウ 高等学校教諭一種免許状 (数 学)、平29高一第285号、平成30年3月31日、 長野県教育委員会

- (3) 失効年月日 令和7年3月26日
- (4) 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号ハ)該当

- 2 失効した免許状
- (1) 本籍地、氏名 長野県、神津 純
- (2) 免許状の種類(教科)、番号、授与年月日、 授与権者

ア 中学校教諭一種免許状 (国語)、昭58 中一第5234号、昭和58年3月31日、東京都教育委員会、イ 高等学校教諭一種免許状 (国語)、昭58高一第5237号、昭和58年3月31日、東京都教育委員会

- (3) 失効年月日 令和7年3月26日
- (4) 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号ハ)該当

- 3 失効した免許状
- (1) 本籍地、氏名 和歌山県、正木 喜啓
- (2) 免許状の種類(教科)、番号、授与年月日、 授与権者

ア 中学校教諭一種免許状 (理科)、平20 中一第460号、平成21年3月31日、長野県教 育委員会、イ 高等学校教諭一種免許状 (理 科)、平20高一第484号、平成21年3月31日、 長野県教育委員会

- (3) 失効年月日 令和7年3月26日
- (4) 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第3号該当

### 特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月16日 菊池市長 江頭 実

- 1 当該建築物の所在地
  - 能本県菊池市隈府219番地5
- 2 当該建築物の家屋番号等

家屋番号 219番5の2

種 類 共同住宅

構 造 木造セメント瓦葺平家建

延床面積 128.99㎡

3 所有者等に命じる必要な措置の内容 建築物等を除却するとともに、その敷地に残 置されている動産を搬出し適正に処理するこ と。

4 措置の期限

令和7年5月16日

### 5 菊池市長による措置

所有者等が4の期限までに3の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、3の措置を行う。

6 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、当該建築物 及びその敷地に残置されている動産を撤去し処 分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、4の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。

7 問い合わせ先

菊池市役所都市整備課

電話0968-25-7242 FAX0968-25-5398

### 会社その他の公告

### 辉粒公布

出下さい。 方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申しより解散いたしましたので、当社に債権を有する当社は、令和七年二月十二日株主総会の決議に

ら徐斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

北海道带広市西六条南三丁目一番地

有限会社丸誠市川工務店

清算人 市川 朝也

### 解散公告

たお申し出下さい。を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内の決議により解散いたしましたので、当社に債権当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

**你在七年旦年十六日** 

株式会社HLワークス札幌市中央区大通西二十五丁目一番二号

代表清算人 山川 忠一

### 辟散公告

申し出下さい。する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内におする方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお当社は解散いたしましたので、当社に債権を有

ら除斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

今的七年四月十六日

合司会社大心は幌市北区あいの里四条九丁目一番一号

清算人 山崎 泰博

### 解散公告

がないときは青草から徐斥します。内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以の決議により解散いたしましたので、当法人に債当法人は、令和七年三月二十日開催の社員総会

**你在七年四月十六日** 

特定非営利活動法人ウッドネット北海道北海道赤平市東文京町三丁目四番地一三

清算人 森 武雄

### 解散公告

申し出下さい。する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内におする方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお議により解散いたしましたので、当社に債権を有当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決

う徐手します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

**你在七年四月十六日** 

番地四三 有限会社ホテル峠岩手県下閉伊郡山田町大沢第一三地割五九

清算人 長洞登美子

### 辟散公告

たお申し出下さい。を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内の決議により解散いたしましたので、当社に債権当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会

ら徐斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

**令阳七年四月十六日** 

岩手県盛岡市上堂一丁目一一番一五号

有限会社ばんはうすエーワン

### 清算人 高屋 晋一

### **辉**数公和

ないときは清算から除斥します。にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がを有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内の決議により解散いたしましたので、当社に債権当社は、令和六年七月三十一日開催の株主総会

**你在七年四月十六日** 

有限会灶伊藤架設似台市宮城野区原町四丁目八番一―五〇五号

清算人 伊藤 繁

解散公告

官

解散公告

から除斥します。 い。なお、右期間内にお申し出がないときは清算 公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さ たしましたので、当法人に債権を有する方は、本 の決議により、令和七年三月三十一日付で解散い 当法人は、令和七年三月十一日開催の社員総会 令和七年四月十六日

福島県いわき市平赤井比良三丁目四一番地

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 にお申し出下さい。 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 解散公告 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会 特定非営利活動法人交流ステーションみ 清算人 白川くみ子

令和七年四月十六日 群馬県藤岡市下戸塚大門四七三番地 代表清算人 田村 中山電設株式会社

する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 議により解散いたしましたので、当社に債権を有 申し出下さい。 当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

埼玉県草加市手代三丁目九番一—五〇一号 有限会社ソフトウェアネット

令和七年四月十六日

小山内幸三

解散公告

お申し出下さい。 ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 決議により解散いたしましたので、当社に債権を

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の

令和七年四月十六日 千葉県成田市西三里塚一― 七〇

代表清算人 株式会社サス 高野 淳

29

の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

千葉県匝瑳市野手一七一四六番地の一七七

### 解散公告

申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 清算から除斥します。

令和七年四月十六日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都千代田区平河町一丁目五番一五号 VORT平河町二〇

Selective Trademark Union Japan 中国 清算人 溝谷 憲司

隆

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都江戸川区東葛西五丁目五四番一四号

令和七年四月十六日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

代表清算人 三宅 OPI・15株式会社 誠

出下さい。

有限会社大久保工業 清算人 大久保俊忠

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

令和七年四月十六日

有限会社竹和商会

清算人 植竹 正

する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 申し出下さい。 議により解散いたしましたので、当社に債権を有 当社は、 令和七年三月三十一日付株主総会の決

方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し より解散いたしましたので、当社に債権を有する 当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意に

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日 東京都品川区西五反田四丁目三一番一八号

### 解散公告

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 議により解散いたしましたので、当法人に債権を いときは清算から除斥します。 お申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がな 当法人は、令和七年一月三十一日社員総会の決

令和七年四月十六日

東京都港区南青山二丁目二六番三五号KK

令和七年四月十六日

東京都杉並区上高井戸二丁目一〇番一一号

代表清算人

遠間

京子

株式会社kyi

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

特定非営利活動法人海外農業開発指導機構

### 解散公告

の決議により解散いたしましたので、当社に債権 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都杉並区久我山五丁目一七番六号 清算人 有限会社ユテール 江草 忠敬

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二六番五一七 株式会社銀河

代表清算人

栗本

肇

〇九号

の決議により解散いたしましたので、当社に債権

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します

**令和七年四月十六日** 

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二六番五一七

代表清算人 栗本

株式会社青山

〇九号

BANSO合同会社 聡

### 清算人 藤田

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 解散公告 ら除斥します。

### 清算人 松井 鉄夫

解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 にお申し出下さい。 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

**令和七年四月十六日** 

ニーマンション二〇一号 東京都杉並区松庵三丁目一〇番二号西荻サ

株式会社クリエイティブマネジメント研 代表清算人 北原 文司

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号

代表清算人 算人 小堤 治株式会社明窓社 ら除斥します。

### 解散公告

掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 しましたので、当社に債権を有する方は、本公告 の決議により同年三月三十一日をもって解散いた ら除斥します。 当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日 東京都港区赤坂四丁目八番一五号

株式会社オフィスPAC

# 代表清算人 小松 哲郎

告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 いたしましたので、当社に債権を有する方は本公 の決議により令和七年三月三十一日をもって解散 ら除斥します 令和七年四月十六日 当社は、令和六年十二月二十日開催の株主総会 右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都港区六本木七丁目二番八号 株式会社ダブル・ティー・エフ・シー株式会社ダブル・ティー・エフ・シー

申し出下さい。 する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお当社は解散いたしましたので、当社に債権を有 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日 東京都千代田区岩本町一丁目七番一号

サンリッチモード株式会社

代表清算人 西村 成伸

水曜日

告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 しましたので、当法人に債権を有する方は、本公 する法律第二○六条第一号の規定により解散いた 解散公告 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都大田区山王三丁目三二番一号

令和 **7** 年 **4** 月 16 日

ら除斥します

令和七年四月十六日

代表清算人 榊原 英資一般財団法人インド経済研究所

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 解散公告 にお申し出下さい 令和六年六月二十一日開催の株主総会

ら除斥します。

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都大田区山王三丁目三二番一号 株式会社インド経済フォーラム

### 解散公告

申し出下さい。 する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有 当社は、

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

ンタワー

する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 申し出下さい。 一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有 当社は、総社員の同意により令和七年三月三十

ら除斥します。 令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ

### 解散公告

以内にお申し出下さい。 会の決議により解散いたしましたので、当法人に 債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ ンタワー

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を 当社は、社員総会の決議により令和七年三月三 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ンタワー 初台プロパティ特定目的会社東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ令和七年四月十六日

### 代表清算人 榊原 英資

総社員の同意により令和七年三月三十

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ 初台プロパティ1合同会社 初台プロパティ1

### 解散公告

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総 ンタワー 初台プロパティ2合同会社

初台プロパティ一般社団法人 代表清算人 中村 武

### 解散公告 当社は、

する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお ら除斥します。 申し出下さい。 一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か 総社員の同意により令和七年三月三十

令和七年四月十六日 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ

水天宮マネジメント合同会社

ンタワー

### 解散公告

申し出下さい。 する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有 当社は、総社員の同意により令和七年三月三十

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

ンタワー 水天宮オフィス1合同会社東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ

### 解散公告

申し出下さい。 する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有 当社は、総社員の同意により令和七年三月三十

ら除斥します 令和七年四月十六日 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ ンタワー 水天宮オフィス2合同会社

### 解散公告

以内にお申し出下さい。 債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月 会の決議により解散いたしましたので、当法人に 当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

ンタワー 水天宮オフィス一般社団法人東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を お申し出下さい。 当社は、社員総会の決議により令和七年三月三

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

ンタワー 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ 代表清算人 中村 武水天宮オフィス特定目的会社

### 解散公告

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都港区白金四丁目六番一七一四〇三号

代表清算人 金子 株式会社ホワイトハウス

### 解散公告

以内にお申し出下さい。 債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月 会の決議により解散いたしましたので、当法人に 当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都港区西新橋一丁目一番 サルティングサービス内 一号EPコン

般社団法人

代表清算人 目黒 正行

### 解散公告

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都板橋区小豆沢四丁目一〇番五号

清算人 秋山 正和

令和七年四月十六日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します

### 解散公告

内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以の決議により解散いたしましたので、当法人に債当法人は、令和七年三月十八日開催の社員総会 がないときは清算から除斥します。 令和七年四月十六日 東京都中央区銀座一丁目二二番一一号二F

解散公告 一般社団法人みんなでマルシェCSR 代表清算人 寺嵜 範男

# 令和七年四月十六日

しましたので、当法人に債権を有する方は、本公当法人は、臨時社員総会の決議により解散いた リック神谷町ビル 代表清算人 横井 株式会社いろいろ ゆき

### 解散公告

水曜日

ら除斥します 方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し より解散いたしましたので、当社に債権を有する なお、右期間内にお申し出がないときは清算か 令和七年一月三十一日総社員の同意に

令和七年四月十六日

東京都品川区西五反田四丁目三一番一八号 清算人 Teshigoto合同会社

令和7年4月16日

職務執行者 大平 達也株式会社Tomoasu

内にお申し出下さい。 権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以 会の決議により解散いたしましたので、当社に債 当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総

る方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申 きは清算から除斥します。 し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないと により解散いたしましたので、当社に債権を有す 令和七年四月十五日の株主総会の決議

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号ヒュー

告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都板橋区大山町一五番地一一号 一般社団法人日本経済教育センター

代表清算人 鈴木 孝治

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

株式会社サントレイディングジャパン 代表清算人 木島 美香

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会

ら除斥します。

東京都品川区西五反田四丁目三一番一八号 代表清算人 大平 達也株式会社Tomoasu

東京都港区六本木七丁目二番二一七〇一号 株式会社インタナショナル・アイ

代表清算人 山﨑 寛子

### 解散公告

以内にお申し出下さい。 債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月 会の決議により解散いたしましたので、当法人に当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都墨田区立川二丁目六番五—六〇五号 発機構 特定非営利活動法人BIO 清算人 入 菊池 眞理 〇一IT研究開

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

○一号 ホワイト企画株式会社東京都文京区小石川一丁目一四番三―一八 代表清算人 伊勢 節子

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、 にお申し出下さい。 当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会 当社に債権

東京都大田区中央七丁目一五番一三号

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

解散公告

ら除斥します。 右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

ら除斥します。

### 解散公告

出下さい。 方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し より解散いたしましたので、当社に債権を有する 当社は、令和七年三月二十一日総社員の同意に

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都中央区日本橋茅場町三丁目四番 KDX茅場町ビル四F

二号

なお、

右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します

令和七年四月十六日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社シャロンテック草加 清算人 福山

博之

清算人 Bison energy來以於许

### 解散公告

出下さい。 方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し より解散いたしましたので、当社に債権を有する 当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意に

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

ビル二階 東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野 代表清算人 合同会社micce 湯座丞太郎

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会

にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します

令和七年四月十六日

東京都文京区大塚二丁目九番三号住友不動

般社団法人小郡ロジ

### 代表清算人 鄭 武壽

権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以

内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

の決議により解散いたしましたので、当法人に債

当法人は、令和七年三月十七日開催の臨時総会

フォセオンテクノロジージャパン株式会社

代表清算人 ヨー・ブーン・ティー

産音羽ビル二階

株式会社メディコ

## 毛利

代表清算人 理紗 令和七年四月十六日

東京都北区東十条一丁目一〇番一四

すけあい北区たすけあいワーカーズひよ 特定非営利活動法人アビリティクラブた

清算人 五十嵐泰子

### 解散公告 当社は、

令和七年四月一日総社員の同意により

解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、

令和七年四月十六日 本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さ

合同会社あおい太陽光発電所 職務執行者 張 恒波

### 解散公告

当社は、令和七年四月一日総社員の同意により

本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さ 解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、 ら除斥します。 右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社シャロンテック八千代台 清算人 福山 博之

### 解散公告

出下さい。なお、右期間内にお申し出がないとき 方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し より解散いたしましたので、当社に債権を有する は清算から除斥します。 当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意に 令和七年四月十六日

### 解散公告

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します 令和七年四月十六日 東京都中央区日本橋小網町八一二

代表清算人 森 克実 ETCマネジメントサービス株式会社

権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以 内にお申し出下さい。 当法人は、解散いたしましたので、当法人に債

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都江戸川区西葛西三丁目三番一六一五

水曜日

令和七年四月十六日

清算人 竹葉 倫子 Ι n i t

解散公告 特定非営利活動法人Asia i a t i v e s

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和 **7** 年 **4** 月 **16** 日

ら除斥します 令和七年四月十六日 横浜市港北区大倉山三丁目一五番一九号 有限会社由井エンタープライズ

清算人 齊藤栄太郎

出下さい。 方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し より解散いたしましたので、当社に債権を有する 当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意に

ら除斥します。

東京都国分寺市本多五丁目二〇番二一号

清算人 宮本 合同会社M's 豊

### 解散公告

の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

神奈川県秦野市柳町一丁目一〇番二〇号

清算人 久保寺正男

### 解散公告

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に お申し出下さい。 決議により解散いたしましたので、当社に債権を 当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

番地一 神奈川県横浜市神奈川区松見町一丁目三六 オレオ株式会社

### 解散公告

掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 の決議により同年三月三十一日をもって解散いた しましたので、当社に債権を有する方は、本公告 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

神奈川県三浦郡葉山町堀内一七三五番地の

アマノビジネスコンサルティング合同会社

有限会社久保寺自動車商会

代表清算人 小原 進

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会

横浜市西区浜松町一二番二九号 豊正工業株式会社

代表清算人 中村

正親

以内にお申し出下さい。

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町五〇番

特定非営利活動法人パソコンよこはま宿 賢治

### 解散公告

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 決議により解散いたしましたので、当社に債権を お申し出下さい。 当社は、令和七年二月十九日開催の株主総会の

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

神奈川県相模原市中央区横山台一丁目三一

代表清算人 飯島 直樹

### 解散公告

より解散いたしましたので、当社に債権を有する 方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し 出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意に

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

神奈川県横浜市都筑区長坂三—一四 清算人 若林 充合同会社若林設備事務所

決議により解散いたしましたので、当社に債権を お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

神奈川県鎌倉市手広四丁目三八番二二号 株式会社メディサポ

代表清算人 勝又

会の決議により解散いたしましたので、当法人に 債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月 当法人は、令和七年三月二十四日開催の社員総

三〇号

黒川

### 清算人

番九—四〇七号 株式会社BH

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

長野県飯田市上殿岡三五七番地一

清算人 有限会社得月 棚橋

### 解散公告

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

阜セントマークス弐番館六○一号 岐阜市清住町二丁目四番一号ライオンズ岐

有限会社リサイクルメイト 清算人 加藤 敏彦

日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内に ので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌 お申し出がないときは清算から除斥します。 当社は令和七年三月三十一日解散いたしました

令和七年四月十六日 富山県高岡市赤祖父七四七番地エスペラン

サ・ヤマダ三〇一 代表清算人 市川 雅美 株式会社久伽

### 解散公告

たので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載 の翌日から二箇月以内にお申し出下さい 決議により令和七年三月三十一日解散いたしまし 当組合は、令和七年一月二十六日開催の総会の

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

長野県岡谷市湊四丁目一〇番三号 小坂林野利用農業協同組合 清算人 伊藤 源英

### 解散公告

解散公告

の決議により解散いたしましたので、当社に債権

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

清算人 佐野

欣弥

以内にお申し出ください。 債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月 会の決議により解散いたしましたので、当法人に 当法人は、令和七年二月二十四日開催の社員総

なお、右期間内にお申し出がないときは、 清算

令和七年四月十六日 静岡市駿河区小鹿三五七番地 特定非営利活動法人シニアいきいきネッ トワーク

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 にお申し出下さい。 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 解散公告 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

令和七年四月十六日 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か 静岡県磐田市今之浦二丁目八番地二

代表清算人 田中 株式会社ビーブイエー

英博

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 にお申し出下さい。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日 愛知県西尾市米津町蓮台二番地一九

株式会社大一

代表清算人 小妻 敏幸

解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

にお申し出下さい。

令和七年四月十六日

愛知県 一宮市冨田字上町二〇番地一

代表清算人 株式会社ギャラリー須知 須知あかね

33

### 解散公告

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 決議により解散いたしましたので、当社に債権を お申し出下さい。 当社は、 令和七年二月二十日開催の株主総会の

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月十六日

滋賀県栗東市出庭一四二八番地一一 昌栄印刷有限会社

清算人 太田

英夫

### 解散公告

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に お申し出下さい。 当社は、 解散いたしましたので、当社に債権を

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

京都市北区大北山長谷町五—二—三〇二

株式会社プライムシティ 代表清算人 土井 純子

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

京都市右京区梅津上田町六一番地 株式会社デルタ印刷所

代表清算人

髙井

住子

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

京都府与謝郡与謝野町字岩滝一一四五番地

清算人 有限会社西太織物 西川 宏

ら除斥します

有限会社末次

清算人

### 解散公告

箇月以内にお申し出下さい。 合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二

ら除斥します

### 解散公告

たので、当社に債権を有する方は、本公告掲載のの決議により、同月三十一日付で解散いたしまし なお、右期間内にお申し出がないときは清算か 当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会

### 解散公告

お申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がな有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に いときは清算から除斥します。

### 解散公告

にお申し出下さい。

お申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がな有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に いときは清算から除斥します。 当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

合総会の決議により解散いたしましたので、当組当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

京都市東山区今熊野南日吉町四四番地一

清算人 寺尾 智文

ら除斥します。 翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 令和七年四月十六日

代表清算人 宮川 博 ブス―エスエムエス―カンツラー株式会社 大阪市東淀川区東中島一丁目一七番五号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を 令和七年四月十六日

### 堺市北区百舌鳥本町一丁四四番地六 株式会社メディスクリプツ 代表清算人 奥

亨

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

# なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

大阪府寝屋川市木田元宮一丁目八番一号

代表清算人 富永 能史

富永電気工業株式会社

の決議により解散いたしましたので、当社に債権当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会 解散公告

京都府京丹後市網野町三津三七番地令和七年四月十六日

### 末次 輝大

# を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 にお申し出下さい。

ら除斥します

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

解散公告 大阪府堺市堺区大仙町一三番二九号 株式会社PARTNER 代表清算人 横尾

洋子

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 当社は、令和六年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

大阪府東大阪市西堤本通東一丁目一番一号 有限会社伊藤保険サービス 清算人 伊藤 義夫

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

大阪府高石市千代田四丁目八番一七号 株式会社トラペジウム

代表清算人 中谷 倫哉

解散公告

本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さ 解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、 当社は、 令和七年四月一日総社員の同意により

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

兵庫県芦屋市春日町九番一—三一五号

合同会社NYTインベストメント 武田 定男

解散公告

ら除斥します。

令和七年四月十六日

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会 にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出が ないときは清算から除斥します。 令和七年四月十六日 兵庫県西宮市鳴尾町二―五―八―一〇三

### 解散公告

議により解散いたしましたので、当社に債権を有当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決 する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 申し出下さい。

令和七年四月十六日 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

兵庫県西宮市甲子園六番町一番六号

代表清算人 株式会社KIKI

小浦麻里子

に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇の決議により、同日解散いたしましたので、当社 月以内にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

神戸市西区上新地二丁目二八番地の三―一

〇四号室

悟

清算人 福岡 日盛産業有限会社

### 解散公告

水曜日

いときは清算から除斥します。 お申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がな 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 解散いたしましたので、当社に債権を

兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町八丁目四一一二

令和 **7** 年 **4** 月 16 日

令和七年四月十六日

代表清算人 宮野原誠実

の決議により解散いたしましたので、当社に債権当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 解散公告 にお申し出下さい。 ら除斥します。

ら除斥します

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

奈良県宇陀市榛原萩原二四九四番地 株式会社奈良在宅看護センター

代表清算人 天笠

道代

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、 解散いたしましたので、当社に債権を

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

代表清算人 平河 大株式会社コールエーアイ

令和七年四月十六日

島根県出雲市大津朝倉二丁目十一番地十一 有限会社出雲乃郷食品 清算人 中島 勝気

### 解散公告

にお申し出下さい。 を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 決議により解散いたしましたので、当法人に債権 当法人は、令和七年三月五日開催の社員総会の

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

一般社団法人VODエンタメ協会広島市西区庚午北四丁目六番二四一五〇六号

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、 解散いたしましたので、当社に債権を

ら除斥します。 令和七年四月十六日 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会 当社に債権

令和七年四月十六日 広島市安佐南区西原三丁目二○番二号 有限会社ふたば美容

清算人

佐藤

宏康

令和七年四月十六日

代表清算人 末峯 良洋

広島市安芸区矢野西一丁目五番二二号 有限会社光進工業

代表清算人 石堂 俊行

解散公告 解散公告

# なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

下さい。

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

ら除斥します。

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

### 解散公告

権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以会の決議により解散いたしましたので、当社に債当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総 内にお申し出下さい。

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

山口県下関市綾羅木本町三丁目四番二五号令和七年四月十六日 株式会社KTI

代表清算人 有田真理奈

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。 令和七年四月十六日 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

山口県下松市潮音町二丁目二番二号 2表清算人 延時 光コーエイ工業株式会社

# 代表清算人

がないときは清算から除斥します。内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以権を有する方は、解散いたしましたので、当法人に債 令和七年四月十六日

特定非営利活動法人ドリームキャッチ 清算人 五味 晃二

北九州市八幡西区八千代町四番一三号

は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出り解散いたしましたので、当社に債権を有する方 当社は、令和七年三月三十日総社員の同意によ

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

福岡市東区八田一丁目六番一七号

合同会社オリエント警備

清算人 兼山

葉子

解散公告

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

広島県福山市北吉津町二丁目五番七号

代表清算人 元木 康人

にお申し出下さい。

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

### 解散公告

清算人

米倉

博文

令和七年四月十六日 福岡県筑後市大字和泉二五〇番地の六 有限会社サウンドヨネクラ

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

福岡県大牟田市明治町一丁目五番地の一三 大賀 尚子

代表清算人

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 決議により解散いたしましたので、当社に債権を なお、右期間内にお申し出がないときは清算か 当社は、 令和七年三月三十日開催の株主総会の

ら除斥します 令和七年四月十六日

福岡県築上郡築上町大字水原四六七番地

株式会社田原工務店

### 代表清算人 田原 成徳

解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

福岡県福岡市西区大字金武九二八番地七

有限会社オーエスシー 清算人 大原 龍彦

の決議により令和七年三月三十一日解散いたしま

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会

したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載

の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

解散公告

報

令和七年四月十六日

解散公告

ら除斥します

令和七年四月十六日

福岡県筑紫野市針摺東四丁目八番二〇号

清算人

亮司

有限会社司工業 國武

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

福岡県糟屋郡須恵町大字植木一二六五番地 有限会社ユニテック造型

清算人 長澤 一雄

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 決議により解散いたしましたので、当社に債権を なお、 当社は、 令和七年三月三十日開催の株主総会の

ら除斥します 右期間内にお申し出がないときは清算か

福岡県糟屋郡志免町志免四丁目二五番一九号

株式会社クラオカ

### 代表清算人 倉岡 俊治

議により解散いたしましたので、 当社は、

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

長崎市若葉町一番二一号

有限会社長崎県家庭教師センター学院 園田 正実

# 解散公告(第一回

令和 **7** 年 **4** 月 **16** 日

解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内

にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

の決議により解散いたしましたので、

当社に債権

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

認可により解散したので、当組合に債権を有する 出下さい。 から除斥します。 者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し 当組合は、

令和七年四月十六日

茨城県かすみがうら市上土田四六一番地 代表清算人 向原土地区画整理組合 髙橋 勤 司

### 解散公告

を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の決議により解散いたしましたので、当社に債権 にお申し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

福岡県行橋市南大橋五丁目一〇番六号

清算人 田島美智子

### 解散公告

決議により解散いたしましたので、当社に債権を 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に お申し出下さい。

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

福岡市東区松崎二丁目五番一〇号

株式会社ゴダイ

### 解散公告

申し出下さい。 する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 令和七年三月十日開催の株主総会の決 当社に債権を有

水曜日

令和七年四月十六日

福岡県小郡市上岩田七六九番地

株式会社環境サポート

清算人 伊賀上政之

# 代表清算人

右期間内にお申し出がないときは清算 令和七年三月二十一日茨城県知事の

有限会社田島企画

当社は、 令和七年三月三十日開催の株主総会の

代表清算人 藤 和俊

解散公告(第一回)

る方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申 算から除斥します。 より解散いたしましたので、 し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清 当組合は、 令和七年三月十日練馬区長の認可に 当組合に債権を有す

令和七年四月十六日 東京都中央区八重洲一丁目四番一六号東京 建物株式会社内

石神井公園団地マンション建替組合 黒河内 剛

代表清算人

解散公告(第一回

出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算 者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し 決議により解散したので、当組合に債権を有する から除斥します。 当組合は、令和七年三月二十九日開催の総会の

令和七年四月十六日

富山県氷見市阿尾五五〇番地

農事組合法人阿尾営農組合 清算人 伊藤

滋

# 解散公告(第一回)

る方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申 算から除斥します。 し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清 当法人は、解散したので、当法人に債権を有す

栃木県鹿沼市西沢町四七二番地

令和七年四月十六日

医療法人社団北川医院 清算人 北川 和利

解散公告(第一回

算から除斥します。 る方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申 会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年 し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清 二月二十五日解散したので、 当法人は、 令和六年六月二十七日開催の社員総 当法人に債権を有す

令和七年四月十六日

東京都町田市常盤町三六〇九番地一〇

医療法人社団菅井歯科医院

清算人 菅井 一夫

お申し出下さい。なお、 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 可により解散いたしましたので、 いときは清算から除斥します。 右期間内にお申し出がな 当組合に債権を

代表清算人 宮山 誠鹿児島観光ビルマンション建替組合

## 解散公告(第一回)

ら二箇月以内にお申し出下さい。 当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日 より令和七年三月三十一日付けで解散したので、 し出がないときは清算から除斥します。 当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可に 令和七年四月十六日 右期間内にお申

滋賀県大津市松本一丁目二番 滋賀県土地開発公社 二号

代表清算人 野﨑

# 解散公告(第一回

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を 当組合は、 一令和七年一月二十八日福岡県知事の

ら除斥します なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

福岡県宮若市金生五八二番地

下金生生産森林組合 清算人 藤島 信介

解散公告(第一回 当組合は、令和七年三月六日付鹿児島市長の認

令和七年四月十六日 鹿児島県鹿児島市浜町一番二

第 21 期 決 算 公 告
令和 5 年 6 月 28 日
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
新国際ビル 4 階
い ち い 亭 株 式 会 社
代表取締役 田畑 貴弘
貸借対照表の要旨
(令和 5 年 3 月31日現在) (単位:千円) 額 25,329 2,442 動定 資資 産産 流固 資の 産部 合 27,771 流固株利 11,220 負債及の 0 16,551 8,551 8,551 び部 (うち当期純利益) (4,248)計 27,771 合

階

令和七年四月十六日

東京都新宿区四谷一丁目八番一

四号四谷

丁目ビル二階二〇二号室

# 解散公告(第二回)

期間内にお申し出がないときは清算から除斥しま 日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月十五 和七年三月十日解散したので、当法人に債権を有 当法人は、目的たる事業の成功の不能により令 右

和七年四月十六日

内にお申し出がないときは清算から除斥します。 の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間 方は、本公告第一回掲載(令和七年四月十五日) 月二十五日解散したので、 の決議並びに東京都知事の認可により令和七年二 当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会 令和七年四月十六日 当法人に債権を有する 旦

医療法人社団川村内科医院 清算人 川村 光良

東京都港区新橋五丁目一〇番六号川村ビル

# 解散公告(第二回)

官

は清算から除斥します。 出下さい。なお、 七年四月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し より、同日をもって解散いたしましたので、当法 人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和 当法人は、令和七年三月三十一日社員の欠亡に 右期間内にお申し出がないとき

医療法人社団IMA

清算人 保坂 純郎

# 解散公告(第二回)

令和 **7** 年 **4** 月 **16** 日

する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月十四 により解散いたしましたので、 ら除斥します 日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 当法人は、令和七年三月四日責任役員会の決議 右期間内にお申し出がないときは清算か 当法人に債権を有

令和七年四月十六日 富山県氷見市稲積二四〇四番地 清算人 三矢 **廣**専寺 惠京

# 解散公告(第二回

十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 散事由の発生により解散したので、当法人に債権 を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月 ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か 当法人は、令和七年二月二十八日定款所定の解

宮城県気仙沼市三日町二丁目三番二号

令和七年四月十六日

愛知県日進市梅森台三丁目

一四三番地

清算人 千葉 徹

# 解散公告(第二回

する方は、 一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有 当組合は、総会の決議により令和七年三月三十 から二箇月以内にお申し出下さい。 本公告第一回掲載(令和七年四月十四

ら除斥します。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和七年四月十六日

滋賀県野洲市木部八三〇番地 農事組合法人木部農業経営組合

清算人 木村 龍雄

# 解散公告(第二回

ÇĮ 月十四日) 権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四 の決議により解散いたしましたので、 から除斥します。 当組合は、令和七年三月三十日開催の組合大会 なお、 右期間内にお申し出がないときは清算 の翌日から二箇月以内にお申し出下さ 当組合に債

令和七年四月十六日

大阪市阿倍野区昭和町一丁目三番一二号 大阪建設労働組合阿倍野

代表清算人 蔭山 隆茂

# 解散公告(第二回

きは清算から除斥します 和七年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申 法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令 三月二十七日をもって解散いたしましたので、当 し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないと 当法人は、福岡県知事の認可により、令和七年

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南会津郡只見町大字只見字上ノ原

一六八一番地五、最後の住所福島県南会津郡

只見町大字長浜字久保田一一番地特別養護老

人ホームあさくさホー

被相続人

亡

藤田

初男

令和七年四月十六日 北九州市八幡西区大浦一丁目五番一五号 医療法人そらだ小児歯科医院 清算人 空 田 裕子

ます

令和七年四月十六日

山下ビルニF 医療法人社団森誠会神奈川県横須賀市汐入町二丁目七番地一

# 医療法人トーマツ歯科医院 信平

清算人 東松

から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間本公告第一回掲載(令和七年四月十一日)の翌日 内にお申し出がないときは清算から除斥します。 いたしましたので、当法人に債権を有する方は、

大阪市中央区安堂寺町二丁目六番三号アイ令和七年四月十六日 ズワンⅢ二階

します

清算人

解散公告(第三回) 髙木

合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和合員総会の決議により解散致しましたので、当組当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組 七年四月十日)の翌日から二箇月以内に、お申し

算から除斥致します。 令和七年四月十六日

出下さい。右期間内にお申し出がないときは、

兵庫県丹波篠山市後川上七番地 農事組合法人後川特産物加工組合

会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七当法人は、令和六年十月二十六日開催の社員総解散公告(第三回) は清算から除斥します。 和七年四月十日)の翌日から二箇月以内にお申し 当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令 年三月二十一日をもって解散いたしましたので、 出下さい。なお、右期間内にお申し出がないとき

### **第 36 期 決 算 公 告** 令和 7 年 3 月 25 日

令和七年四月十六日

福岡県福岡市博多区住吉五丁目二五番八号

医療法人はらだ形成外科皮ふクリニック

和朋

4		⇒ L-12-317-4-1-	レートナナル	یا۔ جانب	r +	0.42.1
7	3	5			所産の原3	
			仙台鈴	沐í	合金株式	⋷⋲⋠
		件=			本田	
	- AL 1 1 117					
Ę	计信对照	表の要は	<b>ゴ</b> (分和 (	9年	12月31日	現仕
	科		目		金額(千円)	
	28 A	流動	資産		32,	781
	資の	固定	資 産		96,	484
	産部合		計		129,265	
		流動	負債		30,	531
	負純	固定	負債	.	18,	155
		株主	資本		80,	579
	債 債	資	本	È	40,	000
	産	利益	剰 余 会	È	40,	579
	及の	(利益	準備会	)	(2,	260)
	(0)	(その他	1利益剰余	金)	(38,	319)
	び部	(うち)	当期純利	益)	(3,	443)
		合	計		129,	265
_						

# 解散公告(第三回)

権を有する方は、本公告第一回掲載 右期間内にお申し出がないときは清算から除斥し 月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 当法人は、解散いたしましたので、 、(令和七年四、) 当法人に債

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

切の相続債権者及び受遺者は、

切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌右被相続人の相続人のあることが不明なので、

します

令和七年四月十六日

清算人 森塚 俊彦

## 解散公告(第三回)

番地、

最後の住所不詳

続債権者受遺者への請求申出の催告

津ビル二階西室会津みらい法律事務所 福島県会津若松市栄町五番二二号フジヤ会

相続財産清算人 弁護士

大野

毅夫

本籍茨城県稲敷郡江戸崎町大字鳩﨑一五六八

当法人は、令和六年十二月十九日をもって解散

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌切の相続債の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人の相続人 亡 坂本きくい

医療法人美龍会 祐子

続債権者受遺者への請求申出の催告 相続財産清算人 弁護士 黒田 祥史茨城県龍ケ崎市四四三三番地黒田法律事務所令和七年四月十六日

清 日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌右被相続人の相続人のあることが不明なので、 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 の住所本籍に同じ 被相続人 亡 塚田喜美代 本籍茨城県笠間市笠間二六五五番地一、最後

シード水戸一〇一号室 茨城県水戸市大町三丁目四番 相続財産清算人 水戸法律事務所 四四 一号プロ

令和七年四月十六日

# 相続債権者受遺者への請求申出の催告

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。 します。 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 の住所千葉県佐倉市上座五七七番地二 ラー 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 メンとん太内 本籍千葉県佐倉市井野一三六一番地八、 被相続人 亡 山﨑 文夫 最後

令和七年四月十六日

群馬県前橋市新前橋町一番地一 務所コスモス 五 法律事

相続債権者受遺者への請求申出の催告 相続財産清算人 弁護士 松井

最後の住所群馬県前橋市古市町二九三番地七 本籍東京都千代田区西神田二丁目九番地二、 被相続人 亡 髙橋 澄江

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年四月十六日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号まえば し法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井匠太郎

# 相続債権者受遺者への請求申出の催告

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し 日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 四、最後の住所埼玉県上尾市平塚一丁目一二 本籍埼玉県さいたま市緑区大字大門七八番地 被相続人 亡 折井 知博

水曜日

令和七年四月十六日 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二四 番地二号山崎第二ビル五階A大宮桜木町

します

令和 **7** 年 **4** 月 16 日

相続債権者受遺者への請求申出の催告 法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小川 武士

六、最後の住所東京都調布市小島町二丁目 八番地三調布コーポラス二〇八 本籍東京都千代田区神田神保町二丁目四番地

被相続人 ť 柴崎芙沙子

にお申し出がないときは弁済から除斥します。 七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内 切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十 令和七年四月十六日 右被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続財産清算人 弁護士 城戸 貴明イス御殿山四階 オオノ・キド法律事務所 東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレ

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍東京都江戸川区船堀一丁目一番、最後の

にお申し出がないときは弁済から除斥します。 六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内 切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十 令和七年四月十六日 住所東京都江東区大島六丁目一四番二—九〇

隆司

東京都千代田区二番町九一八中労基協ビル

三階紀尾井町法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍東京都大田区南蒲田二丁目二五番、 相続財産清算人 弁護士 渥美央二郎 最後

にお申し出がないときは弁済から除斥します。 七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内 切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十 号 被相続人 亡 田中 正和の住所東京都大田区南蒲田二丁目二五番一四 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 被相続人 亡 田中

令和七年四月十六日 Tビル四階千葉法律事務所 東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座D

相続債権者受遺者への請求申出の催告 相続財産清算人 弁護士 道則

本籍神奈川県小田原市本町四丁目四八八番

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右被相続人の相続人のあることが不明なので、番八号 被相続人 亡 澁谷 引 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 最後の住所神奈川県秦野市千村五丁目七 崇

令和七年四月十六日 ビル五階を厚木法律事務所神奈川県厚木市中町三丁目一二 番三号藍田

相続財産清算人

弁護士

崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告 住所神奈川県平塚市南原三丁目六番三号本籍神奈川県平塚市南原三丁目六番、最 最後の

被相続人 ť 成瀬 秀樹

令和七年四月十六日

神奈川県平塚市八重咲町一八番二五号寺本

相続債権者受遺者への請求申出の催告 相続財産清算人 弁護士 根本 淳己

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 被相続人 亡 下垣

します **令和七年四月十六日** 

MKファーストビル三B 相続財産清算人 弁護士 稲葉 翔

七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内 にお申し出がないときは弁済から除斥します 切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十 !続債権者受遺者への請求申出の催告 令和七年四月十六日 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 一、最後の住所岐阜県加茂郡富加町羽生一四本籍岐阜県加茂郡富加町羽生一四六一番地 被相続人 亡 高井

|続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛知県犬山市大字羽黒字山ノ田六四番地 六、 トビル四階七号室 さつき法律事務所 最後の住所本籍に同じ 相続財産清算人 弁護士 関 正樹

事務所岐阜県可児市広見五―九一ベルコー

相

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 令和七年四月十六日 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 被相続人 亡 大宮 清

タニビル二階東室弁護士法人クローバー江愛知県江南市古知野町朝日一六五番地ナガ 法律事務所 相続財産清算人 弁護士 尾関 育良

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

後の住所川崎市麻生区細山七丁目―一番二〇後の住所川崎市麻生区細山七丁目―一番二〇号

令和七年四月十六日

川崎市中原区新丸子東三丁目九四六番地

します。 日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 切の相続債権者及び受遺者は、

京都府木津川市木津駅前一丁目二二番 森川ビル二階二〇二 相続財産清算人 弁護士 きづがわ法律事務所 北尾友華利

### 第67期決算公告 2025年3月25日 東京都台東区上野7丁目11 日本交通技術株式 代表取締役社長 舘山 貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在)(単位:百 目11番1号 株式会社 <u>百万</u>円) 額 動定 産産 1,610 1,955 流固 産部 3,565 1,363 949 負純 1,252 <sub>債</sub>資 60 産 1,192 及<sub>の</sub> 15 1,177 び部 (54) 3,565

# 相続債権者受遺者への請求申出の催告

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 します。 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 本籍愛知県春日井市上条町八丁目一三五番 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 一〇二番地 最後の住所愛知県春日井市上条町十丁目 被相続人 亡 梅村

相続債権者受遺者への請求申出の催告 名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカ トウ丸の内ビル八G成田・長谷川法律事務 相続財産清算人 弁護士 塩澤 将宏

区西ノ京春日町一六番地の四四西ノ京スカイ 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 ハイツA棟五一四号 本籍京都府京都市下京区高倉通五条下る堺町 二五番、二六番合地、 被相続人 最後の住所京都市中京 ť 本公告掲載の翌 柴田滿智子

令和七年四月十六日 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

令和七年四月十六日

# 相続債権者受遺者への請求申出の催告

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 後の住所大阪府八尾市西山本町五丁目一四番、最本籍大阪府八尾市西山本町五丁目一四番、最 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 被相続人 亡 沼田 嘉文

令和七年四月十六日

ビル五階 大阪市中央区高麗橋二丁目三番一五号上喜 相続財産清算人 弁護士 津屋香織

地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町四〇番一四 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 本籍兵庫県芦屋市朝日ケ丘町四〇番、 被相続人 亡 岡山 最後の 五 雅

# 相続債権者受遺者への請求申出の催告 佐々木優雅法律事務所 兵庫県芦屋市業平町二番 相続財産清算人 弁護士 四 ―五〇二号 佐々木陽子

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 最後の住所兵庫県豊岡市日高町鶴岡六七二番 本籍兵庫県豊岡市日高町鶴岡六七四番地二、 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 被相続人 亡 谷本 重利

# 令和七年四月十六日

兵庫県豊岡市弥栄町一番 人生駒法律事務所 一〇号 弁護士法

相続財産清算人

弁護士

武之

相続債権者受遺者への請求申出の催告 輝政

日 します。 切の相続債権者及び受遺者は、 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 から二箇月以内に請求の申出をして下さい 本公告掲載の翌

令和七年四月十六日

兵庫県姫路市岡町四〇番地 澤田・中上

本籍広島県福山市加茂町字八軒屋 最後の住所本籍に同じ 二〇八番

八日までに請求の申出をして下さい。 します 切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年四月十六日 広島県福山市若松町一〇番五号法友会館五階

相続債権者受遺者への請求申出の催告 番地シティハウス円城寺四〇 の住所広島県東広島市西条町御薗宇七〇四九 本籍広島県廿日市市串戸三丁目一三番、 一号 最後

八日までに請求の申出をして下さい。 します 切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 被相続人 亡 并上健太郎

令和七年四月十六日 広島県東広島市西条岡町一〇一一〇べに屋

ビル二階二〇五号室戸田総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 岩本 瑞穗

# 相続債権者受遺者への請求申出の催告

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 後の住所徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 本籍徳島県阿南市山口町平野九三番地一、 亡 山本 欽六 最

徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚六七番地七

相続債権者受遺者への請求申出の催告 相続財産清算人 弁護士 中上 幹雄

亡 濵田千穂

相続財産清算人 弁護士 岸田 光弘

長崎県平戸市田平町山内免三七八番地 飛鸞ひまわり基金法律事務所

不在者財産管理人による供託公告 家事事件手続法第百四十六条の二第一 相続財産清算人 弁護士 小林 項及び第 洋介

二項の規定により、 住所 不在者 川崎市高津区梶ヶ谷四丁目八番地 あかね荘一〇一 吉村 孝司 次のとおり供託しました。 五

七六五四  $\equiv$ 供託所 事件名 裁判所 供託金額 供託番号 生年月日 事件番号 横浜地方法務局川崎支局 不在者財産管理人選任申立事件 横浜家庭裁判所川崎支部 西暦一九五五年八月四 令和六年度金第一五六三号 令和四年 (家) 一、八八一、二四九円 第七二四九号

固

資 産 合 計 令和七年四月十六日 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続財産清算人 司法書士

佐藤平三郎

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 の住所福岡県太宰府市宰府一丁目一五番一 本籍熊本県八代市袋町三号官有無番地、最後 被相続人 亡 西田 秀男

令和七年四月十六日 ビル四階 福岡県福岡市中央区大名二—二—二六親和 相続財産清算人 弁護士 福島あ び子

相続債権者受遺者への請求申出の催告 後の住所長崎県平戸市岩の上町一三八〇番地本籍長崎県平戸市岩の上町一三〇三番地、最

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 令和七年四月十六 日 右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 被相続人 亡 釣谷 保雄

額 流固株資資を利 1,084,008 83,409 804,954 30,000 10,625 10,625 764,329 7,500 756,829

令和七年四月十六日 神奈川県海老名市中央一丁目一六番三 一階 弁護士法人港国際法律事務所

二七号 海老

不在者財産管理人による供託公告 不在者財産管理人 弁護士 若林

項の規定により、次のとおり供託しました。 家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第 不在者 有園

住所 和歌山県橋本市光陽台二丁目四番地

**令和七年四月十六日** 供託所 和歌山地方法務局 供託番号 事件番号 供託金額 生年月日 昭和三十六年三月十五日 不在者財産管理人選任申立事件 和歌山家庭裁判所 令和三年(家)第七○四号 七七九万八千百九十三円 令和六年度金第六○五号

五四

和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地 ビル三階 不在者財産管理人 和歌山合同法律事務所 弁護士 戸 村 祥子 本山

1,972,936

54 期 決 算 公 告 秋田県横手市平鹿町上吉田字車長根83番地 東北日紅株式会社 代表取締役社長 仲鉢 真也 (2025年1月31日現在) (単位:千円) 54 2025年3月27日 貸借対照表の要旨 目産産 動定 資資 1,624,589 348,347 (233,082)565 565

1,972,936 負債・純資産合計

巾

田不動産興業

②東京都知事(1)107402

③冨岡有記

④東京都千代田区内神田1一]

18 - 11

(5)

富岡有記

1000万円

⑥東京都知事

⑦東京都豊島区池袋本町 4-46-11-1225

丁目30番13号

有限会社プラスワン

代表取締役

中島隆裕

金沢区東朝比奈一丁目30番13号

①有限会社プラスワン

②神奈川県知事(3)第27953号

③代表取締役

中島隆裕

④神奈川県横浜市

⑤1000万円

⑥神奈川県知事

⑦神奈川県横浜市金沢区東朝比奈

目21番19号 ①城東商事不動産

⑤60万円

⑥東京都知事

0

東京都知事(2)第97395号 ③代表者 宇田川精一郎

④東京都葛飾区金町一丁

城東商事不動産

代表

②東京都葛飾区金町一丁目21番19号

宇田川精一郎

# 宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告

申出書2通を下記提出先に提出し の翌日から6箇月以内にその債権の額、 保証金は同人に返還されます。 下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は て下さい。 債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した 前記の申出書の提出がないときは、 下記の者に係る営業 本公告掲載

令和7年4月 16 H

[掲載順序

出書提出先 ①商号又は名称 ②掲載者住所、商号又は名称及び氏名 ②免許証番号  $\odot$ (代表者の) 氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 © ₩

뺍

ま市浦和区高砂2丁目1番1号 横浜市西区高島2丁目6番32号横浜東口ウィスポートビル18階 本町15番地13 浜東口ウィスポートビル18階 ④東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 ①積水ハウスシャーメゾンPM東京株式会社 ②国土交通大臣(3)2250 ン・マリブウエスト34階 埼玉東営業所 代々木2丁目1番1号新宿マインズタワー3階 事業開発部 埼玉営業所 栃木県足利市南町4254番地2ニューミヤコホテル1階 神奈川県川崎市中原区中丸子13番地2 1番1号新宿マインズタワー3階 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新宿マインズタワー3階 東京法人営業所 メゾンPM東京株式会社 代表取締役 千葉県船橋市本町1丁目3番1 埼玉営業所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地16 埼玉西営業所 神奈川県横浜市西区高島2丁目6番32号横浜東口ウィスポートビル18階 川崎営業 東関東営業部 東京南営業所 ⑥関東地方整備局長 宇都宮オフィス 常葉営業所 札幌営業所 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1ワールドビジネスガーデ 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新宿マインズタワー3階 武蔵野営業所 東京都武蔵野市中町1丁目11番4号 廃止した従たる事務所 本店営業所 埼玉県越谷市南越谷1-16-7 埼玉南営業所 千葉県柏市中央町1―1柏セントラルプラザ5階 横浜営業所 神奈川県横浜市西区高島2丁目6番32号横 栃木県宇都宮市元今泉2丁目22番14号 佐々木邦裕 北海道札幌市北区北七条西1丁目1番2号SE札幌ビ ②東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番1 北関東営業所 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新 埼玉·北関東営業部 ③代表取締役 横浜北営業所 群馬県高崎市旭町34番地 東京都渋谷区代々木2 埼玉県川越市脇田 両毛賃貸営業 東京都渋谷区 埼玉県さいた 佐々木邦裕 積水ハウス 神奈川県 京葉

第12 期決算公告 令和7年4月16日 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番12号 令和7年4月16日 第15期決算公告 Calzedonia Japan株式会社 代表取締役マッテオ・ヴェロネージ 株式会社地圏総合コンサルタント 代表取締役

貨	<b>資借対照表の要旨</b> (令和6年12月31日現在)						
	彩	-	金額(千円)				
	資の	流動資産	2,431,071				
	貝の  産部	固定資産	1,307,629				
	连印	資 産 合 計	3,738,700				
		流動負債	763,919				
		固定負債	2,198,494				
	負純	退職給付引当金	16,844				
	次	株 主 資 本	776,287				
	債 債	資 本 金	90,000				
	産	資本剰余金	830,000				
	及の	資本準備金	830,000				
	-	利益剰余金	△143,713				
	び部	その他利益剰余金	△143,713				
		(うち当期純損失)	(58,680)				
		負債・純資産合計	3,738,700				

2025年4月16日 東京都荒川区西日暮里2-26-2

佐渡耕一郎

の要旨(2024年12月31日現在) 額(千円) 1,202,855 産産 資の 産部 定 193,984 1,396,839 債 流 負 流固株資利利 そ 716,134 動定主益益益益益益益益益益益益前前会ののの<l 50,018 負純 630,686 <sub>債</sub>資 100,000 `産 530,686 及の 600 530,086 び部 (うち当期純利益) 1,396,839

第2期決算公告 令和7年4月16日 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 ネディクス・グリーンエナジー株式会社 代表取締役 山口 豊

貨	貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)						
	彩	-	目		金	額(千円)	1
	資の	流動定	資產	<u> </u>		867,353 50,816	1
	産部	合	貝片	<u> </u>		918,170	
		流動	負債			353,083	1
	負純	固定	負債			200,000	ı
		株 主	資 本			365,086	ı
	債 債	資		金		100,000	ı
	産	資本		金.		100,000	ı
	及企	資本	1 1/114	金		100,000	ı
	べの	利益				165,086	ı
	び部		利益剰ź			165,086	ı
	0.00	(うち)	当期 純 利	益)	(	160,434)	l
		合	Ē-	ŀ		918,170	ı

# **第 29 期 決 算 公 告** 令和 7 年 3 月 24 日

町一丁目10番14号 株式会社PMC 東京都港区浜松町

代表取締役社長 近藤 文夫

馬	<b>賃借対照表の要旨</b> (分和 6 年				-12月31日現仕
	彩	-	E		金額(千円)
	次の	流動	資資	産	199,295
	資の 産部	固定	資	産	355,493
	连印	合		計	554,788
		流動	負	債	23,948
	負純	固定	負資	債	5,238
	咨	株主	資	本	525,602
	債具	資	本	金	30,000
	産	利益		金	495,602
	及	利益		備金	7,500
				剰余金	488,102
	び部		当期和	4利益)	(9,202)
		合		計	554,788

公告 令和7年3月19日 東京都港区芝浦2-12-10 ールディングス株式会社 代表取締役 降幡 明 第8期決算公告

**旨**(令和6年12月31日現在) 貸借対照表の要 額(千円) 産産 動定 27,837 資の 産部 流固 4 353 206 4,381,043 1,033,099 流株資資資 そ 3,347,944 負純 100,000 <sub>債</sub>資 3,243,251 100,000 3,143,251 `産 及の 利 益剰余 金 4,692 その他利益剰余金 4,692 び部 (うち当期純利益) (2,587)

計

4,381,043

第 25 期 決 算 公 告 令和7年4月16日 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル29階 DTCCジャパン株式会社 代表取締役 竜石堂征司 貸借対照表の要旨 (会和6年12月31日現在)(単位:百万円)

令和 6	年12月31日現在) (	単位:百万円 <u>)</u>
科		金 額
次の	流 動 資 産 産 産 産	900
資の 産部	固定資産	210
生中	資 産 合 計	1,110
	流 動 負 債	124
負純	固定負債	63
債資	株 主 資 本	923
頂 <u>个</u> _ 産	資 本 金	10
及の	利益剰余金	913
0)	その他利益剰余金	913
び部	(うち当期純利益)	(32)

負債・純資産合計

1.110

### 第53期決算公告

令和7年3月27日

東京都豊島区駒込三丁目3番20号 タウンサービス株式会社

代表取締役社長 若佐 照夫

令和7年4月16日 水曜日

貸借対照	貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)				
彩	-	I	金額(千円)		
資の	流動	資 産	926,430		
真の	固定	資 産	36,814		
连印	合	計	963,245		
	流動	負債	408,374		
負純	固定	負債	29,666		
咨	株主	資本	525,203		
<sub>債</sub> 資	資 :	本 金	10,000		
_ 産		剰余金	515,203		
及 <sub>の</sub>	利益	準備金	2,500		
		利益剰余金	512,703		
び部		<b>当期純利益)</b>	(99,957)		
		計	963,245		

第18期決算公告 令和7年3月27日 東京都豊島区駒込三丁目3番20号 プラスカーゴサービス株式会社 代表取締役社長 若佐 照夫

貨	登借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)					
	彩	-	目	金額(千円)		
	資の	流動	資 産	3,723,307		
	産部	固定	資 産	576,770		
	注印	合	計	4,300,077		
		流動	負債	2,591,718		
		固定	負債	535,604		
	負純	株 主	資本	1,140,360		
	咨	資	本 金	10,000		
	<sub>債</sub> 資			1,130,360		
	産	利益	: 準 備 金	2,500		
	及の	その他	日利益剰余金	1,127,860		
			当期純利益)	(47,117)		
	び部	評価・換	算差額等	32,394		
		有価証券	評価差額金	32,394		
		合	計	4,300,077		

第 16 期決算公告 令和7年3月24日 東京都港区港南一丁目2番70号 トライウォールジャパン株式会社 代表取締役 宮﨑 英二

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) 2,212,311 固 定 資 産部 計 合 3,945,185 負負資 動 2 024 899 定主 債 116,629 負純 1,803,657 <sub>債</sub>資 310,000 資本剰余金資本準備金利益剰余金 292,407 産 及の 292,407 1,201,249 その他利益剰余金 1,201,249 び部 , (132,178) (うち当期純利益) 計 3,945,185

第 39 期 決 算 公 告 令和7年4月16日 東京都港区赤坂七丁目8番5号 (株式会社インナクスト

代表取締役 坂井 祐二

间外照	後表の要に	<b>引</b> (分相 7 年	<u>- 1 月31日現仕</u>
彩	-		金額(百万円)
資の	流動	資 産 資 産	393
産部	固定	資 産	10
连叩	合	計	404
	流固株	負負資	73
負純	固定	負債	30
	株主	資本	299
債 債	資資本	本 金	60
□ 厘		剰 余 金	26
及企	資 本		26
べの	利益	剰 余 金	213
び部	その他	利益剰余金	213
(III)	(うちき	当期純利益)	(28)
	合	計	404

第60期決算公告 令和7年3月26日 東京都板橋区小豆沢2-7-6 株式会社理研計器奈良製作所

代表取締役社長 田島 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

CIMPING	NUZI	(111401	10/101日元
彩	-	目	金額(千円)
資の	流動	資 産	4,267,157
真の	固定	資産	2,336,455
连印	合	計	6,603,613
	流動	負債	780,943
負純	(うち賞与	۶ 引 当 金)	(22,400)
貝쐔		負債	31,862
債資	株 主	資本	5,790,807
産	資する	金	50,000
元生	利 益 剰		5,740,807
べの	1 3 11111	準備金	12,500
び部		间益剰余金	5,728,307
0.10	(うち当	期純利益)	(533,487)
	合	計	6,603,613

# 第 18 期 決 算 公 告 令和 7 年 3 月 26 日

東京都港区新橋1-

1,432,741

(228 417)

4,283,700

東京都港区和橋1 - 9 - 5 パシフィックリーグ マーケティング株式会社 代表取締役 新井 仁 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) 目 金額(千円) 資 3,825,008 資の 産部 資 固 定 4,283,700 合 負債本 2,790,959 1,492,741 負純 主 資 30,000 <sub>債</sub>資 章 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 30,000 産 30,000 及の 利益剰余金 1,432,741

**第 22 期 決 算 公 告** 令和 7 年 3 月 27 日 東京都千代田区大手町 1 — 7 — 2 ジェンサームジャパン株式会社 代表取締役 王 成龍

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	ŀ	E	1	金	額(千円)
資の	流動	資資	産産		180,375
真の	固定	資	産		49,654
连印	合		計		230,029
	流動	負	債		39,751
負純	固定	負資	債		726
	株主	資	本		186,843
債資	資	本	金		10,000
産	利益		金金		176,843
T4	利益	準	備金		2,500
及の	その他	利益	剰余金		174,343
び部	(うち)	当期和	屯利 益)		(22,852)
	評価・換	算差	額等		2,709
	合		計		230,029

### 第 11 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号38階 **Booking. com Consulting Services** Japan株式会社

代表取締役 ソテロ・ピント・ゲレイロ・ ヌーノ・ミゲル

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

彩	-	目	金 額
資の	流動	資 産	17,000,204
産部	合	計	17,000,204
	流動	負債	5,258,145
負純	株 主	資 本	11,742,059
債資	資	本 金	1
一定産		剰 余 金	11,742,058
及の		利益剰余金	
び部	(うち)	当期純利益)	(2,177,494)
1	合	計	17,000,204

### 第 17 期 決 算 公 告

その他利益剰余金

(うち当期純利益)

合

び部

令和7年4月16日 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号38階

計

Booking. com Japan株式会社 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

和	· 目	金 額(千円)
資の	流動資産	2,535,815
産部	固定資産	95,485
连印	資 産 合 計	2,631,300
	流動負債	837,318
負純	株 主 資 本	1,793,982
	資 本 金	165,000
債資	資本剰余金	165,000
産	資本準備金	165,000
	利益剰余金	1,463,982
及の	利益準備金	41,250
び部	その他利益剰余金	1,422,732
O, II)	(うち当期純利益)	(1,422,418)
	負債・純資産合計	2,631,300

## **第 2 期 決 算 公 告** 令和 7 年 4 月 16 日

東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー40階

JMガンマメンサー般社団法人 代表理事 髙橋 法彦

貸借対照表の要旨							
(令和 6	(令和6年12月31日現在) (単位:円						
彩	·	金 額					
資の	流動資産	3,487,956					
真の	固定資産	200,000					
连印	資 産 合 計	3,687,956					
	流動負債	118,950					
負純	負債合計	118,950					
<b>信資</b>	基金	5,000,000					
債産の	利益剰余金	△1,430,994					
	(うち当期純損失)	(316,402)					
び部	純資産合計	3,569,006					
	負債・純資産合計	3,687,956					

## **第 2 期 決 算 公 告** 令和 7 年 4 月 16 日

東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー40階 J Mアルファメンサー般社団法人 代表理事 長尾 誠

代表理事 長尾 誠 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

(守和 6	年12月31日現住)	(単位・円)
彩	.	金 額
資の 産部	流 動 資 産 置 産 産	3,582,211 100,000
连印	資 産 合 計	3,682,211
	流動負債	118,950
負純	負債合計	118,950
倩資	基金	5,000,000
債資 元産	利益剰余金	△1,436,739
及の	(うち当期純損失)	(316,063)
び部	純資産合計	3,563,261
	負債・純資産合計	3.682.211

### 第 12 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号 エネルエックス・ジャパン株式会社

代表取締役 宮本 博光

**貸借対照表の要旨** (会和6年12月31日現在)(単位:百万円)

<u>( 〒和 0 平12月31日 現任 / 1 年 位 ・ 日 月 日 / </u>			
彩	-	- I	金 額
資の	流動	資 産	9,398
産部	固定	資 産	188
生中	合	計	9,586
	流動	負債	7,734
負純	株 主	資 本	1,852
<b>信資</b>	資料益	本 金	100
債資産	利 益	剰 余 金	1,752
及の	その他	利益剰余金	1,752
び部	(うち当	当期純利益)	(1,246)
	合	計	9,586

### 第 3 期決算公告

令和7年4月16日

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 PWMフィナンシャル・パートナーズ 株式会社

代表取締役社長 山本 博之

**貸借対照表の要旨** (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

( 14 114 0	1 10/101 11/011/	(+12 111)
彩	-	金 額
資の	流動資産	4,192
産部	資 産 合 計	4,192
	流動負債	2,086
負純	株 主 資 本	2,106
<b>信</b> 資	資 本 金	10,000
債資 及の	利益剰余金	△7,893
	その他利益剰余金	△7,893
び部	(うち当期純損失)	(7,167)
	負債・純資産合計	4,192

第2期決算公告 令和7年4月16日 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー40階 JMヒドラー般社団法人 代表理事長尾 談賃借対照表の要旨

	其旧が思致い女日				
(令和 6	(単位:円)				
彩	.	金 額			
資の	流 動 資 産 産 産	5,299,467			
真の		100,000			
连印	資 産 合 計	5,399,467			
	流動負債	218,300			
負純	負 債 合 計	218,300			
債産の	基金	5,790,000			
一定産	利益剰余金	△608,833			
及の	(うち当期純損失)	(597,233)			
び部	純資産合計	5,181,167			
	負債・純資産合計	5,399,467			

第2期決算公告
令和7年4月16日
東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
JMインダス一般社団 法会

代表理事 髙橋 法彦 貸借対昭表の要旨

	見旧が深致いる	; <b>—</b>	
(令和6年12月31日現在) (単位:円)			
彩	.	金 額	
次の	流動資産	4,697,436	
資の   産部	固 定 資 産	700,000	
连印	資 産 合 計	5,397,436	
	流動負債	218,300	
負純	負 債 合 計	218,300	
<b>信資</b>	基金	5,790,000	
債産の	利益剰余金	△610,864	
	(うち当期純損失)	(599,264)	
び部	純資産合計	5,179,136	
	負債・純資産合計	5,397,436	

### 第 39 期 決 算 公 告

令和7年4月15日

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町8番地

戸塚商業ビル管理株式会社 代表取締役 羽生 典弘

貸借対照表の要旨

<u>(</u> 令和 7	'年1月31	日現在)	(単位:千円)
彩	-	目	金額
資の	流動	資産資産	300,983
貝の   産部	固定	資 産	212,826
连印	合	計	513,809
	流動	負債	75,868
負純	固定	負 債 本	207,500
債資	株主	資本	230,441
一定産	資   7	本 金	40,000
双の		利 余 金	190,441
び部		期純利益)	(2,221)
	合	計	513,809

### 第7期決算公告

令和7年4月16日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 7番地18日総第18ビル

TNO JAPAN株式会社 代表取締役 マータイン・スタム

貸借対昭表の要旨(会和6年12月31日現在)

<u> </u>	秋ツ女日		-14月01日561
彩	-	目	金額(千円)
資の	流動	資 産 資 産	28,650
産部	固定	資 産	462
连印	合	計	29,112
	流動り	負 債 資 本	10,891
負純	株 主 う	資 本	18,221
唐資	資 本	金	10
及の	利益剰		18,211
		益剰余金	18,211
び部		期純利益)	(10,245)
	合	計	29,112

### 第23期決算公告

令和7年4月16日

宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号 株式会社ツアー・ウェーブ 代表取締役 江口 篤 (令和7年10月31日現在) (単位:千円)

彩	ı	目	金 額
資の	流 動 定	資 産資 産	716,240
産部	固定		139,349
连印	合	計	855,589
	流動	負債負	531,650
負純	固定	負債	269,864
恣	株主	資 本	54,074
債資	資	本 金	80,000
産	利益	剰 余 金	△25,925
及 <sub>の</sub>		な 準 備 金)	(800)
		也利益剰余金)	(△26,725)
び部		当期純損失)	(62,039)
	合	計	855,589

第145期決算公告 令和7年3月26日 大阪市中央区今橋4丁目1番1号 大阪倉庫株式会社

<u>利田別</u> 縣	表の安日	1 ( 11	かり十	12/7	可口が江
彩	-	E		金	額(千円)
次の	流動	資	産	2,	334,284
資の 産部	固定	資	産	4,	517,651
连印	合		計	6,	851,934
	流動	負	債		426,396
	固定	負	債	1,	025,465
負純	株 主	資	本	5,	400,073
次	資	本	金		240,363
債資	資 本	剰ゟ	金		1,092
産	資 本	準	備金		1,092
及の	利益			5,	158,617
را	利 益	準	備金		59,102
び部	その他	利益	剰余金	5,	099,515
	(うち当	当期和	毛利益)	(	366,959)
	合		計	6,	851,934

公告 令和7年4月16日 京都市伏見区治部町130番地 第73期決算公告 マツイカガク株式会社

代表取締役 湯川 真次 (大表取締役 湯川 真次 15世対昭書の曹阜(全和6年12月31日現在)

具旧列照	スクリング (立内の主) はない (大人の) として (大人の) とり (大	·14月31日5红.
彩		金額(百万円)
資の	流 動 資 産 産 産 産	5,266
産部	固定資産 資産合計	7,307 <b>12,574</b>
	月 生 口 引	12,3/4
	流動負債	3,309
	固定負債	820
負純	株 主 資 本	7,482
咨	資本剰余金	465
<sub>債</sub> 資	貸 本 剰 余 金	453
産	利益剰余金	6,564
及の	利益準備金	116
	その他利益剰余金	6,448
び部	(うち当期純利益)	(276)
1	評価・換算差額等	961
	負債・純資産合計	12,574

算公告 令和7年3月28日 神奈川県平塚市追分2番1号 株式会社プロギア 第 43 期決算公告

代表取締役 日比野公良 **貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

彩	<u> </u>	FI .	金 額(千円)
資の	流動資	至 産 産 産	3,944,301 491,329
産部	合	計	4,435,630
	流動質固定質	<b>責責資</b>	2,919,177 387,250
負純		至 本	1,129,203
債資	資 本   資 本 剰		95,000 100,000
産	_ >	集備 金	100,000
及の	利 益 剰   利 益 乳		934 <b>,</b> 203 14 <b>,</b> 500
び部		益剰余金	919,703
	(うち当身	朝純 利益)	(88,485)
	合	計	4,435,630

### 第14期決算公告

令和7年4月16日

香川県高松市上福岡町922番地1 レイグランド株式会社 代表取締役 早川 幸宏

		1 (1)	41 <b>4</b> /1/11/11/14		•
貸借対照	表の要	<b>旨</b> (令	和6年	4月30日現在	Ē)
彩	<u> </u>			金額(百万円)	1
資の	流動	資	産	184	1
真の 産部	固定	資	産	17	l
连印	合		計	201	ı
	流動	負負資	<b>債</b> <b>本</b>	108	1
負純	固定主	負	債	92	ı
<sub>債</sub> 資			本	1	ı
債量	資	本.	金金	3	ı
圧	利益	剰ゟ		△2	ı
及の			備金	0	ı
			剰余金	Δ2	ı
び部		当期糾	損失)	(3)	1
	合		計	201	1

# 第 50 期 決 算 公 告 令和 7 年 4 月 16 日

広島市中区光南三丁目2番28号 西部電工株式会社 代表取締役\_作田 國光

貸借対照表の要旨

(令和6	5年12月31日	現在)	<u>(単位:千円)</u>
彩	-	目	金 額
資の	流動資	産	429,349
産部	固 定 資	産	246,922
连印	合	計	676,271
	流動負	債	349,191
負純	固定負資	債	94,871
恣	株 主 資	本	232,208
債資金	資本	金	20,000
産	利益剰	余 金	212,208
及の	利益準	備金	2,000
0)	その他利益	<b>企</b> 剰余金	210,208
び部	(うち当期	純利益)	(7,947)
	合	計	676,271

### 第 18 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 センティーレワン株式会社 代表取締役 柳 敬雄 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

丿	间外照	マスツ 安日	<u>it) E</u>	<u> 14 1 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1</u>	- 1 月31日現住
	彩	-	E		金額(百万円)
	次の	流動定	資資	産産	414
	資の 産部	固定	資	産	17
	连叫	合		計	432
		流動	負資	債	118
	負純	株 主	資	本	313
	咨	資資本	本	金	60
	債 債		剰ゟ		108
	産	資 本		備 金	108
	及の		剰 釒		145
	()	その他	利益	剰余金	145
	び部	(うち)	当期糾	毛利益)	(23)
		슾		<u></u>	432

第6期決算公告 令和7年4月16日 福岡市中央区地行浜二丁目2番2号 AcroBats株式会社 代表取締役社長 江尻慎太郎

令和7年4月16日 水曜日

<b>貸借対照表の要旨</b> (令和6年12月31日現在)						
科	.	金額(千円)				
資の	流動資産	45,749				
産部	固定資産	924				
连叩	資 産 合 計	46,673				
	流動負債	31,191				
負純	(うち賞与引当金)	(765)				
	株 主 資 本	15,482				
<sub>債</sub> 資	資 本 金	10,000				
産	資本剰余金	10,000				
ᄧ	資本準備金	10,000				
及の	利益剰余金	△4,517				
び部	その他利益剰余金	△4,517				
O. Db	(うち当期純利益)	(4,517)				
	負債・純資産合計	46,673				

## 第13期決算公告

令和7年4月16日

香川県高松市浜ノ町267番地1 

貨	貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在						
	彩		目		金額(百万円)		
	姿の	流動定	資資	産産	12		
	資の 産部	固定	資	産	2		
	连印	合		計	14		
		流動	負	債	14		
	負純	固定	負負資	債 債	1		
	恣	株主	資	本	△1		
	債貸	資   資 本	本	金 : 金	1		
	産		剰余		0		
	及	利益	剰余		△2 △2		
	U	その他	1.利益非	利余金	△2		
	び部	(うち	当期純	利益)	(2)		

### 第17期決算公告

令和7年4月16日

香川県高松市太田上町359番地15

ハピネスシェフ株式会社 代表取締役 早川 幸宏

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

彩	-			金	額(百万円)
資の	流動	資資	産産		113
産部	固定	資	産		2
连印	合		計		115
	流固株	負負資	債債		71
負純	固定	負	債		71
債資	株 主	資	本		△27
頂金	資	本 .	金		3
産 及の び部		剰分			△30
<b>~</b> 0)	その他				△30
び部	(うち)	当期糾	植利益)		(10)
	合		計		115

### 第 3 期決算公告

令和7年4月16日 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー40階 J Mカノープスー般社団法人 代表理事 長尾 誠 貸借対照表の要旨

貝旧が思ない女目					
(令和6	年12月31日現在)	(単位:円)			
彩	.	金 額			
資の	流 動 資 産 置 産	2,576,392			
産部		100,000			
注印	資 産 合 計	2,676,392			
	流動負債	118,950			
負純	負債合計	118,950			
債産の	基金	3,740,000			
一定産	利益剰余金	△1,182,558			
	(うち当期純損失)	(468,750)			
び部	純資産合計	2,557,442			
	負債・純資産合計	2,676,392			

### 第 3 期決算公告

令和7年4月16日

7年4月16日 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー40階 JMアヴィオールー般社団法人 代表理事 髙橋 法彦 賃借対照表の要旨

(令和6	年12月31日現在)	(単位:円)
彩	.	金 額
次の	流動資産	2,648,894
資の   産部	固 定 資 産	200,000
连印	資 産 合 計	2,848,894
	流動負債	118,950
負純	負債合計	118,950
債資	基金	3,840,000
及の	利益剰余金	△1,110,056
	(うち当期純損失)	(460,558)
び部	純資産合計	2,729,944
	負債・純資産合計	2,848,894

### 第 1 期決算公告

令和7年4月16日

沖縄県宮古島市伊良部字伊良部721番地1

株式会社ソラニワ 代表取締役 田中 伸弥

**貸借対照表の要旨** (令和6年7月31日現在) (単位:円)

彩	·	金 額
資の	流動資産	27,412,589
貝の	固定資産	97,480,890
産部	繰 延 資 産	5,770,926
连印	資 産 合 計	130,664,405
	流動負債	129,889,210
負純	株 主 資 本	775,195
倩資	資本金	1,000,000
産産の	利益剰余金	△224,805
	その他利益剰余金	△224,805
び部	(うち当期純損失)	(224,805)
	負債・純資産合計	130,664,405

章公告 令和7年4月16日 埼玉県熊谷市久保島634番地 日本オイルポンプ株式会社 代表取締役 阿部 治 第7期決算公告

貨	<b>貸借対照表の要旨</b> (令和 6 年12月20日現在)					
	彩	-	目	金額(百万円)		
	資の	流動	資 産 資 産	4,220		
	産部	固定		9,951		
	连印	合	計	14,172		
		流固定	負 負 債	1,873		
		固定	負債	8,693		
	負純	株主	資 本	3,605		
	咨	資   資 本	本 金	99		
	債資		剰 余 金	5,802		
	産		: 準備金	2,901		
	及の		1資本剰余金	2,901		
			剰 余 金	△2,296		
	び部		1利益剰余金	△2,296		
			当期純損失)	(366)		
			計	14,172		

第 47 期決算公告 令和7年4月16日 岩手県盛岡市大通三丁目3番18号 株式会社ホテル東日本

代表取締役 代田 量一

具旧刈照	-12月31日現住	
彩	<b> </b>	金額(千円)
次の	流動資産	284,385
資の   産部	固定資産	22,723
生印	資 産 合 計	307,108
	流動負債	317,121
	固定負債	4,492
負純	株 主 資 本	△14,504
次	資本金	2,400
<sub>債</sub> 資	資本剰余金	159,144
産	資本準備金	600
及の	その他資本剰余金	158,544
	利益剰余金	△176,049
び部	その他利益剰余金	△176,049
1	(うち当期純損失)	(17,504)
	負債・純資産合計	307,108

第4期決算公告 令和7年4月16日 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー40階 N S Y 一**般社団法人** 代表理事 長尾 誠

代表理事 長尾 誠 **貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

彩	-	金 額(円)
資の	流 動 資 産 置 産	979,944
産部		100,100
注印	資産合計	1,080,044
	流動負債	232,700
負純	負債合計	232,700
咨	社 員 資 本	847,344
債	基 金	2,600,000
産	利益剰余金	△1,752,656
及の	その他利益剰余金	△1,752,656
	(うち当期純損失)	(539,130)
び部	純 資 産 合 計	847,344
	負債・純資産合計	1,080,044

第 15 期 決 算 公 告 令和7年4月16日 東京都千代田区大手町1-5-1 NSFOCUSジャパン株式会社 代表取締役 胡 忠 華

貸借対照		令和6年	12月31日現在
彩	•		金 額(円)
資の		至 産	27,464,924
食の		至 産	27,810
注印	資 産	合 計	27,492,734
	流動負	負 債	238,965,317
負純		負債	285,407,500
		資本.	△496,880,083
債資	資 . 本		89,600,000
『産		余 金	39,400,000
		本剰余金	39,400,000
及の	利益剰		△625,880,083
び部		益剰余金	△625,880,083
I C. Hb		明純損失)	(19,495,641)
	負債・純資	資産合計	27,492,734

第 28 期決算公告 令和7年3月28日 東京都江東区東陽三丁目23番22号 神東アクサルタ

コーティングシステムズ株式会社 代表取締役 久山 徹也 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

<u>マログル</u>	<u> </u>	-12/101 D 2011
彩	— Н	金額(百万円)
資の	流動資産	1,480
産部	固定資産	735
连印	資 産 合 計	2,215
	流動負債	933
<del></del>	固定負債	26
負純	株 主 資 本	1,236
債資	資本金	450
頂立	利益剰余金	786
<b>元産</b>	利益準備金	58
及の	その他利益剰余金	728
び部	(うち当期純利益)	(147)
O'ill	評価・換算差額等	19
	負債・純資産合計	2,215

第67期決算公告 令和7年3月25日 東京都中央区日本橋室町一丁目10番5号 日本林業肥料株式会社

代表取締役 梶塚 大志

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

彩	-	金額(千円)
資の	流動資産	632,099
産部	固定資産	16,754
连印	資 産 合 計	648,853
	流動負債	458,720
負純	固定負債	1,058
	株 主 資 本	189,075
債	資本金	12,000
│ <sup>頂</sup> │  産	利益剰余金	209,475
	利益準備金	3,000
及の	その他利益剰余金	206,475
び部	(うち当期純損失)	(6,464)
O, II)	自 己 株 式	△32,400
	負債・純資産合計	648,853

令和7年4月16日

**第 48 期 決 算 公 告** 16 日 千葉市中央区中央港二

中央港荷役株式会社

代表取締役 小川 勝彦 **貸借対照表の要旨** (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

	資	Ē	Ě	の	部	負	債及び純う	資産の	) 部
禾	斗		目	金	額	科	目	金	額
流固	動定	資資	産産		664,913	流動	負債	2	267,659
固	定	資	産		678,381	(賞 与	引 当 金)	(	(34,144)
1						固定	負 債		233,241
1						(退職系	与引当金)	(	(11,000)
1						株主	資本	8	342,394
1						資	本 金		60,000
1						資本	剰 余 金		23,182
1						資本	1 1/14		23,182
l						利益	剰余金	7	759,211
l						利益			15,000
l						その他	1.利益剰余金		744,211
							当期純利益)	-	(71,834)
道	至	合	計	1	,343,295	負債・	純資産合計	1,3	343,295

### 第22期決算公告

令和7年3月31日

福島県二本松市住吉5番地の1

マレリ福島株式会社

代表取締役 伊奈 清 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

	<b>夏阳万流铁。00</b> 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
	資	屋		の	部	負債及び純資産の部				
流固	動定	資資	産産		4,669	流 動 負 債 固 定 負 債	2,299			
固	定	資	産		2,810	固定負債	62			
						(退職給付引当金)	(34)			
						(製品保証引当金)	(26)			
						株 主 資 本	5,118			
						資本剰余金	90			
							2,846			
						その他資本剰余金	2,846			
						利益剰余金	2,181			
						利益準備金	30			
						その他利益剰余金	2,151			
						(うち当期純利益)	(441)			
資	産	合	計		7,479	負債・純資産合計	7,479			

### 5 期決算公告

東京都品川区西五反田二丁目12番19号 五反田NNビル8階 令和7年4月16日

 Phoenix Technologies株式会社

 代表取締役
 モリナロ・ビト

貸借対照表の要	<b>台</b> (令和6年	12月31日現在)(	<u>単位:千円)</u>
資 産	の部	負債及び純貧	資産の部
流 動 資 産 置 産	139,184	流動負債	29,739
	11,533	固定負債	124,500
有形固定資産	0	退職給付引当金	121,595
無形固定資産	2,799	リース負債	2,905
投資その他の資産	8,735	負 債 合 計	154,240
		株 主 資 本	△3,522
		資 本 金	100
		利益剰余金	△3,622
		その他利益剰余金	△3,622
		(うち当期純利益)	(4,002)
		純資産合計	△3,522
資 産 合 計	150,718	負債・純資産合計	150,718

### 第 8 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー14階 トレードウェブ・ジャパン株式会社 代表取締役 武守 美幸 **照表の要旨**(令和6年12月31日現在)(単位:千円) 貸借対照表の要旨 目 額 科 額 科 2,116,544 1,377,713 置定資産 684,992 (104,946) 38,152 1,415,865 1,385,671 300,000 資本剰余金資本準備金 299,900 299,900 785,771 その他利益剰余金 785,771 (うち当期純利益) **純資産合計** (73,916)1,385,671 2,801,537 負債・純資産合計

### 第 8 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

京都市中京区山崎町235

Baseconnect株式会社 代表取締役 國重 侑輝

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資	産	の部	負債及び純資	資産の部
科	目	金 額	科目	金 額
流動定	資産産	1,907,082	<ul><li> 動 負 債</li><li> 債 債</li><li> 本</li></ul>	238,762
固定	資 産	8,887	固定負債	894,195
			株 主 資 本	783,012
			資 本 金     資 本 剰 余 金	50,000
				2,357,015
			資本準備金	1,380,810
			その他資本剰余金	976,205
			利益剰余金	△1,624,003
			その他利益剰余金	△1,624,003
次立		1.015.070	(うち当期純損失)	(251,410)
資 産	合 計	1,915,969	負債・純資産合計	1,915,969

### 8 期 決 算 公 告

2025年4月16日

資 産 合 計

横浜市港北区新横浜二丁目7番地17KAKiYAビル4F

ディー・クルー・テクノロジーズ株式会社

代表取締役 石川 明彦

2,801,537

(2024年12月31日現在) (単位:千円) 貸借対照表の要旨 部 負債及び純資産の部 資 産 ഗ 913,908 260,917 定 資 産 16,882 22,581 891,327 26,668 退職給付引当金 26,668 △662,777 主資本 資本金 利益剰余金 その他利益剰余金 70,000 △732,777 △732,777 (うち当期純損失) (145,245) 277,799 277,799 負債・純資産合計 資産合計

### 第 4 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

高松市観光通二丁目2番15号

### 四国三菱ふそう販売株式会社

代表取締役 小松 孝二

貸借対	貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)(単位:千円)									
科	目	金 額	科目	金 額						
流固繰	資資資	6,790,119 4,118,811 1,500	流(固株資資 そ利 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	3,395,128 (101,000) 5,531,868 1,983,433 100,000 1,705,664 1,705,664						
			や 金 利 示 並 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	177,769 177,769 (126,339)						
資 産	合 計	10,910,430	負債・純資産合計	10,910,430						

### 第 49 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

広島市中区土橋町1番13号

ホシザキ中国株式会社 代表取締役 金子 秀夫 **貸借対照表の要旨** (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

又旧人	コニュン	(V) <u>X</u>	<u> </u>	11 JH O 1	112/101日201日/ (十四·111)						
資	Ē	Ě	の	部		負債及び純資産の部					
科		目	金	額	彩	-	目	金	額		
流 動 定	資資	産産	9,8	327,559	流	動	負債	4,6	557,495		
固定	資	産	1,6	596,314	賞	与	引 当 金		166,600		
					固	定	負債	1,	185,945		
					退	職給	付引当金	1,	169,717		
					役員		機慰労引当金		4,344		
					株	主	資本	5,6	680,433		
					   資   利		本 金		100,000		
					利	益	剰 余 金	5,5	580,433		
					利	亅 益			25,000		
					そ		也利益剰余金		555,433		
					( '	うち	当期純利益)	(6	694 <b>,</b> 618)		
資 盾	百	計	11,3	523,873	負信	· 1	純資産合計	11,5	523,873		

# **第 57 期 決 算 公 告** 16 日 東京都港区芝浦三

令和7年4月16日 丁目4番1号

株式会社ヴァンティブ

貸借対照表の要旨	<b>(</b> 令和6年	12月31日現在)(	単位:千円)
科目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産   固 定 資 産	16,347,876	流動負債	11,853,674
固定資産	6,759,759	売上値引引当金	33,184
		固定負債	369,520
		役員退職慰労引当金	23,400
		退職給付引当金	165,914
		株 主 資 本	10,884,440
		資 本 金	90,000
		資本剰余金	33,455,860
		資本準備金	2,025,000
		その他資本剰余金	31,430,860
		利益剰余金	△22,661,420
		利益準備金	982,500
		その他利益剰余金	△23,643,919
		(うち当期純損失)	(407,059)
資 産 合 計	23 107 636	負債・純資産合計	23 107 636

# 報 第 18 期 決 算 公 告 令和7年4月16日 東京都千代田区紀尾井町3番12号 株式会社センターポイント・ディベロップメント 代表取締役 上田 伸孝 (本年12月31日現在) (単位:千円)

	ハノハバン	(V) SC	H (11)	тн о т	10/1	OI	コンレエノ	(+ liv	. 1 1 1/	_
科		目	金	額	和	-	目	金	額	11
流動	資	産産	2,51	7,499	流	動	負債		1,233,125	71
固定	資	産	1,56	1,550	賞	与	引当金		66,047	Ш
					固	定	負債		167,835	Ш
					賞	与	引当金		55,437	
					負	. 信	[合計	1	1,400,961	П
					株	主	資本		2,678,088	7
					資資		本 金		280,000	Ш
					資	本.	剰余金		250,000	Ш
					資	•			250,000	Ш
					利	益	剰 余 金		2,148,088	Ш
					ll .		1利益剰余		2,148,088	Ш
					(3		当期純利益	<del></del>	1,014,350	
					糾	資	産合計		2,678,088	
資	産 合	計	4,07	9,050	負債	ŧ٠	吨資産合語	† 4	4,079,050	]

### 第 4 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー9階 ペガサス・テック・ホールディングス株式会社 代表取締役 エムディー・アニス・ウッザマン

貸借対照表の要旨(会和6年12日31日租在) (畄位・壬田)

				( 11.	TH U +12	7/101				干匹	· 1 1 1/
	資	産の部				負	債及	び純貧	資産(	の部	
禾	<b>斗</b>		目	金	額	彩			目	金	額
流固	動定	資資	産産		65,147	流	動主	負資	債本		140,696
固	定	資	産		66,687	株	主	資	本		△8,860
1						資資資		本	金		5
1						資	本		全 全		5
1						資	[ 本		備金		5
1						利	益	剰る	全 余		△8,870
1						そ	の他	也利益	剰余金		△8,870
						( )	5ち	当期約	屯利 益)		(9,767)
	_		計		131,835	심	ì		計		131,835

### 決 算 公 告 東京都港区愛宕二丁目5番1号 ガートナージャパン株式会社 代表取締役 アラン・ミラー 31 期 令和7年3月6日

_ 貸借対照表の要旨	<b>3</b> (令和6年1	2月31日現在)(単	位:百万円)
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産 固 定 資 産	22,026	流動負債	15,145
固定資産	2,356	(賞 与 引 当 金)	(757)
		(有給休暇引当金)	(219)
		固定負債	2,040
		(退職給付引当金)	(1,293)
		負 債 合 計	17,186
		株 主 資 本	7,197
		資 本 金 利 益 剰 余 金	20
		利益剰余金	7,177
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	7,172
		(うち当期純利益)	(2,866)
		純資産合計	7,197
資 産 合 計	24,383	負債・純資産合計	24,383

### 第 5 期 決 算 公 告

2025年4月16日

東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー

### Shareworks Japan株式会社

代表取締役 ダレン・スペンサー

<b>_ 貸借対照表の要旨</b> (2024年							31日	現在	) (.	単位:	千円)
禾	+		目	金	額	禾	<b>斗</b>		目	金	額
流	動	資	産産	12	22,651	流	動定	負	債債		51,906
固	定	資	産		337	固	定	負			3
						賃	負債	[ 合	計		51,909
						株	主	資	本		71,078
						   資   利		本	金		1,000
							益		全 分		70,078
						そ	の他	1利益	剰余金		70,078
						_			[利益]		(14,403)
						糸	植資	産合	計		71,078
資	そ 産	合	計	12	2,988	負債	責・弁	吨資產	全合計		122,988

### 第 20 期 決 算 公 告

2025年4月16日

東京都千代田区大手町一丁目9番7号

### 大手町フィナンシャルシティサウスタワー ジパング住宅ローン株式会社

代表取締役 ケン・マーナー (2024年12月31日現在) (単位:千円) 貸借対昭表の要旨

<u> </u>	<b>文目/7///文目</b> (10011-110/1011-7/111) (十四 1-17)							
科目	金 額	科目	金 額					
流動資産	62,662	流動負債	290					
固定資産	257	負 債 合 計	290					
		株 主 資 本	62,630					
		資本 金資本 銀金	9,990					
			2,497					
		資本準備金	2,497					
		利益剰余金	50,143					
		その他利益剰余金	50,143					
		(うち当期純損失)	(1,091)					
		純資産合計	62,630					
資 産 合 計	62,920	負債・純資産合計	62,920					

### 公

令和7年4月16日

資産合計

大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日新聞ビル2階 株式会社Stars 代表取締役 水谷 治朗 貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

(9.088)

488.221

額 科 額 流動負債(うち賞与引当金) 393,179 126,612 95,041 (4,300)置 定 負 資 本 278,887 82,721 22,792 資本剰余金資本準備金 13,792 12,792 その他資本剰余金 1,000 利益剰余金 46,136 その他利益剰余金 46,136 (うち当期純利益)

488,221 負債・純資産合計

23 期 決 算 公 告 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 2025年4月16日 明治安田生命ビル21階

TM株式会社

代表取締役 石田 泉

	きょうしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいし はいし はいし はいし はいし はい	」照表	の要	旨 (2	2024年12	月31日	1現在)	(単	<u>位:百</u>	万円)
禾	<b>斗</b>		目	金	額	科		目	金	額
流	動	資	産産		9,032	流重	b 負	債		160
固	定	資	産		224	固気	巨 負	債		8,411
l						負	債 合	計		8,572
l						株	E 資	本		684
1						資資	本	金		0
1						資 2		余 金		499
1						資	本 準	備金		499
1								余 金		184
1							益 準	備金		6
1								剰余金		177
I							ち当期			(203)
						純	資産さ	計		684
道	至 産	合	計		9,256	負債	・純資	産合計		9,256

第12期決算公告 令和7年4月16日 東京都品川区大崎一丁目11番2号 日本Rimini Street株式会社

代表取締役 セス・ラヴィン

<b>賃借対照表の要旨</b> (令和6年12月31日現在)								
彩	-	<b>I</b>	金額(百万円)					
姿の	流動	資産資産	9,281					
資の 産部	固定	資 産	210					
连叫	合	計	9,492					
	流動定	負 債	8,814					
	固定	負債	17					
負純	株 主	資本	586					
債資	資	本 金	30					
債人	利 益	剰 余 金	556					
_ 産	その他	利益剰余金	556					
及の	(うち)	当期純利益)	(112)					
	評価・換		73					
び部	その他有 差額金	価証券評価	73					
	_	≣+	0 402					

### 第 66 期 決 算 公

令和7年4月16日

東京都中央区京橋一丁目7番2号

株式会社永坂産業

取締役社長 石橋

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産 産 産	13,204	流 動 食 債債 本	862
固定資産	131,696	固定負債	22,941
有形固定資産	43,738		76,421
投資その他の資産	87,958	資本金	1,000
		利益剰余金	75,421
		(利益準備金)	(250)
		(その他利益剰余金)	(75,171)
		評価・換算差額等 その他有価証券評価	44,675
		その他有価証券計価     差額金	44,675
資 産 合 計	144,901	負債・純資産合計	144,901

損益計算書の要旨

令和6年1月1日 令和6年12月31日 (単位:百万円)

	(単位	<u> 日刀门</u>
科	目	金額
営業収営業費	益	5,710
	用	3,623
営 業 利	益	2,087
営業外損	益	111
経常利	益	2,199
特別損	益	_
税引前当期純	利益	2,199
法人税、住民利 事業税	没び	405
法人税等調	整額	120
当期純禾	<b>川益</b>	1,673

第3期決算公告 令和7年4月16日 東京都千代田区紀尾井町3番12号 CPD投資顧問株式会社 代表取締役 猪瀨 貨

借対照	表の要旨(令和6年	
彩	.	金額(千円)
資の	流動資産	36,584
産部	固定資産	1,954
连印	資 産 合 計	38,539
	流動負債	5,124
	負債合計	5,124
負純	株 主 資 本	33,415
次	資 本 金	75,000
債資	資本剰余金	75,000
産	資本準備金	75,000
及の	利益剰余金	△116 <b>,</b> 584
	その他利益剰余金	△116,584
び部	(うち当期純損失)	(50,563)
	純資産合計	33,415
	負債・純資産合計	38,539

26 期

2025 年 4 月 16 日 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号

PWM日本証券株式会社

代表取締役社長 丸橋 昌平 E12日31日現在) (単位:千円 代世計の主の曲じ (9094年19日91日租左)

貝信灯照表の要百	(2024年1	.2月31日現住)(単位:十円)
資 産 の	部	負債及び純資産の部
流 動 資 産 置 産	6,064,953	流動負債 4,337,007 固定負債 72,341
固定資産	295,502	
┃ 有形固定資産 ┃	74,666	
無形固定資産	110,078	その他 31,539
投資その他の資産	110,757	負債合計 4,409,348
		株 主 資 本 1,947,170
		資本金  3,000,000
		∥利益剰余金  △1,052,829
		その他利益剰余金△1,052,829
		評価・換算差額等 3,937
		その他有価証券評価 3,937 差額金 3,937
		純資産合計 1,951,107
資 産 合 計	6,360,456	負債・純資産合計 6,360,456

**損益計算書の要旨** 自 2024年1月1日) (自 2024年1月1日) 至 2024年12月31日)

	(単位:千円 <u>)</u>
科	金額
営業収	益 2,973,313
	用 226
販売費及び一般管 費	理 2,633,459
	益 339,627
営業外収	
営 業 外 費 /	用 22,450
経常利	益 325,803
特 別 損 :	益
税引前当期純利	
法人税、住民税及 事業税	97,205
法人税等調整	額 △3,689
当期純利	益 232,287

### 第 5 期決算公告

令和7年4月16日

東京都中央区銀座七丁目13番6号 サガミビル2階

> FOODBOX株式会社 代表取締役 中村 圭佑

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

CIHITAN		/4 D 70 P
彩	·	金 額(円)
資の	流動資産	9,577,162
真の 産部	固定資産	550,130
连印	資 産 合 計	10,127,292
	流動負債	4,408,877
負純	株 主 資 本	5,718,415
<b>信資</b>	資 本 金	10,000,000
債 債 産	利益剰余金	△4,281,585
及の	その他利益剰余金	△4,281,585
び部	(うち当期純利益)	(3,460,766)
1	負債・純資産合計	10.127.292

### 第 41 期 決 算 公

2025年3月26日

大阪府大阪市中央区南本町一丁目8番14号

### 日中国際フェリー株式会社

代表取締役社長 村上 光一

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:千円)

				(3031   13/	101 H.	/4 114/	(7	-122 : 1 1 17
	資	産	の	部	負	債及(	び純資	産の部
科			目	金 額	科		目	金 額
流	動	資資	産産	1,035,095		」 負	債債	99,596
固	定	資	産	1,239,374	固定	. 負		40,412
					負	債 合	計	140,008
					株主	資	本	2,134,461
					資	本	金	1,000,000
					利益	: 剰	余 金	1,134,461
					純資	₹産 6	<u>計</u>	2,134,461
資	産	合	計	2,274,470	負債・	純資	産合計	2,274,470

損益計算書の要旨

2024年1月1日 2024年12月31日

(単位:千円) 額 営営営営 益用 209,534 未業業 費利 128.481 業外収益業別利益 81.053 20,065 経 101,118 税引前当期純利益 101,118 法 人 税 等法人税等調整額 26,632 671 73,814 当期純利益

# **第 3 期 決 算 公 告** 令和 7 年 3 月 31 日

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 未来創造キャピタル株式会社 代表取締役 松山 敏彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) 科 目 額(千円) 流固 資資 産産 33,038 資の 定 2 931 産部 産 資 合 計 35,969 負資 動 主 本 35,146 負純 資資本 利益 無金金 15,000 <sub>債</sub>資 15,000 15,000 産 及の 5,146 その他利益剰余金 5,146 び部 (うち当期純利益) (1,219)負債・純資産合計 35,969

第 18 期決算公告 令和7年4月16日 東京都千代田区神田西福田町3番地 株式会社PKUTECH

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) 金 額(百万円) 産 資の 定延 資資 固 産 121 繰 産 産部 資 産 合 470 動定 281 固 負 債 81 負純 株 主 資本 106 資本金 97 <sub>債</sub>資 70 産 資本準備金 68 及の その他資本剰余金 利益剰余金 △60 び部 その他利益剰余金 △60 (うち当期純損失) (60)負債・純資産合計 470

準備金の額の減少公告

準備金の額の減少公告

五十七円とすることにいたしました。

五十七円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年五月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十七月と終了しております。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内に申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおおお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおおお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおおお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおおお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおいる。 令和七年三月二、 にしました。 にしました。 たしました。 たけました。 秋日 し、出本

万円とすることにいたしまし

当社は、

資本金の額を六百万円

減少し六百

本金の額の減少公告

### 第 44 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都江東区新木場一丁目9番10号

### 大純木材株式会社

代表取締役 大森 保秀

令和7年4月16日 水曜日

貝佰刈炽衣の安日						
(令和6	年5月3	<u>(単位:千円)</u>				
彩	<b>-</b>	目	金 額			
~	流動	資産資産	92,693			
貸の   産部	固定	資 産	171,009			
连印	合	計	263,702			
	流動	負債	16,199			
負純	固定	負債	100,670			
債資	株主	資 本	146,832			
恒産	資	本 金	12,000			
及在	利益	剰 余 金	134,832			
(70)		1利益剰余金	,-,			
び部	(うち)	当期純利益)	(5,604)			
	合	計	263,702			

ŋ 告掲載の翌日から なお、 令和七年四月十六日 この決定に対し異議のある債権者は、 東京都江東区新木場一丁目九番 最終貸借対照表の要旨は左記のとお 箇月以内にお申し出下さ 大純木材株式会社 〇号

代表取締役

大森

保秀

代表取締役

五十嵐

豊

五十嵐建設工業株式会社

大算公告 令和7年4月16日 東京都新宿区四谷4丁目3番地 エクシーナ四谷302 第19期決算公告

株式会社ナビドットコム

代表取締役 南宮 進 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) 目 額(千円) 産産産 資資資 資の 定延 固 299,913 繰 337 産部 資 産 合 計 331,767 動定主 債債 流固 負負 35,794 5,060 負純 一株資利 主資本金益剰余金 <sub>債</sub>資 290,913 100,000 226,470 産 及<sub>の</sub> その他利益剰余金 226,470 (うち当期純損失) (13,064)び部 株 負債・純資産合計 331,767

### 第 36 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

新潟市江南区下早通柳田二丁目2番17号

### 五十嵐建設工業株式会社

代表取締役 五十嵐 豊

<u> き借対照</u>	貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在					
彩	-	I	金額(千円)			
資の	流動	資 産	3,139,201			
産部	固定	資 産	770,259			
注印	合	計	3,909,460			
	流動	負債	2,680,864			
負純	固定	負債	13,304			
沒	株主	資 本	1,215,292			
債資	資	本 金	30,000			
産	利益	剰 余 金	1,185,292			
及の	利益	:準備金	7,500			
1		1利益剰余金	1,177,792			
び部		当期純利益)	(31,459)			
	合	計	3,909,460			

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ たしました。 八十二万八千二百四十五円減少することに 準備金の額の減少公告 当社は、 です。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、 令和七年四月十六日 新潟市江南区下早通柳田 最終貸借対照表の要旨は左記のとお 資本準備金の額を十一 二丁目 億三千八 二番

### 第 7 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都千代田区紀尾井町1番3号

LINE CONOMI株式会社

代表取締役 島村 武志 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

<u> </u>	3 7 7 777	は父少女に	T O HYII ) E	-12/101 H 2011L
	科		目	金額(千円)
貧	資の	流動	資 産	21,696
產	全部	合	計	21,696
		流動	負債資本	411
賃	負純	株主		21,285
	咨	資	本 金	100,000
l fi	青資	資 本	剰余金	495,000
	産	資本		495,000
7	すの	利益		△573,714
			利益剰余金	△573,714
7	び部		当期純損失)	(1,876)
		合	計	21,696

### 第 13 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

新潟市東区逢谷内5丁目5番17号

### 新安金属株式会社

代表取締役社長 久保田夏綺 貸借対照表の要旨

(令和6	<u>(令和6年9月30日現在) (単位:干円)</u>				
彩	-	-		金	額
~	流動	資資	産産		17,222
貸の   産部	固定	資	産		19,841
连印	合		計		37,063
	流動	負負	債		28,378
負純	固定	負	債		0
債資	株主	資	本		8,685
恒企	資	本	金		30,000
及作	利益	剰ゟ	金余	Δ	21,315
1~0)	その他	1利益	剰余金	Δ	21,315
び部	(うち	当期和	电利益)		(1,505)
	合		計		37,063

終了しております。
り、株主総会の決議は、令和七年三月七日に
効力発生日は令和七年五月二十一日であ 九百万円とすることにいたしました。当社は、資本金の額を二千百万円減少し、 当社は、資本金の額を資本金の額の減少公告 なお、

本公

百 41

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ての決定に対し異議のある債権者は、 新潟市東区逢谷内五丁目五番一七号:和七年四月十六日 最終貸借対照表の要旨は左記のとお 代表取締役社長 新安金属株式会社 **久保田夏綺** 

第 13 期決算公告 令和 7 年 3 月31日 東京都中央区新富一丁目 6 番16号 DCCビル 株式会社ダイモン 代表取締役 中島紳一郎 賃借対照表の要旨(令和 6 年12月31日現日)

目 額(千円) 流固 動定 資資 産産 143,380 資の 産部 44,200 [<mark>合</mark>]負負資」 計債 187,581 動定主 28.417 ()固株資 債 101,364 **真本金** 負純 57,801 <sub>債</sub>資 本 金 本 剰 余 金 の他資本剰余金 80,000 資 66,000 産 66,000 及<sub>の</sub> 利益剰余金 △88,199 その他利益剰余金 △88,199 び部 (うち当期純損失) (48,852) 負債・純資産合計 187,581

### 第10期決算公告 令和7年4月16日 大阪市中央区博労町一丁目8番2号 クチュールデジタル株式会社

代表取締役 森田 修史

<u>食借对照</u>	表の要	<b>ゴ</b> (分	和6年	- 6月	30日現在
彩	-			金	額(千円)
次の	流動	資	産		13,598
資の   産部	固定	資	産		53,470
性叩	合		計		67,067
	流動	負	債		45,074
負純	固定	負	債		30,098
	株 主	資	本	Δ	8,105
債資	資	本	金		148,709
産	資本	剰る			28,504
「元生	資本		備金		28,504
<sup>双</sup> の	利益	剰る	金金	Δ	185,318
び部	その他	1利益	剰余金	Δ	185,318
L O, III)	(うち	当期 約	負損失)		(17,346)
	合		計		67,067

りです。 百円 資本金の額の減少公告 当社は、 なお、 令和七年四月十六日

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し この決定に対し異議のある債権者は、 減少し一億円とすることにいたし 大阪市中央区博労町一丁目 資本金の額を四千八百七十万九 一終貸借対照表の要旨は左記のとお クチュールデジタル株式会社 代表取締役 森田 [八番] 号 出下さ 更 本公 まし

### 第 4 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都中央区新富一丁目15番3号 新富ミハマビル4階ジパング

RINA Japan株式会社

代表取締役 シモーネ・マンカ

Ę	<b>[借対照</b>	(表の要旨(令和6年	·12月31日現在)
	彩	-	金額(千円)
	資の	流動資産	74,617
	産部	固定資産	95
	生中	資 産 合 計	74,712
		流 動 負 債	10,993
	負純	度 食 食 本 主 資 本	42,688
	債資	株 主 資 本	21,031
	値へ 一産	資本金	6,000
	及の	利益剰余金	15,031
		その他利益剰余金	15,031
	び部	(うち当期純利益)	(7,387)
		負債・純資産合計	74.712

第1期決算公告 令和7年3月28日 東京都渋谷区桜丘町20番4号

### 株式会社HHGalaxy Japan

代表取締役社長 小山 誠人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) 目 金額(千円) 資の 産部 資 産 合 計 9,199 動負債 354 Ó 他 24 負純 主 資本 8,820 <sub>債</sub>資 5,000 資本 新 金 金 金 金 金 金 本 準 備 金 和 系 一 金 金 5,000 産 及の 5,000 △1,179 その他利益剰余金 △1,179 (1,179) び部 (うち当期純損失) 負債・純資産合計 9,199

### 第21期決算公告

令和7年4月16日

大分県佐伯市船頭町15番17号

### 株式会社工藤商店

代表取締役 工藤 美苗 **貸借対照表の要旨** (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

(丁和)	平12月3	11日光任/	(単位・十円)
彩	-	Ħ	金 額
資の	流動	資 産資 産	7,034
真の	固定	資産	14,749
生印	合	計	21,784
	流動	負 債 本	11,836
負純	株 主	資 本	9,948
<b>信資</b>	資	本 金	20,000
債産の	利益	剰 余 金	△10,051
	その他	利益剰余金	△10,051
び部	(うち)	当期純利益)	(581)
	合	計	21,784

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一千万円減少し 万円とすることにいたしました。 対力発生日は令和七年五月三十一日で 対力発生日は令和七年五月三十一日で ででいたしました。 日に終了しております。 この決定に対し異議のある債権者は、上 この決定に対し異議のある債権者は、上 り 大分県佐伯吉和七年四月 最終貸借対照表の 11市船頭町一 代表取締役 工藤 美市船頭町一五番一七号 月以内にお申し出下さのある債権者は、本公 要旨は左記のとお

### 第22期決算公告

令和6年6月26日

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4階

### がちい亭株式会社 代表取締役 田畑 貴弘

貸借対照表の要旨 (会和6年3月31日現在) (単位:チロ)

(守和 6	年 3 月 3 ]	<u> 日現仕)</u>	<u>(単位・十円)</u>
彩	-	B	金 額
資の	流動	資 産	23,860
真の 産部	固定	資 産	2,493
连印	合	計	26,353
	流動	負債	9,382
負純	固 定株 主	負債	0
債資	株 主	資本	16,971
一定産	利益多	利 余 金	8,971
及の	その他	利益剰余金	8,971
び部	(うち当	期純利益)	(420)
	合	計	26,353

### 期 決 算 告 第 16 公

美苗店

令和7年3月27日

札幌市中央区南10条西1丁目1番51号

### 札幌債権回収株式会社

代表取締役 齊藤 直樹

貸借対照表の要旨	(令和7年	1月31日現在)(単	位:千円)
資産の	部	負債及び純資産	全の部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	993,309	流動負債	87,810
固定資産	500	固定負債 株 主 資 本	253,265
投資その他の資産	500	株主資本	652,732
		資 本 金	500,000
		利 益 剰 余 金	152,732
		その他利益剰余金	152,732
資 産 合 計	993,809	負債・純資産合計	993,809

### 損益計算書の要旨

月二十三日であ

(自 令和6年2月1日) 至 令和7年1月31日) (単位:千円)

( -	<u> 手圧・ 1 1 17</u>
科目	金額
売 上 高	208,990
売上総利益	208,990
販売費及び一般管理 費	166,596
営 業 利 益	42,393
営 業 外 収 益	2,383
営業外費用	4,550
経 常 利 益	40,226
税引前当期純利益	40,226
法人税、住民税及び 事業税	7,770
当期純利益	32,455

### 第10期決算公告 令和7年4月16日 東京都品川区西品川一丁目1番1号

### 株式会社ペガサス・テック・ ベンチャーズ・ジャパン

代表取締役 名雲 俊忠

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

彩	}	I	金	額(千円)
答の	流動	資 産		80,973
産部	固定	資産		158
连印	合	計		81,131
	流動	負債		42,669
負純	株 主	資本		38,461
<b>信資</b>	資	本 金		5,031
一定産	利益	剰 余 金		33,430
及の	その他	利益剰余金		33,430
び部	(うち当	角期純利益)		(9,358)
l	合	計		81,131

### 期決算公 8

令和7年4月16日 東京都港区芝公園三丁目5番10号

### スペースワン株式会社

代表取締役 豊田 正和 貸借対昭表の要覧(会和6年12月31日現在)(単位: 百万円)

貝旧別照衣の安日	(1111111111111111111111111111111111111	<u> 4月31日現任八年</u> 1	<u> </u>
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産 置 産	2,464	流動負債	5,297
固定資産	7,429	(うち賞与引当金)	(8)
		固 定 負 債	3,994
		負 債 合 計	9,292
		株 主 資 本	601
		資本 新余金	7,972
		資本剰余金	7,972
		資本準備金	7,972
		利益剰余金	△15,342
		その他利益剰余金	△15,342
		純資産合計	601
資 産 合 計	9.893	負債・純資産合計	9.893

### 損益計算書の要旨 皇

令和6年1月1日 令和6年12月31日 (単位:百万円)

	\ I I	
科	目	金 額
売 上	高	983
売 上 原	価	1,147
売上総打		163
■ 販売費及び一般 費	ひ 管理	2,765
営業 損	失	2,929
営業外	又益	36
	り用	381
経常損	失	3,274
特別損	失	1
税引前当期糾		3,275
■ 法人税、住民和 事業税	说及び	5
当期純技	員失	3,280

### 令和7年4月16日 第 26 期決算公告 東京都新宿区市谷台町22-1 株式会社東京ブックランド

代表取締役 楠本 忍 **貸借対照表の要旨**(令和7年1月31日現在)

~ III / J / N	12(V) X	<u> </u>		T /1	ロログは
彩	-	目		金	額(千円)
資の	流動	資産産			158,152
食の	固定	資 産			8,611
生中	合	計			166,764
	流動	負債			76,553
	固定	負債			8,033
負純	株 主	資本			82,177
次	資資本	本 金	È		10,000
<sub>債</sub> 資	資 本	剰余金	È		100,000
産	利益	剰余金	È		119,401
及の			金		9,000
0)	その他	利益剰余	金		110,401
び部	(うち)	当期純利	益)		(14,898)
	自 己	. 株 🖠		Δ	147,224
	合	計			166,764

### 第 13 期 決 算 公

令和7年4月16日

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

### パンパシフィックエネルギー株式会社

代表取締役社長 紺谷 竜介

其信	<b>貸借対照表の要旨(</b> 令和6年12月31日現任)(単位:自万円)								
	資	産	の	部		負債	責及で	<b>バ純資</b>	産の部
流	動	資	産	504	流	動	負	債	39
固	定	資	産	120,388	株	主	資	本	120,853
ı					資資		本	金	61,905
ı						本		全 (	35,731
l					資		準	備金	15,499
ı								剰余金	20,231
l					利	益	剰ゟ	全 (	23,217
$\Box$					そ	の他	1利益	剰余金	23,217
道	至 译	合	計	120,892	負債	ŧ•#	屯資產	全合計	120,892

### 損益計算書の要旨

令和6年1月1日) 令和6年12月31日) <u>(単位</u>:百万円)

科		金額
営業リ		12,434
販売費及び一 費	般管理	89
営業系	1 益	12,345
営業外	収益	, 58
経常系	リ 益	12,403
税引前当期		12,403
法人税、住民 事業税	税及び	90
当期純	利益	12,312

### 第 28 期 決 算 公 告

令和7年3月25日

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル31階

キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社 代表取締役 ダニエル・シャイアマン

貸借	貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)								
禾	¥		目	金額	科			金	額
流	動	資	産	1,053	流動	〕負	債		745
固	定	資	産	129	固定		債		173
					負	債 合	計		918
					株 主	資	本		264
					資	本	金		500
					利 益		全 金		△236
						益 準	備金		125
					その		剰余金		∆361
					純貧	全 産 合	計		264
道	₹ 産	合	計	1,182	負債・	純資品	全合計	1	,182

損益計算書の要旨 (自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日)

(単位	<u>::百万円)</u>
科目	金 額
売 上 高	971
販売費及び一般管理 費	941
費 営業利益	30
営業外収益	3
営業外費用	1
経常利益	32
税引前当期純利益	32
法人税、住民税及び 事業税	10
当期純利益	22

第13期決算公告 令和7年4月16日 東京都海区 マー・キャ 7 10日 東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号 六本木グランドタワー パシフィコ・エナジー株式会社 代表取締役 松尾 大樹 賃借対照表の要旨(令和 6 年12月31日現在)

(号外第86号)

Ħ	斗	目	金額(千円)
資の		資 産	2,851,216
真の	固定	資産	2,056,623
连印	合	計	4,907,840
		負債	1,231,146
負純	固定	負債	1,672,268
	株 主	資 本	2,004,424
債資	資   本	金金	100,000
産	資 本 乗	引余 金	131,550
	その他貧	資本剰余金	131,550
及の	利益乗	引余 金	1,772,874
び部	その他和	1益剰余金	1,772,874
O, b)	(うち当	期純利益)	(756,305)
	合	計	4,907,840

### 17 期 決 算 公

令和7年3月24日

\*ロ 東京都千代田区神田北乗物町1番地1 **リボーン債権回収株式会社** 

代表取締役 松平 敏幸

貸借対照表の要旨 (※仕・イ田)

<u> 17 和 り 年 17</u>	<u> 月31日現住) (</u>	<u> 4位:十円)</u>
金額	科目	金額
5,364,020	流動負債	2,862,476
56,071	固定負債	2,123,949
	負債合計	4,986,425
	株 主 資 本	433,666
	資 本 金	555,250
		55,250
	資本準備金	55,250
	利益剰余金	△176,834
	その他利益剰余金	△176,834
	純資産合計	433,666
5,420,091	負債・純資産合計	5,420,091
	金額 5,364,020 56,071	金額 科 目 5,364,020 流動負債

**損益計算書の要旨** (自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日) ()治() 三二二

	(+	<u> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</u>
科	目	金額
売 上	高	3,427,424
売 上 原	価	2,641,190
売上総利		786,234
販売費及び一般 費	设管埋	319,679
営 業 利	益	466,555
営業外収		700
営業外費	と用	300,197
経常利	益	167,058
税引前当期純		167,058
法人税・住民和 事業税	見及び	49,887
法人税等調	整額	△3,549
当期純禾	<u> </u>	120,720

第10期決算公告 株式会社PROVIGATE 代表取締役 関水 康伸 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

目 金 額(千円) 653,051 固 資 産 38,892 定 産部 691,943 <u>計</u> 負資本金 動 37,785 主 636,416 負純 <u>資</u> 本 90,000 <sub>債</sub>資 資本剰余金資本準備金 970,128 970,128 産 及<sub>の</sub> 利益剰余金 △423,712 その他利益剰余金 (うち当期純損失) △423,712 (423,712)び部 新株予約権 17 742

### 第 64 期 決 算 公

令和7年4月16日

東京都港区愛宕二丁目5番1号 シェブロンジャパン株式会社 代表取締役社長 豊野 輔

貸借対照表の要旨	貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)						
資 産 の	部	負債・純資産	全の部 こうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい				
科目	金額	科目	金額				
流動資産	11,349	流 動 負 債	6,913				
固定資産	5,505	固定負債	205				
有形固定資産	5,276	負債合計	7,118				
無形固定資産	3	株 主 資 本	9,737				
投資その他の資産	226	資 本 金	1,058				
		利益剰余金	8,679				
		利益準備金	265				
		その他利益剰余金	8,414				
		<b>純資産合計</b>	9,737				
資 産 合 計	16,855	負債・純資産合計	16,855				

損益計算書の要旨

令和6年1月1日 令和6年12月31日 (単位:百万円) (皇至

科 目	金額
売 上 高	28,436
一売 上 原 価	21,723
売上総利益	6,714
<ul><li>販売費及び一般管理 費</li></ul>	2,634
営 業 利 益	4,079
営業外収益	116
営業外費用	74
経 常 利 益	4,122
税引前当期純利益	4,122
<ul><li>■ 法人税、住民税及び</li><li>事業税</li></ul>	1,210
法人税等調整額	34
当期純利益	2,877

第 18 期決算公告 令和7年4月16日 東京都港区六本木六丁目2番31号 株式会社琉球ホテルリゾート八重山 代表取締役 齋藤 勇一

691,943

267,646

合

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) 目 金 額(千円) 産 流 212,745 資の 54,900 固 定 産部 **資産合計** 動 負債 267,646 196,176 固 119.867 負純 主 資 本 △48,397 債資 87,500 資本剰余金 236,319 産 その他資本剰余金 236,319 及の 利 益 剰 余 金 その他利益剰余金 △372,217 △372,217 (うち当期純損失) (31,318)

### 第 7 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

資 産 合 計

令和 7 年 4 月 10 ロ 東京都港区赤坂二丁目10番 5 号 デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内 ESR幸浦 1 特定目的会社

42,920

東綿役 山﨑 亮雄 賃借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円) 負債及び純資産の部 資 産 の 部 目 金 額 科 金 額 37,123 流 動 37,123 固 定 特定資産の部 型 負 債 負 債 合 計 社 員 第 本 定資産 782 その他の資産の部 5,796 28,839 社 員 資 本金金 特 定 資 本 本金金 流動資産 5,796 14,081 繰延資産 0 16,164 △2,088 当期未処理損失 2.088 純資産合計 14,081

42,920 負債・純資産合計

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日) (単位:百万円

	(単位	<u>・日刀117</u>
科	目	金 額
営業収	益	2,571
営業利	用	2,375
営 業 利	益	196
営業 外費	又益	1
営業外費		_
経常利	益	197
税引前当期純		197
法人税、住民利 事業税	兄及ひ	1
当期純禾	1 益	195
前期繰越	損失	2,283
当期未処理	損失	2,088

第19期決算公告 令和7年4月16日 東京都港区六本木六丁目2番31号株式会社ナクアホテル& リゾーツマネジメント 代表取締役 代田 量一

負債・純資産合計

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日租在)

<u>到有为账</u>	スクリング (立内の子	-12月31日現住
科	-	金額(千円)
次の	流動資産	591,586
資の   産部	固 定 資 産	42,483
生印	資 産 合 計	634,069
	流動負債	473,251
負純	固定負債	540
恣	株 主 資 本	160,278
<sub>債</sub> 資	資 本 金	10,000
産	利益剰余金	152,778
及の	その他利益剰余金	152,778
"	(うち当期純損失)	(813)
び部	_ 自 己 株 式_	△2,500
	自信・純資産合計	634 069

### 第26期決算公告

令和7年4月16日

東京都昭島市拝島町一丁目8番19号

株式会社藤交通代表取締役 宮地 隆一

貸借対照表の要旨

(令和6	(令和6年4月30日現在) (単位:千円)				
彩	-	Ħ	金 額		
資の	流動	資産資産	99,861		
真の	固定	資 産	186,581		
注印	合	計	286,442		
	流動	負債	20,740		
負純	固定	負債	206,129		
<b>债</b> 資	株上主	資 本	59,572		
頂介	資 、	本 金	12,000		
及企	利益	剰余金	47,572		
		1利益剰余金	47,572		
び部	(うち	当期純利益)	(6,237)		
	合	計	286,442		

### 期決 第 7 算公

令和7年4月16日

東京都港区赤坂二丁目10番5号 デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内 ESR幸浦2特定目的会社

取締役 滝澤 弘子 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の	部	負債及び純資産の部
科目	金額	科 目 金額
特定資産の部	37,759	流 動 負 債 600
固定資産	37,759	固定負債 30,171
その他の資産の部	2,721	負債合計 30,771
流 動 資 産産産産 産産産産	2,685	社 員 資 本 9,708 特 定 資 本 金 5
定 延 産産産	32	特定資本金 優先資本金 13,930
繰 延 資 産	4	
		剰 余 金 △4,226
		当期未処理損失 4,226
		純資産合計 9,708
資 産 合 計	40,479	負債・純資産合計 40,479

**損益計算書の要旨** | 令和6年1月1日 | 令和6年12月31日 | 令和6年12月31日

( <u>i</u>	单位:百万円)
科目	金額
営業収済営業費	益 100
営業費	用 2,090
	失 1,990
営業外収	益 0
営業外費月	1 1
経常損失	失 1,991
税 引 前 当 期 純 損	
法人税、住民税及 事業税	7. I
当期純損生	失 1,992
前期繰越損	失 2,234
当期未処理損失	失 4,226

### 第 6 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア11階

マークフォージド・ジャパン株式会社 代表取締役 シャイ・テレム

**貸借対照表の要旨** (会和6年12月31日現在) (単位:円)

( 11 J.H O	十14月 51	(半位・11)	
彩	-	目	金額
資の	流動	資 産	20,347,898
産部	合	計	20,347,898
		負 債	2,435,688
負純	1 1 1 2	資本.	17,912,210
債資	資 、本		1
及の	利益剰		17,912,209
		益剰余金	17,912,209
び部	(うち当)	朝純利益)	(5,366,747)
	合	計	20,347,898

### 第 8 期 決算 告 公

令和7年4月16日

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京倶楽部ビルディング11階

### Minami Aoyama Development特定目的会社

取締役 マクドナルド・グレゴリー・ジェー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円) 目 金額 科 金額 動資 産 235,952 流 動 **負債合計 全 資 資 資 資 資 資 資 資 資** 151,706 84,247 100 789,500

剰 余 金 当期未処理損失 △705,353 705.35 純資産合計 84.247 資 産 合 計 235,952 負債・純資産合計 235,952 損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日)

(単位:千円)

科	日	金 観
売 上	高	14,111,639
	費用	11,362,513
営業	損失	2,749,124
営業外		385
営業外		90,554
経常	損失	2,658,955
税引前当期		2,658,955
法人税、住民 事業税	民税及び	290
当 期 純	損失	2,658,665

## **第 29 期 決 算 公 告** 令和 7 年 4 月 16 日

東京都品川区東品川二丁目2番8号 株式会社ホリスター 株式会社ホリスター 代表取締役 西村 敬 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	H O 1	10/1	
彩	<b>-</b>	目		金	額(千円)
次の	流動	資	産	5,	275,376
資の   産部	固定	資	産		339,488
连印	合		計	5,	614,865
	流動	負	債	2,	454,407
負純	固定	負	債		356,065
	退職約	与引旨	当金		356,065
債資	株 主	資	本	2,	804,392
産	資	本	金		100,000
	利 益	剰 余	金	2,	704,392
及の		也利 益乗			704,392
び部		利益剰			704,392)
	(うち	当期純	利益)	(	175,354)
	合		計	5.	614,865

### 第 63 期 決 算 公 告

令和7年3月24日

神奈川県横浜市戸塚区柏尾町1番地 ブリヂストン化工品ジャパン株式会社

代表取締役 西北 行伸

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円) 目 金 額 科 金 額 動 45,070 30,792 (賞与引当金) 固定資産 2,393 (284)2,285 固 **「**弓」 (1.339)主資本 14,386 400 資本剰余金 1,117 その他資本剰余金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 1,117 12,869 100 その他利益剰余金 12,769

損益計算書の要旨 | 令和6年1月1日 | 令和6年12月31日 (単位:百万円)

目 金 額 85 742 72.167 13,575 8,991 4,583 46 13 常利 4,617 特 特別 損失稅引前当期純利益 Ω 4,623 法人税、住民税及び 事業税 1,436 法人税等調整額当 期 純 利 益 Δ3 3,191

### 令和7年4月16日 第1期決算公告 京都市伏見区桃山町根来12番地 4 UDON株式会社

代表取締役 小冊 代表取締役 小価 達也 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

目 金 額(千円) 資資資 産産産 510.179 流固 資の 28,819,283 定延 繰 115 産部 合 計 29,329,579 動 債 325,278 固株 定主 負資 債本金 30.130.000 負純 △1,125,699 <sub>債</sub>資 資 本 50 資本剰余金 50 産 資本準備金利益剰余金 及の △1,125,799 △1,125,799 (1,125,799) その他利益剰余金 び部 (うち当期純損失) 計 29.329.579

### 第 22 期 決 算 公

令和7年4月16日

資 産 合 計

資 産 合 計

神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号

47,464 負債・純資産合計

Tianma Japan株式会社

代表取締役執行役員社長 于 德樹

その他利益剰余金

29,180 負債・純資産合計

**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)(単位:百万円) 負債及び純資産の部 <u>資</u>産 の 部 金 額 額 動定 産産 27,333 流 17,602 固 資 1,710 668 延資産 綖 137 固 3.198 3,001 8,379 100 5,200 資本準備金 5,200 利益剰余金 3,079

## 損益計算書の要旨

47,464

3 079

29,180

令和6年1月1日) 令和6年12月31日) (単位:百万円)

村売売売販費営営営経 上上後び 外外 上上後で 業業業 上上後で 業業業 上上で 業業業 55.481 52,698 2,783 2,073 710 541 74 経 常利損失 1,177 特 税引前当期純利益 法人税、住民税及び 事業税 1,170 118 法人税等調整額当 期 純 利 益 △57 1 109

### 第23期決算公告

令和7年4月16日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目31番2号 株式会社エンディングプラン

平本百合子 代表取締役

令和7年4月16日 水曜日

貸借対照表の要旨 (会和6年9月30日現在) (単位:千円)

(11 VH C	中3月30日先生/	(半匹・111)
彩	·	金 額
を の	流動資産	1,768
資の   産部	固定資産	120
生印	資 産 合 計	1,888
	流動負債	40,967
負純	株 主 資 本	△39,079
信資	資 本 金	15,000
債資   人の	利益剰余金	△54,079
枚の	その他利益剰余金	△54,079
び部	(うち当期純損失)	(5,667)
	負債・純資産合計	1,888

資本金の額の減少公告 「会会での決議は、令和七年四月一日に終了 一一一一日であり、 一一一日であり、 「会会での決議は、令和七年四月一日に終了 「会会での決議は、令和七年四月一日に終了 「会会での決議は、令和七年四月一日に終了 「会会での決議は、令和七年四月一日に終了 「会会での決議は、令和七年四月一日に終了 ŋ しております。株主総会の決議は、 でな す。 掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さこの決定に対し異議のある債権者は、本公

番二号 東京都武蔵野市吉祥寺南町一和七年四月十六日 最終貸借対照表の 株式会社エンディングプラン 要旨は左記のとお 一丁旦

代表取締役

平本百合子

代表取締役

ゾン・セヒョン

第3期決算公告 令和7年4月16日 東京都港区白金台三丁目10番10号 Dorchester Collection Japan株式会社 代表取締役 アフマド・ファール ディーン・モド・アズラエ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

彩		目		金	額(円)
資の	流 動	資資	産産	2,63	38,118 0
産部	合		計	2,63	38,118
	流動	負	債		37,219
負純		引 当	金	4,84	19,575
	株主	資	本	△70,04	19,101
<sub>債</sub> 資		本	金	5	50,000
産		利 余		5	50,000
及企	資本		莆 金	5	50,000
<sup>∞</sup> Ø	利 益 ラ	剰 余	金	△70,14	19,101
び部	その他	利益乗	1余金	△70,04	
0,0	(うち当	期純	損失)	(42,08	32,036)
	合		計	2,63	38,118

 決 算 公 告

 令和7年4月16日

 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号

 リンクスクエア新宿16階

株式会社Bucketplace Japan

代表取締役 ゾン・セヒョン 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

<u>具旧列票</u>	現代の女目(甲型0年	<u>-14月01日祝江</u> ,
彩	·	金額(千円)
次の	流動資産	56,984
資の   産部	固 定 資 産	4,142
生中	資 産 合 計	61,127
	流動負債	6,595
負純	株 主 資 本	54,531
次	資 本 金	90,000
債資	資本剰余金	260,000
産	その他資本剰余金	260,000
及の	利益剰余金	△295,468
"	その他利益剰余金	△295,468
び部	(うち当期純損失)	(135,315)
	負債・純資産合計	61,127

りです。 告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ 円とすることにいたしました。 資本金の額の減少公告 当社は、 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、 資本金の額を一

令和七年四月十六日 号リンクスクエア新宿一六階 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 最終貸借対照表の要旨は左記のとお 株式会社Bucketplace Japan 一七番五

りです。

なお、

最終貸借対照表の要旨は左記のとお

11

告掲載の翌日から

一箇月以内にお申し出下さ

おりです。

なお、

この決定に対し異議のある債権者は、

第84期決算公告 令和7年4月16日 東京都千代田区大手町一丁目5番4号 安田工業株式会社 取締役社長 荒木 信仁 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

目 金 額(千円) 資資 産 1,243,589 950,160 資の 産 固 定 産部 2,193,749 計 流固引株資利等 |債債金 負負 動 889,259 定 982,616 負純 当 5,000 債資 金本金金 316,874 産 100,000 及の 216,874 25,000 191,874 び部 合 2,193,749 当期純利益 11,602千円

### 第59期決算公告

令和7年4月16日

横浜市都筑区牛久保西二丁目4番8号

### 株式会社旭屋

27,281

代表取締役 石川 和夫

**貸借対照表の要旨** (令和 6 年12月31日現在) (単 科 額 目 動定産 資資|合 流固 産産 24,090 3,191 資の 産部 資 計 27,281 負資 動 24,204 負純 主 本 3,077 資利 債資 資 本 金 利益剰余金 利益準備金 12,000 △8,922 產 及<sub>の</sub> 550 その他利益剰余金 △9,472 (うち当期純利益) (792)び部

令和七年四月十六日 横浜市都筑区牛久保西

代表取 締役 一丁目四番 石川 式会社旭屋 和夫

資本金の額の減少公告 当社は、

万円とすることにいたしました。 資本金の額を一 百万円 減少し

|億円減少し

九千万

本公

### 決 公 告

令和7年4月16日 石川県珠洲市上戸町北方4字177番地3 アステナミネルヴァ株式会社 代表取締役 清水雅楽乃

貸借対照表の要旨 (会和6年11月30日刊左) (単位・千円)

( 17 M) (	· 牛11月30日現在/	(単位・1円)
彩		金 額
資の	流動資産	159,951
真の	固定資産	5,826
生中	資産合計	165,778
	流 動 負 債	423,698
負純	賞 与 引 当 金	2,964
债 債	株 主 資 本	△257,919
値へ	資 本 金	10,000
π.'—	利益剰余金	△267,919
	その他利益剰余金	△267,919
び部	(うち当期純損失)	(127,687)
	負債・純資産合計	165,778

### 第67期決算公告

負債・純資産合計

令和7年4月16日

横浜市神奈川区入江二丁目 4番32号

### 信和工業株式会社

代表取締役 松本 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

金 額(千円) 動定 産産 121,284 資の 固 147,290 産部 **|計|**債債本金金、 268,574 |負負資本剰準\* 流固株資 動定主 131,586 308,024 負純 △171**,**036 <sub>債</sub>資 益益 28,000 余 金 [ 備 金 △199,036 産 及の 利 25 その他利益剰余金 △199,061 び部 (2,478)(うち当期純損失) 計 268,574

代表取締役 (甲) 信和工業株式会社

横浜市神奈川区入江二丁目四番三二号 代表取 取締役 松本 善司) 信和工業株式会社 新居 達昭

(乙) 左記のとおりです。 令和七年四月十六日 横浜市金沢区鳥浜町三番地九

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ 確定した事業年度はありません。 最終貸借対照表の開示状況は次のと

吸収分割公告

します れを承継させることにいたしましたので公告 品製造事業に関する権利義務を承継し乙はそ 左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車部

及び乙の株主総会の承認決議は令和七年

効力発生日は令和七年六月二日であり、

月甲

八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、

本公

閣

https://www.kanpo.go.jp 官報発行サイト -ドすることができます。 から 府

閲覧 官

ダウンロ

報

は

洋気三

第2期決算公告
令和7年4月16日
石川県珠洲市上戸町北方4字177番地3株式会社PIXTURE
代表取締役 今井比以呂貸借対照表の要旨
(会和6年11月30日現在) (単位:壬円)

(令和6年11月30日現在) (単位:千円)

( 11 JH O	/ TII/100日列(正/	(十四・111)
彩	<b> </b>	金 額
資の	流動資産	29,127
貝の	置定資産	8,353
産部	繰延資産	173
连印	資 産 合 計	37,654
	流動負債	228
負純	株 主 資 本	△12,573
債 賃	資 本 金	3,000
値へ _産	利益剰余金	△15,573
及の	その他利益剰余金	△15,573
0)	(うち当期純損失)	(12,082)
び部	新株予約権	50,000
	負債・純資産合計	37,654

### 第 7 期 決 算 公 告

第7 期 ス ユー 令和7年4月16日 愛知県みよし市三好丘七丁目8番地13 株式会社リーディアホールディングス 代表取締役 佐原 俊洋

貸借対照表の要旨

<u>(守州 0 年 9 月 30日現住八里位・日月円)</u>				
彩	-	目	金	額
次の	流動	資 産		15
資の   産部	固定	資 産		621
生印	合	計		636
	流固株	負負資		308
負純	固定	負債		362
債資	株 主			△34
慎久	資利 益	本 金		1
及の	利益	剰 余 金		△35
	その他	利益剰余金		△35
び部		当期純損失)		(19)
	合	計		636

株式会社リーデ 愛知県みよし市三 愛知県みよし市三 りです。 株式会社リーデ りです。

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年四月三十日を効力発生日である。最終貸借対照表の要旨は左記のとおいます。最終貸借対照表の要旨は左記のとおいます。最終貸借対照表の要旨は左記のとおいます。最終貸借対照表の要旨は左記のとおいました。

「さお。最終貸借対照表の要旨は左記のとおいます。最終貸借対照表の要旨は左記の表生との機式会社及び名古屋はないました。

「さお。最終貸借対照表の要旨は左記のとおいます。最終貸借対照表の要旨は左記の表生日 代デニティティティティティティティティティティティティティティティティー 総ポープ ル首 佐原 俊 のアイング

第 1 期決算公告

令和7年4月16日

東京都千代田区平河町二丁目7-5 砂防会館本館1階 CAJAIC SPC株式会社

代表取締役 加藤 誠人

<u>貸借</u>	対照	(表の要旨(令和6年12月3	31日現在 21日現在
	彩	- 目   金 <b>a</b>	頁(百万円)
恣	: M	流動資産	10
	資の   産部	固 定 資 産	379
	미	資 産 合 計	389
		流 動 負 債 債 債 主 資	0
	純	固定負債	320
/_	資	株 主 資 本	69
債	<u>-</u>	資 , 本 , 金	70
及	産	利 益 剰 余 金	△1
	v	その他利益剰余金	△1
び	部	(うち当期純損失)	(1)
		負債・純資産合計	389

### 第 12 期 決 算 公 告

# 12 期 次 昇 公 音 令和7年4月16日 東京都千代田区平河町二丁目7番5号 クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社 代表取締役 加藤 誠人 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科		金 額(百万円)
資の	流動資産	408
産部	固定資産	25
生中	資 産 合 計	433
	流動負債	72
A 4:t	固定負債	84
負純	退職給付引当金	84
<sub>債</sub> 資	株主資本	277
1貝 🛖	資 本 金	100
<b>元産</b>	利益剰余金	177
及の	利益準備金	25
	その他利益剰余金	152
び部	(うち当期純利益)	(90)
	負債・純資産合計	433

令す。 東和 。 まれ、 京七

(防東 乙会京 戦の翌日から一笠の合併に対し異議 最終貸借対照表の要旨は次のとお 存続し乙は 箇議 は解散することにの権利が |月以内にお申し出版のある債権者は、 試会社 で表務全 五誠人 出下本 さ公 ŋ し部

### 第 10 期 決 算 公 告

令和7年4月16日 東京都千代田区神田和泉町1-7-5 株式会社セカンドトラスト 代表取締役 服部 浩一 **貸借対照表の要旨**(令和7年2月28日現在)

彩	-	E		金	額(千円)
資の	流動	資資	産産		3,272
産部	固定	資	産		108,770
连印	合		計		112,042
	流動	負	債		442
負純	固株主	負資	債		8,590
		資	本		103,010
<sub>債</sub> 資	資	本	金		25,000
産		剰分			50,000
元/生	資本		備金		50,000
及の	利 益	剰分	全 (		28,010
び部	その他	利益	剰余金		28,010
CVID	(うち)	当期糾	〔利益〕		(0)
	合		計		112,042

第8期決算公告 令和7年4月16日 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 8番4号アルテール秋葉原708 株式会社ティーインベストメント 代表取締役 服部 浩一 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

彩	-	目	金	額(千円)
資の	流動定	資産産		2,488 82.620
産部	合	貝 <u></u> 生 計		85,108
	流動	負 債		1
負純	固定	負債		37,901
	株 主	資本		47,206
債資	資	本 金		25,000
産	資 本	剰余金		25,000
	資本	準備金	:	25,000
及の	利益	剰 余 金		△2,794
び部	その他	利益剰余金	:	△2,794
UVID	(うち)	当期純損失)		(0)
	合	計		85,108

は、最終量イ をお、最終量イ をお、最終量イ をお、最終量イ をお、最終量イ をお、最終量イ ・ です。 ・ でお、最終量イ ・ でお、最終量イ 東京都千代 株田 代式会神取行 締セカ泉 行和泉役 ン町 一ト五一

店掲載の翌日から一箇月 ましたので公告します。 ましたので公告します。 この合併に対し日議の を承継して存続し乙は解 を可継して申 対照表の要旨は左記のとお 乙は解散することにして甲は乙の権利義 間月以内に 職のある債 にお申し出下さ頃権者は、本公 務全部

第 35 期決算公告 令和7年4月16日 名古屋市守山区鳥羽見二丁目20番25号 株式会社アイテツエファー

代表取締役 清水 敬央 **貸借対照表の要旨**(会和6年6日20日刊左

<u> 1</u> 借	技の安百	(守和り年	<u> 6月30日現任</u>
彩	-	I	金額(千円)
次の	流動	資 産	36,292
資の   産部	固定	資 産	244
连印	合	計	36,536
	流動り	負 債	9,379
負純	株 主 〕	資 本	27,158
。咨	資 本	金	10,000
債資	利 益 剰		21,258
産	1,3	準 備 金	2,500
及の		益剰余金	18,758
		期純損失)	(6,408)
び部	自己	株式	△4,100
	合	計	36,536

第 52 期決算公告 令和7年4月16日 名古屋市名東区社台一丁目67番地の3

株式会社アイテツ

代表取締役 清水 敬央 (会和6年9月30日現在

<u> 到百刈炽</u>	(表の要旨(令	かり十	9月30日現任
彩	-		金額(千円)
資の	流動資	産	1,263,254
真の	固 定 資	産	334,346
连印	合	計	1,597,600
	流動負	債	787,692
負純	固定負	債	80,000
	株 主 資	本	729,909
債資	資 本	金	24,000
産		全 金	726,000
	利益準	備金	20,400
及の	その他利益	剰余金	705,600
び部	(うち当期)		(21,087)
U III	自 己 株	:式	△20,091
	合	計	1,597,600

合併公告 を承継して存続し、乙は解 を承継して存続し、乙は解 を承継した。 この合併に対し異議のあ この合併に対し異議のあ い。 五名号古

のです。 お、最終貸借対照表の要1 を和七年四月十六日 名古屋市名東区社台一丁目  $\mathbb{Z}$ 守山 の要旨

代表取締役 清水 敬株式会社アイテツエファ 山区鳥羽見二丁目二〇番二代表取締役 清水 敬央(代表取締役 清水 敬央東区社台一丁目六七番地の東区社台 万以内にお申し出のある債権者は、 (解散することにいた)は乙の権利義務全部 は左記の 出下さ 英一 三英ツの

### 第 16 期 決 算 公 告

2025年4月16日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

### 日清紡テキスタイル株式会社

代表取締役社長 村田 馨

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

				(20	24+12)	101日5亿1	./ (半	<u>iy</u> .・ロ	1/1   1/
禾	斗		目	金	額	科	目	金	額
流固	動	資資	産産		5,902		負債		2,451
固	動定	資	産		2,478	賞 与 弓			36
l						役員賞与	引当金		0
l						そ の			2,414
l							負債		1,577
l						退職給付			1,438
l						そ の			138
l						負債	合 計		4,029
l						株主	資本		4,352
l						資本乗	金		10,000
l						資本乗			2,999
l						資 本	準 備 金		2,500
l							{本剰余金		499
l						利益乗		Δ	8,647
l							J 益剰余金	Δ	8,647
						純資産	合計		4,352
Ì	資 産	合	計		8,381	負債・純	資産合計		8,381

### 損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	科	目	金	額	科	目	金	額
5	ē 上	高		13,393	特別	損失		3
5				11,530		期純損失		249
2	上 総	利益		1,863	法人税、信 事業税	主民税及び	Δ	130
見	売費及び一 素 業 排 営 業 外	般管理		2,198		<b></b> 等調整額		118
1	業 撲			334	当期系	电損失		237
1	含業 外	収 益		106				
台灣	常業外	費用		16				
ĺ	全常 損	長 失		245				

### 第75期決算公告

(号外第86号)

令和7年4月16日

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

### 日本アルコン株式会社

代表取締役 ステファン・アイゲンマン

### 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

_		_	_	( 14						<u>г</u> н/4/1/
	資	產	둩	の	部		負	債及	び純漬	資産の部
流	動	資	産		54,338	流	動	負	債	38,754
固	動定	資	産産		6,946	賞	与	引	当 金	1,264
						製品	品保	証引	当金	140
						そ		の	他	37,350
						固	定	負	債	569
						負	【	一	計	39,324
						株	主	資	本	21,960
						資資		本	金	500
						資	本	剰 名	金金	3,517
						資	[ 本	: 準	備金	5
						そ	の他	1資本	剰余金	3,511
						利	益	剰	金金	17,943
						利	亅益	準	備金	125
1						そ	の他	1利益	剰余金	17,818
1						純	資	産台	計	21,960
Ì	至 産	合	計		61,285	負債	t·#	吨資	全合計	61,285

### 損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金 額	科 目	金 額
売 上 高	83,982	特別損益	0
売 上 原 価	61,254	税引前当期純利益	6,323
売 上 総 利 益	22,727	法人税、住民税及び 事業税	962
販売費及び一般管理	16,136	法人税等調整額	1,016
<sup>費</sup>	6,590	当期純利益	4,345
営業外損益	△ 268		,
経常利益	6,322		

### 第 16 期 決 算 公 告

2025年4月16日 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

### 日清紡メカトロニクス株式会社

代表取締役社長 増田 敏浩

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

				(2)	J24 <del>4-</del> 12)	701口况任	) (早	<u> </u>	1/1/17/
	斗		目	金	額	科	目	金	額
流固	動	資	産産		7,919	流動り	負債		16,353
固	定	資	産		13,958	賞 与弓			36
l						役員賞与			0
l						そ の	) 他		16,317
l						固定生	負債		1,369
l						退職給付	引当金		1,264
l						その			105
l						負債	合 計		17,723
l							資本		4,154
l						資本無			4,000
l						資本乗			1,300
l							準 備 金		1,000
l							[本剰余金		300
l						利 益 乗		Δ	1,145
l							益剰余金	Δ	1,145
						純資産	合計		4,154
ì	筝 産	合	計		21.878	負債・純	<b>資産合計</b>		21.878

### 損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日) (単位:百万円)

	(主: 20241	<b>〒12月31日</b> / (早	位・日月日	
科目	金 額	科目	金 額	$\Box$
売 上 高	9,480	特別利益	0	П
売	8,994	特別損失	165	, [
	486	税引前当期純利益	83	١,
販売費及び一般管理	1,257	法人税、住民税及び 事業税	△ 177	1
費 業 損 失益 関党業外費用	771	法人税等調整額	79	,
営業外収益	1,196	当期純利益	181	- 1
	176			- 1
経常利益	249			-1

### 第 16 期 決 算 公 告

2025年4月16日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号 日清紡ブレーキ株式会社 代表取締役社長 服部 恭輝 貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

_					JZ44-1Z)		グロエノ	(+	$\Pi \cdot \Pi$	
禾	4		目	金	額	科		目	金	額
流固	動	資	産		16,401	流重	b 負	債		4,533
固	定	資	産		7,028	製品	保証引	当金		109
						賞与	チ引 当	金		74
						役員	賞与引き	当金		0
						そ	の	他		4,348
							巨負	債		2,566
							給付引			2,519
						そ	の	他		46
						負	債 合	計		7,099
						株 🗦	E 資	本		16,198
						資	本	金		9,447
						資	卜 剰 余	: 金		3,879
								備 金		3,447
							他資本類			432
						利 🗟				2,871
							他利益罪			2,871
						評価・				131
						その代 差額金	也有価証券	評価		131
							_ ヘッジ技	員益	Δ	0
						純	資産合	計		16,330
資	至	合	計		23,430	負債·	・純資産	合計		23,430

損益計算書の要旨 (自 2024年1月1日) 至 2024年12月31日) (単位:百万円)

	(土, 2024-	<u> </u>	<u>  </u>
科 目	金 額	科目	金 額
売 上 高 売 上 原 価	18,378	特別利益	2
一売 上 原 価	15,044	特別損失	3
売 上 総 利 益	3,333	税引前当期純利益	1,471
販売費及び一般管理費	2,593	法人税、住民税及び 事業税	318
費	740	法人税等調整額	75
営業外収益	772	当期純利益	1,078
営業外費用経常利益	40		
経常利益	1,473		

# **第 89 期 決 算 公 告** 6 日 埼玉県熊谷市千代39番地

令和7年4月16日

株式会社ヴァレオジャパン 代表取締役 アレクサンドル・ギアー 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

		1 XX 2	<u> (の安</u> )	<u> </u>	140 41	<u> 2月31日現住)(早</u>	<u>117. · ⊨</u>	1/1/1/
禾	斗		Ħ	金	額	科目	金	額
流	動	資	産		22,894	流動負債		33,011
固	定	資	産		30,172	(賞 与 引 当 金)		(988)
						(製品保証引当金)		(347)
						(組織編成引当金)		(191)
l						固定負債		3,913
l						(製品保証引当金)		(569)
l						(退職給付引当金)		(981)
l						(役員退職慰労引当)		(71)
l						(環境引当金)		(818)
						(永年勤続表彰引当)		(249)
1						負債合計		36,924
1						株 主 資 本		13,664
l						資 本 金		9,100
l						資本剰余金		2,501
l						資本準備金		2,471
l						その他資本剰余金	:	30
l						利益剰余金		2,063
l						利益準備金		2
l						その他利益剰余金	:	2,061
l						評価換算差額等その他有価証券評価		2,477
I						ての他有個証券評価   差額金	Δ	11
I						土地再評価差額金		2,487
1						繰延ヘッジ損益		1
						純資産合計		16,142
道	至産	合	計		53,066	負債・純資産合計		53,066

### 指益計算書の要旨 (自 今和6年1月1日) (選佐・吾五四)

<b>浜皿町井目り女</b>	□ \	5 年12月31日 <i>厂</i> (単	<u>位:自力円)</u>
売 上 高	72,978	経常利益	2,937
売 上 原 価	59,652	特別利益	10
売 上 総 利 益	13,326	特別損失	526
販売費及び一般管理	9,778	税引前当期純利益	2,420
費 業 利 益	3,549	法人税、住民税及び 事業税	327
営業外収益	518	法人税等調整額	46
営業外費用	1,130	当期純利益	2,047

### 第 16 期 決 算 公 告

2025 年 4 月 16 日 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

### 日清紡ケミカル株式会社

代表取締役社長 石松 毅志

### 貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

乖			目	金	額	科	I	金	額
流	動定	資資	産産		4,958	流動	負債		1,809
固	定	資	産		5,401	嘗 与 「	引 当 金		40
						役員賞	与引当金		0
						そり	ひ 他		1,768
						固定	負債		1,516
						退職給付	寸引当金		1,481
							り 他		34
						負債	合 計		3,325
						株 主	資 本		7,034
							本 金		3,000
						資本類	利 余 金		815
						>< 1	準備金		750
							資本剰余金		65
							利 余 金		3,218
							利益剰余金		3,218
						純資產	全合計		7,034
욀	産	合	計		10,359	負債・純	資産合計		10,359

### 損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) 至 2024年12月31日) (単位:百万円)

科目	金 額	科	I	金	額
売 上 高	10,541	特別	利益失		0
売 上 原 価	8,236	特別	損失		2
売 上 総 利 益	2,305		朝純利益		626
┃ 販売費及び一般管理	1,717	法人税、住 事業税	民税及び		180
営業 利益	587	法人税等	調整額		7
営業外収益	43	当 期 純	[利益		439
営業外費用	1				
経常利益	629				

### 第71期決算公告

令和7年3月31日 大阪府吹田市江坂町1丁目12番40号

エースコック株式会社 代表取締役社長 村岡 寛人

貸借対照表の要旨 (全和6年12月31日現在) (単位:百万円)

	-			(市和0平14		
	資	産		の部	負債及び純資	産産の部
流固	動定	資資	産	21,138	流動負債	11,671
舌	定	資	産	26,937	賞与引当金	109
					その他	11,562
					固定負債	966
					役員退職慰労引当金	43
					その他	923
					負債合計	12,638
					株 主 資 木	34,244
					資本金	1,924
					資本剰余金	1,549
					資本準備金	1,549
					利 益 剰 余 金	30,771
					利益準備金	311
					その他利益剰余金	30,459
					自己株式	Δ 0
					評価・換算差額等	1,192
					その他有価証券評価 差額金	1,192
					純資産合計	35,437
資	産	合	計	48,076	負債・純資産合計	48,076

### 損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

	(III 14 14 0	1 30 - 1-1	E 11/3/14/
科目	金 額	科目	金 額
売 上 高	35,924	特 別 利 益	561
売 上 原 価	27,643	特 別 損 失	265
志 上 総 和 光	8,281	税引前当期純利益	
に した でする ででする ででする ででする ででする ででする ででする ででする ででする ででする ででする ででする ででする ででする のです のでする のでする のでする のでする のでする のでする のです のでする のでする のでする のです のでする のでする のでする のでする のでする のでする のでする のでする のでする のでする	6,505	法人税、住民税及び 事業税	30
営 業 利 益	1,776	法人税等調整額	560 △
営業外収益	4,777	当期純利益	
営業外費用	39		
経常利益	6,513		

### 令和6年事業年度決算公告

令和7年4月16日 神奈川県厚木市飯山南三丁目17番72号

ヴァレオ カペック ジャパン株式会社

代表取締役社長 室伏謙一郎

## 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

(単位: 千円)

	(1)和0年12	7月31日死伍/	<b>表展・111</b> /
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	4,859,056	流動負債	3,762,758
固定資産	4,826,435	(賞 与 引 当 金)	(22,520)
有形固定資産	4,649,953	(製品保証引当金)	(1,865)
無形固定資産	2,065	固定負債	1,253,569
投資その他の資産	174,417	(退職給付引当金)	(1,230,842)
		(永年勤続表彰引当)	(14,516)
		(製品保証引当金)	(8,210)
		負債合計	5,016,328
		株 主 資 本	4,669,164
		資 本 金	2,460,000
		資本剰余金	1,141,300
		資本準備金	1,141,300
		利益剰余金	1,067,864
		利益準備金	26,923
		その他利益剰余金	1,040,941
		純資産合計	4,669,164
│ 資産合計	9,685,492	負債・純資産合計	9,685,492

損益計算書の要旨 (自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:千円)

	( <u>T</u>	T=/10T    /	1 1 1 1 1 1 1 1
科目	金 額	科目	金 額
売 上 高 価 売 上 総 利 益	11,289,539	特別利益	0
売 上 原 価	9,553,462	特別損失	51,440
売 上 総 利 益	1,736,076	税引前当期純利益	643,825
<ul><li>販売費及び一般管理</li><li>費</li></ul>	1,044,875	法人税、住民税及び 事業税	113,124
費 営業外 営業外 営業外 関 営業 利 税 利	691,200	法人税等調整額	4,377
営業外収益	16,814	当期純利益	526,322
営業外費用	12,749		
経常利益	695,265		

### 第73期決算公告

令和7年4月16日

青森市大字牛館字松枝52番地1

## 株式会社ヤマイシ

代表取締役 石川 栄一

### 貸借対照表の要旨

(会和6年1月31日現在) (単位: 千円)

(TI TH U	平1月31日現住/	(単位・十円)
彩	l 🗏	金 額
資の 産部	流 動 資 産 固 定 資 産	2,649,704 1,897,010
注印	資 産 合 計	4,546,715
負債	流 動 負 債 金的 (稅 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	1,533,544 (43,299) (7,620) 639,812 (100,000) (176,000)
及び純資産の部	株 主 資 本金 資 本 乗 準 備 金 利 益 準 乗 備 金 利 益 準 準 備 金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,373,358 75,000 208,694 208,694 2,089,663 150,000 1,939,663 (243,714)
	純資産合計	2,373,358
	負債・純資産合計	4,546,715

合併公告 を記会社は合併して甲は乙の権利は 左記会社は合併して甲は乙の権利は この合併に対し異議のある債権者 掲載の翌日から一箇月以内にお申し なお、最終貸借対照表の開示状況 りです。 (T) 下記のとおりです。 (A) 下記のとおりです。 状況は次のとお申し出下さい。 本公告 にいたしまして義務全部を

### 第24期決算公告

令和7年4月16日

青森市新町一丁目9番8号 株式会社サカエ企画 代表取締役 吉田

貸借対照表の要旨 (会和6年5月31日現在) (単 · (単位: 千円)

( 11 AH O	中も方が日が江戸	(平正	7 . 1 1 1/
彩	·	金	額
次の	流動資産		8,320
資の   産部	固定資産		1,146
性叩	資 産 合 計		9,466
	流動負債		29,417
負純	(納税引当金)		(70)
<b>債資</b>	株 主 資 本	Δ	19,951
頂へ   <sub>_</sub> 産	資 本 金		10,000
172	利益剰余金	Δ	29,951
رن. ا	その他利益剰余金	Δ	29,951
び部	(うち当期純損失)		(5,284)
	負債・純資産合計		9,466

### 第 2 期決算公告

令和7年4月16日

石川県珠洲市上戸町北方4字177番地3 株式会社NAIA

代表取締役 清水雅楽乃

貸借対照表の要旨

(令和6	年11月30日現在)	(単位:千円)
彩	·	金額
資の	流 動 資 産 置 産	103,814
貝切	固定資産	160
産部	繰 延 資 産	176
注印	資産合計	104,151
	流動負債	136,699
負純	株 主 資 本	△32,548
信資	資 本 金	10,000
債産の	利益剰余金	△42,548
	その他利益剰余金	△42,548
び部	(うち当期純損失)	(35,288)
	負債・純資産合計	104,151

第5期決算公告 令和7年3月14日 大阪府大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

### 株式会社EMテクノロジー研究所

代表取締役社長 佐藤 夏苗

貸借対昭表の要旨(会和6年12月31日現在)

<u> マロハリボ</u>	<b>: X O 女 日</b> ( 1) 和 0 子	12/101日元正
彩	-	金額(千円)
次の	流動資産	950,220
資の   産部	固定資産	98,572
连印	資 産 合 計	1,048,792
	流動負債	448,559
負純	賞 与 引 当 金	126,995
債資	株 主 資 本	600,233
1頁()   産	資 本 金	5,000
及の	利益剰余金	595,232
, 0	その他利益剰余金	595,232
び部	(うち当期純利益)	(87,415)
	負債・純資産合計	1,048,792

### 第65期決算公告

令和7年4月16日

新潟市中央区米山4丁目6番12号

### 株式会社ナカムラ

代表取締役 古屋 裕之

### 貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在)

和	l I	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	2,650,449 1,518,560
连印	資 産 合 計	4,169,009
	流 動 負 負 債 退職給付引当金 そ の 他	2,715,705 556,408 48,000 508,408
負	負債合計	3,272,113
負債及び純資産の部	株 主 本 金金金金 その他 利益 益 利 本 の他 利 益 位 利 本 の 金金 金金 金金 で 利 益 益 利 準 順 乗 の 他 利 益 が 利 益 が で の 他 り ち 当 期 純 利 益 が (う ち 当 期 純 利 益 )	896,896 85,000 85,000 85,000 726,896 8,000 718,896 (284,444)
	純資産合計	896,896
	負債・純資産合計	4,169,009

承継して存続し、z 左記会社は合併し なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおり、載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいこの合併に対し異議のある債権者は、本公 新潟市中央区米山四守和七年四月十六日 新潟市中 中央区 乙は解散することにいたしいして甲は乙の権利義務全部 下さい。 É

### 第 44 期 決 算 公 告

令和7年4月16日

新潟市中央区鐙西2丁目9番17号 株式会社新潟設備センター

代表取締役 阿部 良信

貸借対照表の要旨

(市和0年0月30日現在)				
彩	-	金額(千円)		
資の	流動資産	21,713		
真の	固定資産	1,806		
生印	資 産 合 計	23,519		
	流 動 定 負 負債 債債 本	17,280		
負純	固定負債	_		
債資		6,239		
慎会	資本金	10,000		
及の	利 益 剰 余 金	△ 3,761		
	その他利益剰余金	△ 3,761		
び部	(うち当期純利益)	(4,155)		
	負債・純資産合計	23,519		

第 65 期決算公告 令和7年4月16日 兵庫県明石市貴崎5丁目9-19 朝日アルミニウム株式会社

代表取締役社長 上安 孝明 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

5	い日クリバ	《父い女日()	1 小 O 寸	-17/1	01日5仏114
	彩	-	目		額(千円)
	資の	流動資	産産	6,	960,735
	産部	固定資	産	5,	260,244
	连叫	合	計	12,	220,980
		流動負	債	5,	711,646
	負純	固定負		4,	465,361
		株 主 資		2,	043,972
	債 債	資 本	金		49,500
	産	利益剰	余金	2,	794,472
	及企	利益準			12,375
	べの	その他利益			782,097
	び部	(うち当期			152,036)
		自 己 杉	朱 式		800,000
		合	計	12,	220,980

### 第 8 期 決 算 公 告

令和7年3月27日

東京都品川区東五反田二丁目10番2号

一般社団法人日本スピードゴルフ協会

代表理事 石坂 信也

**貸借対照表の要旨** (令和6年12月31日現在) (単位:円)

彩	-	金 額
資の	流動資産	1,593,421
産部	合 計	1,593,421
24	流動負債	669,408
負純	負債合計	669,408
債資 及の	利益剰余金	924,013
及佐	繰越利益剰余金	924,013
び部	純資産合計	925,013
	合 計	1,593,421

### 第52期決算公告

令和7年3月28日

新潟県長岡市与板町本与板45番地

### 株式会社サカタ製作所

代表取締役 坂田

### 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

彩	i 🗏	金 額
資の 産部	流 動 資 産 固 定 資 産	3,151,362 4,104,149
连印	資 産 合 計	7,255,512
	流 動 負 債 (うち賞与引当金) 固 定 負 債 (うち退職給付引当)	1,898,919 (114,631) 888,056 (314,847)
負	負債合計	2,786,975
債及び純資産の部	株資資 資 和 利 在 本 金金 金	4,451,725 13,200 4,800 4,452,625 5,000 4,447,625 (287,368) △ 18,899 16,810
	純資産合計	4,468,536
	負債・純資産合計	7,255,512

### 算 決 公 告

令和7年4月16日

千葉県野田市堤根112番地6

### 株式会社ジョイ・フローラ

代表取締役 小栗 政克

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

和	l 🗏	金額(千円)
資の	流 動 資 産 置 定 資 産	163,888 303,295
産部 	資産合計	467,184
負債及び純資産の部	流(固) 株資資 資 そ 利 利 そ の は	102,376 (4,768) 89,079 (80,261) 275,728 20,000 219,029 3,000 216,029 36,698 2,000 34,698 (26,547)
	負債・純資産合計	467,184

承継して存続し乙は解散することにいたしまし左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を合併公告 なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりで、載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この合併に対し異議のある債権者は、本公告 (甲)株式会社ジョイ・フロー 千葉県野田市堤根一一二番地六元十二番地六 本公告 政克ラ で

令和7年4月16日 決算公告 東京都台東区西浅草一丁目7番16号 株式会社エイエムフーズ

代表取締役 小栗 政克 貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

彩	·	金額(千円)
資の	流動資産	237,623
貝の  産部	固定資産	48,785
连印	資 産 合 計	286,409
	流動負債	15,394
	(賞 与 引 当 金)	(1,196)
負純	固 定 負 債	73,761
次	(退職給付引当金)	(7,101)
債資	株 主 資 本	197,252
産	資 本 金	10,000
及の	利益剰余金	187,252
(0)	利益準備金	2,500
び部	その他利益剰余金	184,752
	(うち当期純利益)	(26,395)
	負債・純資産合計	286,409
	· ·	

### 第64期決算公告

2025年3月31日

長野県北佐久郡御代田町大字塩野400番1

### 大浅間ゴルフ株式会社

代表取締役社長 玉置 敏浩

### 貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:千円)

彩	ł 🗏	金 額
資産の部	流 動 定 産産 産	234,373 702,920 698,175 2,155 2,589
	資 産 合 計	937,293
負債	流 動 負 債 (うち) を 負 債 (うち) を しま	31,586 (4,023) 1,152,552 (37,605) (924)
及	負 債 合 計	1,184,138
び純資産の部	株 主 本金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	△246,845 150,000 90,000 90,000 △486,845 15,000 △501,845 (12,250)
	純資産合計	△246,845
	負債・純資産合計	937,293

# 所有する方は、 優先出資の消却につき優先出資証券提出 令和七年四月十六日

とにいたしましたので、当社の優先出資証券を 九日までに当社にご提出下さい。 倶楽部ビルディングー一階 東京都千代田区霞が関三丁目 Kitasando Development特定目的会社 発行済優先出資九万口を消却するこ 効力発生日である令和七年五 マクドナルド・グレ 番 ・ゴリ 六号東 月

令和7年4月16日

第 期 算 告 8 決

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京倶楽部ビルディング11階 Kitasando Development特定目的会社

及 マクドナルド・グレゴリー・ジェー 貸 借 対 照 表 の 要 旨 (令和 6 年12月31日現在) (単位:千

(単位:千円) 額科 額 動定 1,436,734 流 負負 243,077 定 の他資産 3,101,179 固 2,425,305 **負債合計 負債資本** 長費資本 等優別 動 資 産 3,098,641 2,668,382 延 資 2,538 社 1.869.531 1,651,571 217,760 217,760 1,869,531 産 合 4,537,914 負債 計

損益計算書の要旨 | 今和6年1月1日 | 令和6年12月31日 | 令和6年12月31日 | (単位:千円)

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、

本公告

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照

及び損益計算書の要旨は下記のとおりです。

:和七年四月十六日

倶楽部ビルディングーー 東京都千代田区霞が関三丁目

階

一番六号東

Kitasando Development特定目的会

マクドナルド・グレゴリ

優先資本金の額の減少公告

ことにいたしました。

当社は、

優先資本金の額を金九億円減少する

			(早	<u> (位:十円)</u>
科	-		目	金額
営	業	収	益	5,094,513
営	業	費	用	3,706,740
営	業	利	益	1,387,772
宮	業り		益	2,880
営	業夕	卜費	用	2,702
経	常	利	益	1,387,950
	目前当			1,387,950
法人事業	、税、信 <sup>を税</sup>	E民税	及び	950
当		电利	益	1,387,000

第29期決算公告 令和7年4月16日 大阪市北区天神橋1丁目13番15号

株式会社かんきょうムーブ 代表取締役 山梶 修平 貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

令和7年4月16日 水曜日

~ ID // J //	(1) V	H (   1   1   1	<u> </u>	0 / 1	
彩	<b>-</b>	目		金	額(千円)
資の	流動	資資資産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産			42,870
貝の	固定	資 産資 産			36,964
産部	繰 延				152
注印	合	計			79,986
	流動	負債			8,668
負純	固定	負債			12,790
咨	株 主	資本			58,528
債資	資		È		30,000
産	利益	剰余会			40,928
及の		也利益剰余			40,928
1		当期純損			(3,771)
び部		<u>株</u>	<u>t</u>		△12,400
	슈	計			79.986

り です。 なお、 大阪市北区1-1和七年四月-一の額の減少公告 は、資本金の額はは、資本金の額は、資本金の決議1 外主総会の決議1 了しております。 の決定に対し異3 載の に対し 関ます。 の 決議は の は令和七年 代表取締4代表取締4 借対照 箇議 ■月以内にお申<sub>−</sub> 畷のある債権者は 表の 令和七. 締役を行う 要旨は左記 手 七月二 き 山 ょ **万**士 減少 梶 う番 しは、 十日 1 一 ブ 号 修 のと 出 し 下本公 大で 華 日あ 千

### 令和7年度給水装置工事主任技術者試験の公示

当財団は、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の12第1項の規定に基づき、令和 7年度給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を次のとおり行うので公示しま

令和7年4月16日

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング12階 公益財団法人給水工事技術振興財団

理事長 岡澤 和好

### 1. 試験地区

北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州、沖縄

2. 試験期日 令和7年10月26日(日)

### 3 試験科目

(1)公衆衛生概論 (2)水道行政 (3)給水装置の概要 (4)給水装置の構造及び性能 (5)給 水装置工事法 (6)給水装置施工管理法 (7)給水装置計画論 (8)給水装置工事事務論

### 4. 試験科目の一部免除

建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項の表に掲げる検定種目のう ち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者(二次検定に 限る。)は、上記試験科目のうち(3)給水装置の概要及び(6)給水装置施工管理法の免除を 受けることができる。

- 5. 受験資格 給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者とする。
- 6. 受験の手続
- (1) 次の書類を提出すること。
  - ① 給水装置工事主任技術者試験受験願書
  - ② 給水装置工事実務従事証明書(前年度以前の受験者は、申請により提出を省略 することができる。)
- ③ 写真(旅券法施行規則(令和4年外務省令第十号)別表第一に定める要件を満 たしたものとする。)
- (2) 試験科目の一部免除を受けようとする者は、次の書類を併せて提出すること。
  - ① 給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書
  - ② 1級又は2級管工事施工管理技術検定合格証明書の写し(二次検定に限る。)
- (3) 当財団ホームページに掲載する受験申込書作成システムに必要事項を入力するこ とにより、受験申請書(受験願書、実務従事証明書、一部免除申請書)が入手でき る。上記の入手方法が困難な場合は当財団まで連絡すること。なお、受験申込書作 成システムは、令和7年6月2日(月)10時から7月4日(金)17時まで利用可能 とする。

### 7. 受験願書等の書類の受付期間及び提出先

- (1) 受験願書等の書類は、令和7年6月2日(月)から7月4日(金)(消印有効)ま での間に公益財団法人給水工事技術振興財団国家試験部国家試験課(〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号新宿第一生命ビルディング12階 電話 03-6911-2711代 (音声案内①)) に簡易書留郵便により提出すること
- (2) やむを得ず受験願書等の書類を直接当財団に持参する場合の受付時間は、上記期 間中(土曜日、日曜日を除く。)の午前10時から午後4時までとする。
- (3) 提出した書類は返却しない。
- (4) 申請した受験地区の変更を希望する場合は、所定の用紙を9月4日(木)までに 当財団あて提出すること(必着)。

### 8. 受験手数料

- (1) 受験手数料は21,300円とする。
- (2) 納付方法は、郵便振替又はクレジットカード決済とする。
- (3) 受験手数料は、受験に関する書類の受付後は返却しない。
- 9. 受験票の発送 受験票は、10月1日(水)に発送する。

### 10. 試験結果の発表

試験の合格者は、令和7年11月28日(金)午前10時、当財団の掲示場に、その受験 番号を掲示して発表するとともに、当財団のホームページ(https://www.kyuukou. or.jp) にも掲載して発表する。なお、合格者には合格証書を、不合格者にはその旨 を記載した通知書を、それぞれ親展により送付する。

### 第26期決算公告

令和7年4月16日

(号外第86号)

東京都港区六本木六丁目2番31号

### 株式会社マイステイズ・ホテル・ マネジメント

代表取締役 代田 量一

### 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

彩	ł 🗏	金 額
資の 産部	流 動 資 産 置 定 資 産	12,626,996 2,357,634
	資 産 合 計	14,984,630
負債及び純資産の部	流 動 負 債	9,122,958 2,921,653
	負債合計	12,044,611
	本金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	2,940,019 100,000 3,129,824 629,824 2,500,000 2,210,194 5,764 2,204,430 (632,210) 42,500,000
	負債・純資産合計	14,984,630

### 第 19 期 決 算 公 告

2025年4月16日

東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワ-

# モルガン・スタンレー・ビジネス・ グループ株式会社

代表取締役 ウィリアム・ブルノギ

### 貸借対照表の要旨

(停·五星田)

(2024年12月31日現在) (単位:百万円)			
科	l I	金 額	
資の 産部	流動資産	11,913	
	資 産 合 計	11,913	
負債及び純資産の部	流 動 負負債 固 定 負負 当当金 退職給酬引当金 繰延報酬引当費用 記当金 の 他	4,255 12,934 1,751 1,875 3 9,304	
	負債合計	17,190	
	株 主 資 本 資 本 金 利 益 剰 余 金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△5,276 0 △5,277 △5,277 (255)	
	純資産合計	△5,276	
	負債・純資産合計	11,913	